

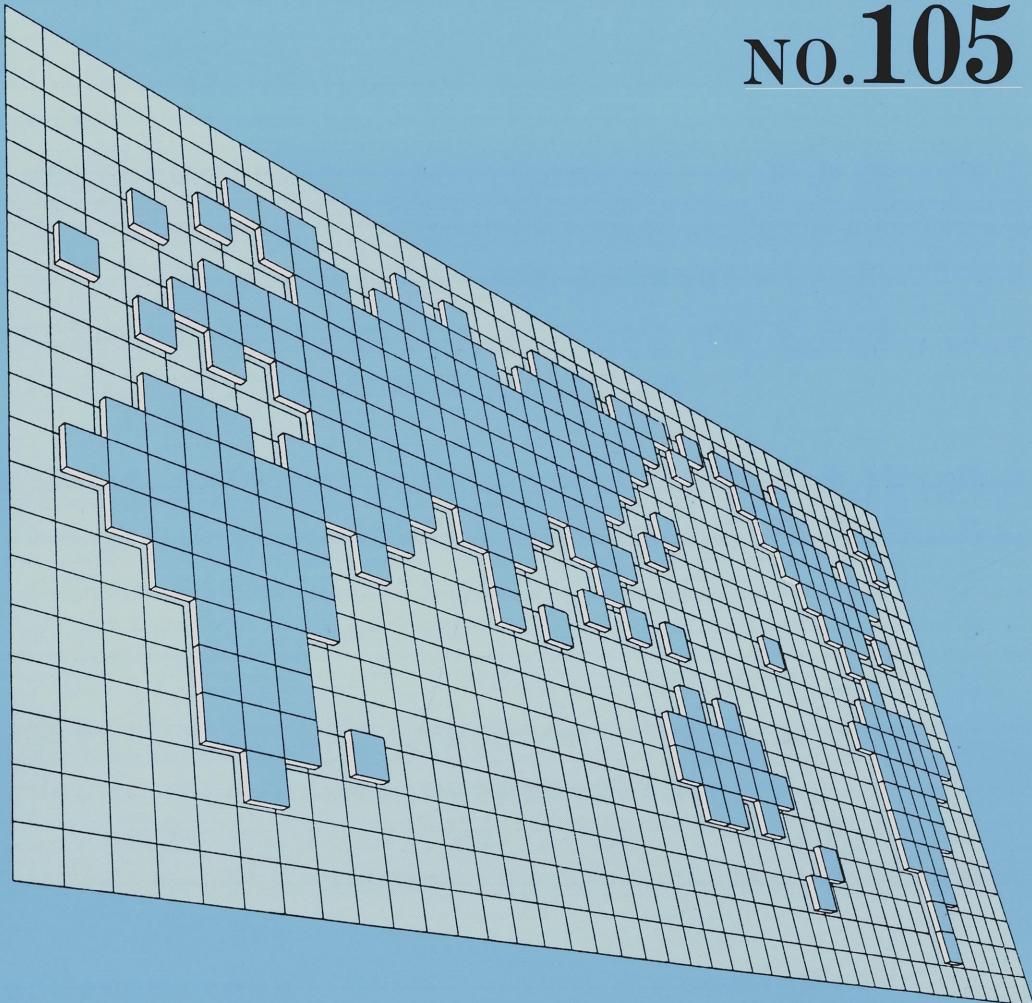
94.1.24

海外社会保障情報

Overseas Social Security News

Winter 1993

No.105



The Social Development Research Institute

社会保障研究所

人口問題研究所資料

時代の眼

高齢社会への対応

小　山　路　男

日本はいま、高齢社会の入口に立っている。65歳以上人口の比率は1990年で12.1%であったが、2000年には17%，2010年には21.3%と増加を続け、2025年には25.8%になると推計されている。国民の4人に1人が65歳以上という超高齢化社会の状態に30年ほどで到達するという予測は、世界に例を見ないものである。

高齢化の進行は、別の言葉でいえば、少子化のそれである。合計特殊出生率は平成元年に1.57となって以来、平成4年には1.50まで低下している。平均世帯人員数は3.04人にまで減少し、高齢単独者世帯の増加が著しい。それとともに就業女性の増加によって家庭の相互扶助機能の低下が起こって、社会保障に対するニーズが一般化・普遍化しつつある。

高齢化と少子化の影響をもっとも強く受けるのは、いうまでもなく年金制度である。現在60歳の老齢年金の支給開始年齢を65歳に引き上げようという提案は、すでに昭和55年改正のときに行われた。この提案は世論の激しい反対のため、十分検討もされることもなく廃止になった。昭和60年の基礎年金導入の大改正のときには、65歳問題は取り上げられなかった。制度全体の大改正に中心があつたからである。平成元年改正では65歳支給開始が提案されたが、政府の見解には説得力がなく、これも成功しなかった。

しかし、この間にも高齢化は急速に進行して行く。平成6年に改正が予定されている今回の作業では、何としても65歳問題に決着をつけなければならない。問題が難航するのは60歳から65歳までの期間の就業と賃金収入に対する不安であり、それだけに60歳の現状維持を強調する声も強い。いずれにせよ、支給開始年齢は、雇用制度とも連携しながら、計画的に見直しを行っていかねばならない。

これとならんで、平成7年までには年金制度の一元化を実現しなければならない。この問題も、各制度内の利害が対立するため、解決が困難である。しかし、高齢化の速度が早いだけに、一元化の必要はそれだけ強い。個別制度の利害の主張を調整して、できるかぎり問題の円滑な解決を望む。

老人保健福祉施策の展開については、2つのポイントがある。1つは老人保健法の発展である。

同法は昭和58年2月に実施されたが、加入者比率が50%以下で出発したため、昭和61年改正でこれが100%とされた。それと同時に老人保健施設が創設された。

もう1つは、平成元年12月の高齢者保健福祉推進10か年戦略の制定である。このゴールドプランは10年間でホームヘルパーやデイサービス、機能訓練などの各種サービスを整備、調整したり、特別養護老人ホームや老人保健施設などを緊急整備しようとするものである。これを受けて平成2年6月には老人福祉法等関連8法が改正され、老人保健福祉計画の作成や措置権の市町村への移管などが行われた。さらに平成3年9月には老人保健法の第2次改正が行われ、老人訪問看護制度の創設や、看護・介護体制の整った老人病院の入院医療費や、老人保健施設療養費などの公費負担が3割から5割に引き上げられた。平成4年7月には、老人保健福祉局が新設された。

平成5年は老人福祉法施行30周年、老人保健法施行10周年に当たる。ゴールドプランと老人保健法の発展は、高齢社会への対応がようやく本格化しつつあることを物語っている。ゴールドプランについていえば、地域福祉計画のコアをどうつくり、各種施策の整合性をどう確保するかという問題がある。各市町村の創意工夫が望まれる。

少子対策としては、平成6年度予算でエンジェルプランが要求されるという。児童、母子福祉の重要性もようやく政策の日程に上ってきたようである。ただ、高齢社会への対応は、少子化も含めて、絶えず見直しをし、改善をしなければならない。社会は絶えず変化し、新しいニードが生まれるからである。

(こやま・みちお　社会保障研究所顧問)

はじめに—特集の趣旨とその目的—

高木 安雄

●なぜ社会保障理論の特集を考えたか

社会保障理論の再構築がいわれて久しい。ソ連・東欧社会主義国の崩壊に加えて、先進諸国における高齢化の進行・経済成長の停滞・財政危機の深刻化の中で、社会保障見直しの動きが始まり、これまでの社会保障理論の延長線上にその将来を展望できなくなつたためである。

わが国でも、社会保障制度審議会において、「社会保障将来像委員会」が設けられ、社会保障の基本理念の見直しとその概念・範囲の再検討が進められている。すでに第1次報告が公表されているが、来春の本報告においてどのような将来像を提言するのか、社会保障理論に新たな地平を拓いてくれるものと注目したい。

しかし、これまで成長・発展してきた社会保障が、その社会的意義・役割を失ったわけではない。先進諸国のうち唯一、公的医療保障制度がなかったアメリカにおいて、クリントン政権が公的医療保障制度の創設に取り組んでいることに象徴されるように、社会保障のフレームワークは、なお現代的意義を持ち続けているのである。

さらに開発途上国における社会保障制度の導入も、その経済発展に不可欠のものであり、中国をはじめ発展するアジア諸国にとって、社会保障制度の構築は緊急の課題となっている。そ

れは、20世紀のイギリスにおいて産業社会の進展が同時に社会保障の生成に繋がつていったのと同じ歴史とみてよいだろう。たとえ、時代は変わっても、社会保障は今日も社会発展の必要十分条件として機能しているのである。

こうした社会保障をとりまく大きな時代の流れをふまえて、これまでの社会保障理論について、その検証を行つたのが今回の特集の目的である。社会保障制度の現代的な展開の過程で、大きな足跡を残した9人の研究者について、その人物と業績を論じてもらった。社会保障の将来を展望するうえでも、まず必要な作業と考えたからである。

すでに当研究所では、1977年3月に『社会保障の潮流一人と業績』と題して、11人の研究者の評伝を収録した本を全国社会福祉協議会から刊行している。とりあげた研究者11人は、主に社会保障の創成期に活躍した人物であり、社会保障の典型的な展開を示したイギリスの研究者を中心に、各国への浸透という観点からドイツ・フランス・スウェーデン・アメリカのほか、わが国の研究者も取り上げている。そのリストと執筆者を紹介すると以下のとおりである。

エドウィン・チャドウィック：橋本 正己

前田 信雄

オット・フォン・ビスマルク：太陽寺 順一

チャールズ・ブース：石田 忠

ウェップ夫妻：小山 路男

シーボーム・ラウントリー	：小沼 正
ウイリアム・ベヴァリジ	：地主 重美
エドウィン・ウィッテ	：谷 昌恒
グンナー・ミュルダール	：山田 雄三
ピエール・ラロック	：上村 政彦
リチャード・M・ティトマス	：三浦 文夫
賀川 豊彦	：嶋田 啓一郎

●今回とりあげた研究者たち

さて、今回新たにとりあげた社会保障に関する研究者は以下の9人であり、それぞれの執筆者にその人物と業績を現代的な視点から論じてもらった。ここでは、社会保障に関する理論の歴史をたどる意味からも、各研究者を年代順に並べている。

トマス・マーシャル	：伊藤 周平
フランシス・ネットル	：藤井 良治
N.E.バンク-ミッケルセン	：中園 康夫
ブライアン・エイベルスミス	：前田 信雄
ピーター・タウンゼンド	：杉野 昭博
アマルティア・セン	：鈴木 興太郎
マーティン・フェルドシュタイン	

：田近 栄治

アンソニー・アトキンソン	：地主 重美
ペーター・フローラ	：毛利 健三

この他にも、多くの研究者がリストアップされたが、アンケート調査などにより本誌各編集委員の意見も参考にしながら、9人の研究者とその執筆者を絞っていった。その結果、各執筆者にも特集の趣旨をご理解いただき、予定した研究者すべての論稿を集めることができたのである。(F.ネットルについては、当初、J. J. デュペルーを計画していたが、資料の制約や資料照会の手違いなどからネットルに変更された。ア

ランスの研究者を紹介する意図を優先したのである)。こうした論集に快く執筆いただいた各氏に深く敬意を表したい。

今回とりあげた研究者9人の国・出生地をみると、イギリス4人のほか、フランス・デンマーク・インド・アメリカ・オーストリアが各1人ずつとなっている。イギリスが多いのは当然としても、前回の評伝集ではイギリスが半数以上(11編のうち6編)を占めていたことを考えると、社会保障の理論研究が広く各国で進められているという時代の変化と深まりが読み取れる。

さらに、社会保障理論に関する研究者とはいながらも、フランスのネットルやデンマークのミッケルセンのように社会保障・社会福祉の行政官として出発しながら、その過程で社会保障の理論家・思想家のレベルまで到達した人物もとりあげられている。それだけ社会保障の理論・思想が現実の国民生活はもちろん、政策立案の中で検証・追求されるようになっているといえよう。社会保障の定着・普及とともに、それに関する理論も現実社会との拮抗の過程で、きびしく鍛えられていると評価したい。

もちろん、イギリスのこれまでの社会保障の伝統は、今回の特集でも確実に感じるはずである。エイベルスミスとタウンゼンドの2人は、前回にとりあげられたリチャード・M・ティトマスの影響の下に、その理論・実証研究を進めた人物であり、いわば弟子にあたる研究者たちである。ネットルも前回のピエール・ラロックとともにフランスの社会保障の発展に関わった人物であり、そうした意味で今回の特集は、前回の続編として読まれてよい。

しかし、近年の社会保障研究は、フェルドシュタインに代表されるように経済学的手法によ

る政策効果の検証や政策提言など、より具体的なものに力点がおかれている。アトキンソンも同じであり、サッチャリズムに対抗した政策の提言は現代の社会保障の構築にむけた苦闘といつてもよいだろう。

今回とりあげた研究者9人のうち、6人が存命でなお活躍中であり、当人から直接教えを乞うた執筆者もいるくらいだ。それだけ現代に近いわけで、最終的な評価についてはなお時間を要するものかもしれない。しかし、社会保障の方向を追求する理論的苦闘のひとつの断面を眺めておくのも無駄ではないだろう。

●社会保障の理論を求めて：マーシャルからフローラまで

ここで、各論文でなされた9人の評伝を簡単に概括しておこう。

まず、マーシャルについては、今年が奇しくも生誕100年にあたることを紹介し、資本主義社会における平等の問題を市民権との関連で展開していくった彼の業績をたどっていく。そして福祉国家をさらに進めた彼の「民主—福祉—資本主義」の「ハイフン連結社会」モデルについて、明確な価値のコンフリクトの存在とすべての立場がより客観的で精緻な検討にさらされるような環境の存在の必要性を強調していると述べ、「社会保障の原理と市場経済の原理とのバランスのとれた均衡を考えるうえで、不可欠の視点」と、著者は評価している。

ネットルについては、パリ大学での彼の社会保障の講義を何回か聴講した者による執筆であり、「いま社会保障は喪に服している」というピエール・ラロックのネットルへの追悼文から彼の人となり、業績の紹介を始めている。そして、

著作『社会保障とその原理』をもとに彼の社会保障観をまとめて、「予防機能と労働復帰促進という機能を高く評価するネットルの社会保障観は、大戦後のフランス社会保障制度創設に少なからぬ影響を与えたベヴァリジと共通する」と評価する。

ミッケルセンは、デンマークのノーマリゼーションの創始者であるが、評伝ではナチス抵抗運動で捕らえられ、収容所で人権を無視した生活を体験しながら平和や人間の自由の問題を考え、戦後は社会省に入って人権を無視した施設の状況を体験した経験を紹介するなど、ノーマリゼーションの原点をさぐる内容となっている。そして、デンマークにおけるノーマリゼーションの発展について、(1)社会保障制度が充実していること、(2)まとまった小国であること、(3)国民に平等性と権利性を大切にする意識が強いこと、などを彼との面談から明らかにするなど、今日の社会福祉の課題を彼の評伝の中に考察している。

エイベルスマスは、ティトマスとともにイギリスのNHSに深く関わった研究者であり、病院国営化の政策提言の背景をたどっている。そして、病院のケアレベルを基本的に決定する看護職についての先駆的な政策研究を紹介し、社会保険による医療保障に批判的な彼の立場をとりあげて、医療保障制度における医師の役割や報酬支払い方式についての彼の考えを論じている。WHOやOECDなどの国際舞台で活躍する彼の活動もとりあげ、効率的・効果的な保健医療サービスの提供=保健医療改革のための取り組みにお邁進している近況も伝えている。

タウンゼンドについても、「貧困の測定」を軸に絶対的貧困から相対的貧困概念の提唱、豊かな社会における貧困の再発見の研究プロセスの

紹介のほか、人類学的な手法による著作『老人と家族』の意義を強調して、彼の業績をまとめている。そして、現代の社会保障において、経済的格差に加えて文化的格差が大きな論点になると述べ、「人類学と福祉学との本質的関連性を明示した」ことに彼の学問的功績を見出している。

センは、厚生経済学と社会的選択論の経済学者であり、インドに生まれ、イギリスで学び、アメリカで活躍する今日の学者であり、「与えられた社会厚生関数に即して望ましい資源配分状態を特徴づけて、最適な資源配分の実現のために有効な政策措置の体系を設計することに尽きる」という厚生経済学の固有の役割の展開を論じている。そして、福祉経済学の方法論や貧困の問題と有効な社会保障プログラムのあり方に關する彼の研究成果をとりあげ、「厚生経済学の伝統を、現代の精緻化された経済理論の流れのなかで力強く継承している経済学者」と讃えている。

フェルドシュタインは、アメリカの経済政策の中心人物としてなお活躍中の大学者であり、ここでは、「年金と資本蓄積」、「最適年金給付」、「不確実性と年金」の3つの分野から彼の経済分析を紹介している。結論的には、年金は所得に負の効果を与える、賦課方式による年金の収益率は一般の資本収益率よりもはるかに低く、年金によって資産が非効率的に利用されるなど、公的年金制度の多くの問題を摘出していることを述べ、年金を経済分析の対象にして研究を開拓してきた彼の洞察力とその業績を強調している。

アトキンソンは、伝統あるイギリスの社会政策について公共経済学の手法によって徹底的な分析を行った学者であり、貧困の測定や社会的

不平等の尺度の研究のほか、所得保障体系に関する彼の新しい考え方を詳しく述べている。そして、サッチャリズム、とくに失業保険の改革に対する彼の反論をとりあげ、普遍主義と選別主義という社会保障の基本的命題の中で、沈潜する貧困の現状を強調し、(1)競争幻想への批判、(2)保険幻想への批判、(3)社会保障と公共選択、についての彼の立場を明らかにしている。

フローラは、西欧现代社会を構成する福祉国家の制度的枠組みとその歴史を解明した研究者であり、福祉国家と資本主義的市場経済と大衆民主主義とは、三部構成の構造体であることをまず明らかにする。そして、福祉国家は膨張的である、社会構造に対して平等化傾向と身分保障的傾向の両義的インパクトを持つ、資本主義経済と民主主義政治体制に対して安定化傾向と硬直化傾向を有するなど、福祉国家の持つ命題を紹介し、論じた後、多元的アプローチによる福祉国家の理解と基礎データを網羅した各国間の比較に関する彼の不滅の業績を讃えている。

●社会保障理論のこれからの課題

こうして社会保障理論に関する9人の評伝をみてくると、そこから今後の検討すべき課題が示されてくる。1つは、社会保障の根幹をなす社会的不平等の測定の課題であり、豊かな社会における社会保障の存立を決めていく決定的なテーマである。タウンゼンドやアトキンソン、センなどのアプローチをもとにどう深めていくか、貧困の再発見は容易ではあるまい。

2番目は、その社会的不平等の解決の方法に關わる課題であり、社会保険か公的扶助か、普遍主義か選別主義かなどの社会保障の制度的枠組み・技術の問題である。ネットルの社会保障

の技術論のほか、フェルドシュタインの公的年金に対する問題提起はもちろん、ミッケルセンのノーマリゼーションもその中に含まれる課題といえ、財源の確保も合わせて社会的な合意形成を進めなければならない。

3番目は、こうした社会保障を現代の経済体制と政治体制の中にどう定着させるかの課題であり、その際には国際的な視野も必要となる。そのためには、マーシャルの市民権の発展やフーラの西欧福祉国家に関する洞察が大きな材料になろう。タウンゼンドの人類学的な視点も有効であり、社会保障と国民生活の関連を探る

には多元的なアプローチが求められる。そして、エイベルスミスの国際的な視野での問題提起も忘れてはならない。

経済・政治とも混迷する現代社会において、社会保障の役割と有効性を支える理論はどこに求められるか、今回の特集を契機にさらなる前進と研究が行われることを期待せずにいられない。難しいテーマにも関わらず、快く執筆を承諾された各氏に改めて謝意を表するとともに、読者のご意見・ご批判を期待して、特集の前書きとしたい。

(たかぎ・やすお　社会保障研究所調査部長)

トーマス・マーシャル

(Thomas Humphrey Marshall, 1893~1981)

——市民権の理論とハイフン連結社会論——

伊 藤 周 平

1. はじめに

1942年のベヴァリジ報告によってその原型を確立したイギリスの福祉国家は、1970年代以降、経済成長の停滞と財政危機の中で多くの批判にさらされてきた。その後、イギリスでは1980年代のサッチャー政権の時代を経て、ベヴァリジ的な社会保障理論がその有効性と信頼性を完全に失い、1990年代の現在、社会保障の理論は摸索と再編の時期に入っていると考えられる。社会保障の理論の中でも、社会保障の理念や価値をめぐる議論は重要な問題領域を構成しているが、日本では、こうした議論はとかくイデオロギー論争的な形で展開されることが多く、社会保障の水準の低さとその範囲の狭さを攻撃する権利主義的社会保障論が優勢であったといわれている(福武 1983)。これに対して、イギリスでは現実の制度や政策の中において社会保障の理念や価値が持つ意義、機能について幾つかの理論的研究がなされてきており、それなりの研究蓄積がある。そうした中で、近年、西欧の社会保障理論において、市民権の理論を中心にイギリスの社会政策学者 T. H. マーシャルが再評価されつつある。マーシャル自身は、本特集の他の研究者たちに比べて古い世代の学者にあたる

が、その議論は、社会保障の理念と価値をめぐる現在の問題状況、さらには、社会保障理論の将来の方向性を考えるうえで大きな示唆を与えてくれている。

本稿では、マーシャルの業績の中でも、特に市民権の理論と民主一福祉一資本主義のハイフン連結社会モデルの議論に限定して、マーシャルの社会保障理論の特徴とその現代的意義を考察することとした。

2. T. H. マーシャルの経歴と学問的立場

(1) マーシャルの経歴

T. H. マーシャル (Thomas Humphrey Marshall)は、1893年ロンドンに生まれた。今年は、ちょうどその生誕100年に当たる。ケンブリッジで歴史学を学んだが、第1次世界大戦時にはドイツで文民捕虜として抑留生活を経験している。戦後の1919年にケンブリッジのトリニティ・カレッジの歴史学のフェローに選出された。その間、労働党候補として選挙に立候補したりしたが、「選挙戦が性に合わない」として、政界入りを断念し、研究生活に入った。6年間のフェローのあと、W. ベヴァリジが学長の時、ロンドン政治経済大学 (LSE) のソーシャルワークの学生のチューターとなったが、その際、マー

シャルはその科目については「何も知らなかつた」と回想している。その後、1929年にL.ホブハウスが亡くなり、M.ギンズパークが部長職を継いだ時に、社会学部の正規の教員に加わり、比較社会制度論を担当した。その時も、マーシャルは「専門職業的意味での社会学については全く無知であった」と述べている。もっとも、彼は、その抑留生活の中で「社会学的好奇心を持ち、私の歴史研究の中に幾らかの社会システムの分析と社会変動の解釈の手法を取り入れた」とも言っている([14]pp. 89-91)。LSEでは1944年から1949年にR. M.ティトマスが学部長職を引き継ぐまで、同大学の社会学部長を務めている。大学以外でも、1949年から1950年にかけてドイツにおけるイギリス占領当局の教育顧問を担当したり、また、1956年から1960年までユネスコの社会科学部門の部長職、1959年から1962年まで国際社会学会の会長を歴任している¹⁾。

(2) マーシャルの学問的基盤

以上のような経験からもわかるように、マーシャルの初期の専門領域は歴史学であり、社会学についての彼の業績の多くは、LSEで職に就いてから後のものである。マーシャルは、LSEで教えていた時に、「ギンズパークによって解釈されたホブハウスの影響をほとんど全面的に受けて」社会学者になったとし、社会秩序の基礎的原理としてホブハウスの親族関係(Kinship)、市民権(Citizenship)等の概念を用い、M.ウェーバー、E.デュルケームらの著作から多くを得、彼自身の著作に取り入れたと述べている([14]pp. 95-96)²⁾。これに対して、A. H.ハルゼイは、マーシャルの社会学はホブハウスとギンズパークの進化主義とウェップ夫妻、C.ブ

ースらの社会改良主義という2つの要素の混合物であったと指摘し、そのイギリス的伝統の影響を強調している(Halsey 1984, p. 6)。もっとも、マーシャルの社会学に関する論文集『岐路にある社会学』は、講演やシンポジウムのために書かれたものを集めたもので、理論的体系性を持っているわけではない(Barbalet 1988, pp. 12-13)。その意味で、マーシャルは体系的な一般理論をめざす専門的社会学者というよりは、あくまでも社会学のアマチュアとしてとどまったといわれている(Halsey 1984, p. 8)。とはいえ、マーシャルは初期の専門である歴史学を生かし、広い歴史的視点に立った分析を随所で行っており、社会学の領域で歴史社会学と比較社会学への大きな関心を呼び起したと評価されている(Lipset 1973)。

一方、R.ピンカーの指摘するように、社会政策・社会行政論(social policy and administration)³⁾におけるマーシャルの業績は、知的学問としての社会学に対する彼の持続的傾倒から発展したといえる(Pinker 1981, p. 4)。マーシャルは、社会学という学問の核は社会の一般理論にも、方法論の排他的所有にもあるのではなく、社会現象の研究に対する訓練されたアプローチの修練にあることを示唆し、1970年代に社会政策の研究に対する社会学の応用において「大きな進歩」があったことを認めている。そのうえで、社会学と社会政策・社会行政論とのより緊密な結合として注意すべきことは、社会学が「社会的理想的や政治的目标にすっかり支配されてしまう危険がいつもあるということであり、このことに対する唯一の防衛は、妥当な社会学理論の有効な体系に向かっての発展の過程における一連の科学的な仮説」であるとしている([14]pp. 97)。マーシャルが、社会政策・社

会行政論の学問的主体性と学問的地位を確立するうえで大きな役割りを果たしたと評価されるゆえんである (Pinker 1981, p. 6)。このように、マーシャルの業績は初期の専門である歴史学から社会学理論、社会政策・社会行政論など広範な領域に及んでいるが、ここでは、社会政策・社会行政論におけるマーシャルの位置づけを整理しておきたい。

(3) 社会政策・社会行政論におけるマーシャルの位置づけ

戦後、1970年代までイギリスの社会政策・社会行政論の領域では LSE が主導的な役割りを果たしており、ティトマスを中心とする学派がその主流をなしていた。ピンカーによれば、それは正統な学問的同意を代表するまでになり、価値志向においては強く集権主義的であり、理論的というよりはむしろ、道徳的アイデンティティをもち、その性格は包括的というよりは排他的であったとされる (Pinker 1981, p. 6)。しかし、1970年代以降の福祉国家へのコンセンサスの喪失を背景として、イギリスでもティトマス的アプローチとは異なった立場からの社会政策・社会行政論が登場することとなる。そして、それらはいずれも社会政策論を幾つかの議論に分類、整理することから論をはじめている。

比較的早い時期に、社会政策論の整理を行った D. ウエッダーバーンは「福祉国家の出現と発展を説明する」諸理論として、①反集権主義、②機能主義理論、③市民権理論、④統合主義学派を挙げ、マーシャルを③の市民権理論に位置づけている (Wedderburn 1965, pp. 135-144)。D. ドニソンは、社会政策のさまざまなアプローチを①制度論および政策志向アプローチ、②システム論および多元主義的アプローチ、③マルク

ス主義および構造主義的アプローチに分類している (Donnison 1975, chap. 1)。マーシャルはティトマスとともに①の学派に位置づけられており、「社会行政学という学問を歴史的文脈の中に位置づけ、それを公平の研究へと転換させた」 (Donnison 1975, p. 25) と評価されている。また、R. ミシュラは、福祉への理論的アプローチとして、①社会行政学=漸進的社会工学、②市民権としての福祉、③収斂理論=技術的決定論、④機能主義理論、⑤マルクス主義の 5 つを挙げている (Mishra 1981, chap. 1-5)。マーシャルは、ここでは、社会行政学ではなく、市民権理論の代表論者とされている。さらに、G. ルームは、社会政策へのアプローチを、①ネオ・マルクス主義、②自由主義、③社会民主主義に分類して、マーシャルをティトマス、P. タウンゼントらとともに③に位置づけている (Room 1979, chap. 3)。

以上の議論をまとめるならば、マーシャルの立場は「政策志向アプローチ」「社会民主主義」「市民権理論」といったことになろう (星野 1982, 275-276頁)。前 2 者は、ティトマスらと重なる部分であるが、市民権理論はマーシャルに特徴的なものである。次節では、マーシャルの社会保障理論の重要な核のひとつである市民権の理論について考察する。

3. 市民権の理論

(1) 市民権の概念と構成要素

V. ジョージと P. ワルディングによれば、フェビアン社会主義の特徴は「民主主義的過程への全面的傾斜、および社会福祉サービスへの無条件的支持」にあり、特に「平等」という価値に重点を置いている点にあるとされる (George

and Wilding 1985, p. 69)。しかし、マーシャルの場合は、平等という価値を無条件に支持するのではなく、資本主義社会における平等の問題を市民権との関連で独特の仕方で採り上げて、注目すべき議論を展開している。それが、1949年のある著名な論文「市民権と社会階級」である⁴⁾。

この論文で、マーシャルは経済学者 A. マーシャルの提起した問題、すなわち、経済的社会的進歩によって、すべての人をひとりの紳士にすることは可能と証明できるかという問い合わせ出発する([2]p. 69)。そして、この問題の再解釈という形で、論文の主題を平等の権利としての市民権の拡大が資本主義社会における社会階級の存立、すなわち、経済的社会的不平等にどのようなインパクトを与えたかという点に置いている。マーシャルは「市民権」を「共同体の完全な成員に与えられる地位」([2]p. 87), もしくは、「共同体それ自体によって創出され、その市民の地位に附属している諸権利」([9]p. 88) と定義する。ここで、「市民」とはある共同体の完全な構成員であることを意味し、市民権は市民であることを根拠としてその個人に対して与えられる資格、それに包摃される権利義務の総称であるといえる⁵⁾。マーシャルは、こうした権利義務の総体としての市民権が市民的権利、政治的権利、及び社会的権利の3つの要素から構成されているとする([2]pp. 73-74)。マーシャルが念頭においているイギリス史に即して図式化していえば、身体の自由、言論・思想・信教の自由、所有権、契約の自由、法の下の平等などから構成される市民的権利は18世紀に、政治的権力行使への参加の権利などの政治的権利は19世紀に、そして、「わずかばかりの経済的福祉と保障への権利から社会的遺産を十分に享受する権利や社会の支配的基準に照らして、文

化的な生活を営む権利」にまで及ぶ社会的権利は、20世紀にそれぞれ発展してきたとされる ([2] p. 76)。マーシャルは、このように市民権の3つの構成要素を区別することで、資本主義社会の階級構造と市民権の関係を歴史的に分析する視点を得ることができたといわれている (Barbalet 1988, p. 5)。以下、マーシャルの叙述に従いながら、西欧における市民権の歴史的展開と社会階級との関係について概観していく。

(2) 近代的市民権の確立と政治的権利の拡大

封建社会においては、これらの3つの要素は、同一の糸に束ねられていた。マーシャルは、社会的権利(以下、簡潔に「社会権」と略す。)の歴史的起源を地域共同体及び職能団体の成員性に見出しているが([2]p. 81), 西欧では16世紀以降の社会変動の中で、共同体社会はしだいに解体し、政治と法律における国家制度の成長発展が進み、「市民権は地域的な制度から国家的な制度へと成長」([2]p. 79)していく。マーシャルのいう市民権の3要素もそれぞれの別個の論理に従いながら発展し、市民権の概念がより普遍的な形で再編され、近代的意味での市民権が成立する⁶⁾。共同体の成員性のうちに内包されていた社会権についても、それに代わって、国家的な社会福祉制度である救貧法が発展していく。イギリスの救貧法制度は16世紀から20世紀にまで至る長い歴史を有しており、その内容も決して一様なものではないが、マーシャルはその重大な岐路を1834年の新救貧法体制の確立にみており、その下での「劣等待遇の原則」をさし、次のようにいっている。「……残存していた最低限の社会権は、市民権の座からひきずりおろされた。救貧法は、貧民の要求に市民のもつ

諸権利の構成部分としてではなく、それにかわるものとして、換言すれば、請求者が譲のいかなる意味においても、市民であることをやめる場合に限って認められる要求として対処した」([2]p.83)と。救貧法の給付受給者は「被救済窮民」(Pauper)と呼ばれ、選挙権や基本的な市民的権利を剥奪されたのである。このようにイギリスでは、社会権は19世紀前半に市民権の内容から排除されてしまう。

ところで、法の下の平等を含む市民的権利は、それが形式的平等を意味するものである限りにおいて、資本主義的市場システムの生み出す現実の階級的不平等になんら抵触するものではなかった。さらに、共同体社会や中間団体からの離脱や自立という側面をもつ市民的権利は、「本源的に極度に個人的なもの」であり、「市民的権利が資本主義の個人主義的位相と調和したのはこのためである」([2]p.97)とマーシャルは強調している。

しかし、フランス革命以降の西欧での平等思想の普及には確実なものがあり、さらに、19世紀に入ると、国民国家体制の下で急速な工業化が進展する。それらは、従来、政治の場から排除されていた労働者の間に国家の富と繁栄に寄与しているという意識を生じさせ、彼らが「現存の政治社会への完全な参加の実現」を要求する運動を開拓する契機となった(Bendix 1964=1981, 101-104頁)。イギリスのチャーティスト運動がその典型例であり、19世紀の一連の選挙制度の改革を通じて、参政権が労働者階級をはじめとする多くの人々に付与されていった。その際に、労働者の團結の手段として言論の自由や集会の自由などの市民的権利が活用されたことは注目される。当初は、イギリスでも、契約の自由が拡大解釈され、團結禁止法などで

労働者の團結は禁止されていたが、しだいに、市民的権利を承認しつつ、團結の権利を禁止するという論理が維持しえないことが明らかとなり、1824年には、團結禁止法も廃止される。政治的権利の拡大は市民的権利を基盤とした労働者の階級闘争の成果という側面を有していた⁷⁾。こうした労働者階級への参政権の拡大は、彼らの政治的意思決定過程への参加の拡大を意味し、さらに、当時の公的教育の制度化とともに、資本主義社会における実質的平等の要求、すなわち社会権の要求を促すこととなった。社会権の内容は、本質的には「実質所得への普遍的権利」([2]p.100)であり、こうした権利を労働者階級にも認めていくことは、資本主義社会における市場の等価交換の原則と正面から衝突せざるをえない。その意味で、「市民権としての政治的権利は、市民的権利と異なり、資本主義システムに対する潜在的脅威となるのに十分であった」([2]p.96-97)といえよう。マーシャルのいうように、経済的社会的不平等に対する市民権の影響は19世紀末を境として根本的に異なることとなる([2]p.87)。

(3) 社会権の包摂と福祉国家

市民的権利の中心をなす自由権は、国家が介入干渉を差し控えるという形で、その積極的充足が期待された。これに対して、N.バリーの言葉を借りれば、社会権は「個人に資源に対する一定の資格を与える福祉社会の市民権」(Barry 1990, p.83)であり、その充足のために、一定の社会資源の調達と制度の拡充を必要とする。そして、20世紀になって、社会権が拡大、承認され、市民的権利や政治的権利と並んで市民権の正規の構成要素となるに至ると、資本主義経済システムを維持しながら、それを保障するため

に、国家による社会経済領域への積極的介入とさまざまな社会政策の推進が必然的に要請されることとなった。国家介入による資本主義的市場システムの修正を不可欠の要素とする福祉国家の原型が、こうして形づくられてくる。いざれにせよ、20世紀に入ってからの市民権の社会権の包摂と国家による社会政策の推進は資本主義社会における実質的平等をかなりの程度で拡大し、経済的社会的不平等に大きなインパクトを与えたのである。

以上のように、市民権の拡大は、確かに実質的平等の拡大をもたらしたが、そのことは不平等が直ちに消滅したことを意味せず、むしろ、現存の不平等を固定化していくという現象も伴っていた。というのも、市民権が社会権を包摂し、資本主義社会における実質的平等の達成のための理念として用いられるに至ると、かえって、市民権は現実に存在するさまざまな不平等を反映するばかりでなく、積極的にそれを媒介することにならざるをえないからである。社会権を包摂した市民権は、従来の等価交換の原則や契約自由の原則の修正を要請する。同時に、そのことは、国家が当該社会成員の生活の水準、質をめぐるさまざまな問題を避けて通ることができなくなったことを意味している。そして、国家公認の生活水準、生活の質の策定は社会的な利害調整と妥協の制度化を通じて調整される他はなく、社会権の内容は、ますます、民主主義的に遂行される利害調整に依存していく。かくして、人々は「自分たちの要求ができるだけ効果的に前進させるために当然に他人と結束」(Bendix 1964=1981, 154 頁)するようになり、労働組合をはじめとする各種の利益集団、圧力集団が発展する。そして、集団の結成、加入という点についてみれば、それは不可避免的に「社

会構造の不平等を反映する（さらには強化する）」(Bendix 1964=1981, 154 頁)ことになるをえない。それは、マーシャルが「産業的市民権」([2]p. 117)と呼んだ特定集団の既得権へ社会権が変容していく現象でもある。その結果、例えば、利益集団や現行の教育制度の中で、現存の何らかの差別や不平等のために不利な地位しか獲得しえなかつた人と、有利な地位にある人との間の格差は「市民にその正当な権利を与えるために設置された制度によって授与されたもの」([2]p. 115)として正当化されていくこととなる。ここでは、市民権は、一種の公的身分保証書として社会的不平等を公認する制度と化している⁸⁾。マーシャルは、平等の権利としての市民権が経済的社会的不平等と対立し、さらには、それを強化していく様相を鋭く指摘しているのである。

(4) 市民権理論の展開

以上のようなマーシャルの市民権理論に対しては、早くから幾つかの批判が提起されてきた⁹⁾。しかし、そうした批判を受けつつも、マーシャルの市民権理論は、その後の社会学理論の中で、主として社会統合の理論として発展させられた。マーシャルの市民権の概念は、E. デュルケームによって提起された近代社会の「有機的連帶」の基礎とは何か、という問題への最も明確な解答を与えていたとされる (Lockwood 1974, p. 365)。共同体社会の成員の権利としての市民権の理念は、共同体での社会統合を達成するための有力な手段と考えられるからである (Barbalet 1988, p. 81)。近年では、A. ギデンスが、市民権が資本主義社会における利害対立を調整し、紛争や対立を緩和してきたとする前提に立ちつつ、マーシャルの市民権理論を批

判的に発展させ、市民権の3つの形態と国民国家の行う監視活動とを結び付ける注目すべき議論を開いている(Gidenss 1985, pp. 205-206)。それは、ある意味で、市場システムという経済的社会的不平等に基づく資本主義の発展と平等の権利としての市民権の拡大が、必ずしも相反するものではなく、むしろ両立しうるものであるとしたマーシャルの指摘を補強するものであろう。

マーシャルは、その市民権理論を社会階級との関連で展開したが、市民権の歴史的推移と構造的な変質は、国家と個人との相互関係形態の推移と変質を凝縮していると解することができ、社会権を包摂した市民権の制度化を西欧における自由主義国家から福祉国家への転換とみることが可能である。次節では、マーシャルの社会保障理論のもうひとつの核である福祉国家論とハイフン連結社会論について、さらに考察を進めてみたい。

4. 福祉国家とハイフン連結社会

(1) マーシャルの福祉国家論

マーシャルによれば、福祉国家とは福祉給付やサービスの受給者がその社会的従属性のゆえに、個人的自由や投票権などの市民的、政治的権利を喪失していた救貧法の状態に対するアンチ・テーゼとして形成されてきたものであった([5]p. 294)。市民権としての社会権の制度化こそが福祉国家の本質と考えられたのである。P. フローラと A.J. ハイデンハイマーは、福祉国家を「長期間の過程とその基礎的発展がひきおこした諸問題に対する多かれ少なかれ、意識的、ないし反作用的な応答」とみなし、これらの発展が何を意味し、これらの「諸問題」は何かと

いう「古典的マクロ社会学の根本問題」に対して、主として3つの接近方法が取られてきたとしている。すなわち、A. トクヴィルやウェーバーに代表される政治社会学的接近、K. マルクスに代表される政治経済学的接近、デュルケムの社会理論がそれである(Flora and Heidenheimer 1981, pp. 22-28)。フローラとハイデンハイマーの議論に従えば、マーシャルの市民権理論は、福祉国家の発展を市民権の拡大という視点から説明しようとする理論、つまり、市民権という福祉国家の民主主義的基盤、価値理念に焦点を当てた議論であり、福祉国家発展の政治社会学的説明の典型例ということができよう。マーシャルの分析枠組みでは、市民権は「社会連帶の基礎であり、合意の手段」(Pinker 1981, p. 11)といえるが、福祉国家は市民権としての社会権を個々人に保障することを理念として掲げることで、福祉国家化推進の国民的合意を調達し、その発展のための存立条件を見い出したのである。

一方で、マーシャルはイギリスの福祉国家は戦争の共通経験に由来し、「耐乏社会」と結びついているという意味で、特異な環境で生まれたものであったとする([4]p. 279)。ここで、耐乏社会とは公平な享有と相互扶助の原理に基づいた社会であり、ベヴァリジの諸原則は、イギリスが耐乏社会として記述できた「欠乏の時代」には効果的であった([6]p. 321)。しかし、1950-60年代の経済成長を経て、耐乏社会に代わって「豊かな社会」が出現すると、福祉国家の枠組みも修正を余儀なくされることとなる。マーシャルによれば、豊かな社会の原理は物質的消費水準の上昇をめざすものであり、基本的ニーズの充足にかかわるものではなく、社会的公正という原理に基づく正当性の概念に欠け、経済的

アノミーを引きおこし、社会的連帯を破壊するものに他ならない([6]pp. 316-317)。これに対して、福祉国家の原理は資本主義的市場経済を否定はしないが、市場の修正の必要性と「公平な分配」を強調する点で、豊かな社会のそれとは反対の原理に基づいている ([4]p. 284)。しかし、この対立においては福祉国家の原理の方が分が悪い。というのも、生活水準の上昇によって、耐乏社会と結びついている福祉国家的統制を誰もが望まなくなり、普遍主義的サービスの水準の低さによってその尊厳が失われるとともに、それにこだわることもばからしく思われるようになり、また、税制上の優遇措置によって、特に年金の部門を中心として、民間セクターの活動が盛んになってきたからである。にもかかわらず、マーシャルは、福祉国家が経済的、社会的価値のバランスをとり、自由市場経済の枠組みの中で市民の社会権を支える唯一の方法であると主張する。その上で、もしも福祉国家の機構が豊かな社会の状況に適合するように再編されなければならないとすれば、豊かな社会の精神も福祉国家の原理に適合するように同様に変えられる必要があると強調している ([4]pp. 285-288)。

また、マーシャルは、福祉国家の特徴ともいいうべき社会政策の目標として、①貧困の解消、②福祉の極大化、③平等の追求の3つを挙げ、今日の支配的な目標は福祉の極大化であるとしている ([15]pp. 200-201)。この3つの目標は、社会政策の歴史的発展段階と対応している。つまり、①は福祉国家の成立以前の主要な課題であり、②は福祉国家成立後の福祉社会の目標といえ、③の目標は政治哲学の行動への置換といえるからである。もっとも、現実には社会政策はこの3つの課題を同時に持っていると考えら

れ、①の貧困の解消という課題も1960年代以降の「貧困の再発見」などの議論をみるとかぎりでは、決して解消された目標というわけではない¹⁰⁾。さらに、マーシャルは、戦後の社会保障が「貧困を食い止めることと、所得が中断した時、公正な（合法的な）不平等の原則に基づいた形の所得をすべての者に供給する」という2つの目標をもっていたとし、問題はそれらの目的に対応するには2つの別々な、しかし、相互に関連した装置が必要であるか否かであるとする。そのうえで、この問題を解決しようとするならば必ず直面しなければならないジレンマとして、ギャップのジレンマ、貧困のわな、経済的価値と福祉的価値の食い違いの3つを挙げている ([15]pp. 190-193)。これら3つのジレンマの解決には、ミーンズテスト、差別的優遇政策や障害者等に対するカテゴリカルな対応といった選別主義的政策を導入せざるを得ない。マーシャルは、この点において普遍主義の限界を認識していたといえよう。

(2) 民主一福祉一資本主義モデル

—ハイフン連結社会論—

ベヴァリジの構想に現れていたような普遍主義的性格を持った戦後の社会保障制度、福祉国家に対する合意は、前述のように、すでに1950-60年代の豊かな社会の出現によって修正を余儀なくされていたが、1970年代後半以降、西欧の先進諸国において経済成長の停滞と財政危機が深刻化し、福祉国家の危機と呼ばれる状況が到来するに至り、その有効性と正当性を喪失する¹¹⁾。さらに、マーシャルが指摘したように、市民権が現存の不平等を正当化、固定化し、特定集団の既得権と化す傾向が強くなると、かつての福祉国家の統合理念であった市民権はもはや

合意や統合の手段としての機能を果たさなくなってきた。こうした状況を背景として、1970年代にはマーシャル自身の考え方にも大きな変化がみられるようになる。1972年の論文「福祉一資本主義の諸価値問題」では、市民権の理念を民主一福祉一資本主義というハイフン連結社会の価値問題に置き換える議論が展開されている。市民権の3つの要素である「市民的権利」「政治的権利」「社会権」という用語に対応するが、ここでは「資本主義」「民主主義」「福祉」であるが、この3つの社会的価値は複合的であり、各々の価値が相互にその価値を主張しあうという不安定な結合を示している。そこには、全体を包括するようなかつての市民権のような理念が存在しないのが大きな特徴である。

では、マーシャルが提起している民主一福祉一資本主義のハイフン連結社会とはどのような構造を有した社会なのであろうか。マーシャルによれば、ハイフン連結社会の3要素とは「資本主義市場経済に依拠しているひとつの国が、同様の組織と計算方法を用いた公私双方の資本主義を包含する混合経済と、世界中が福祉国家という名で認めている公的な社会サービスと保険および扶助の複合とを生み出した民主的な政治的諸制度と実践を発達させた時に現存すると考えられる諸要素」([12]p. 107)をさすとされている。中でも福祉セクターは「本質的に利他主義的であり、独自の倫理体系に包含される諸価値の基準に依拠」([12]p. 109)しており、こうした福祉セクターを含む民主一福祉一資本主義のハイフン連結社会が可能になったのは、戦後の福祉国家体制の確立によってである¹²⁾。それは救貧法の解体とベヴァリジ的な普遍主義の拡大によって、単なる貧困の救済にとどまらない現代的意味での福祉が確立した結果であった

し、さらに、経済成長によって「福祉セクターと混合経済とが異なった方法を用いながら……消費者のニーズと需要を満たすという同じ課題に携わっていると考えることができるようになった」([13]p. 131)ためである。ここでマーシャルの議論の特徴は、ティトマスと違い、福祉の価値を道徳的に正当化し、それを無条件に支持するのではなく、諸価値間の対立と緊張関係、葛藤を前提としている点にある¹³⁾。資本主義は不平等を承認することによって成立しているが、民主主義の価値は平等にある。また、「福祉の中心的機能は市場から商品を取り上げて、市場にとってかわることであり、また、放っておいたら生じなかつたような結果が生じるよう何らかの方法で市場の作用を統制し、修正すること」([12]pp. 107)にあり、この点において、明らかに資本主義的市場機能に修正を加えるものである¹⁴⁾。しかし、マーシャルは、こうした価値間の葛藤を認めつつも、3つの価値の併存は可能だとし、ある程度の葛藤の存在はむしろ社会の安定のためにも必要不可避であるとする。諸価値の葛藤は、ハイフン連結社会の「3つの構成要素の非両立性から生じたもの」ではなく、したがって、構造の変革を必要とするものではない。この種の葛藤は「すべての健全な社会に存在する正常な姿」とされるのである ([12]p. 120)。

(3) ハイフン連結社会論の問題点

1970年代以降の状況の変化は、こうしたハイフン連結社会の3要素間のバランスを崩してしまった。中でも、福祉セクターが他の2要素と同様の地位を喪失しつつあるとマーシャルはみる。福祉セクターの失墜はハイフン連結社会の構造そのものを薄かすものであった。マーシャ

ルは「福祉－資本主義の諸価値問題」の「追論」の中で、その原因を4つ挙げている。第1が、福祉のイメージの混乱とその役割観念の変化であり、第2が、福祉が貧困の救済に代わって貧困を予防することに明らかに失敗したためであり、第3が、イギリスにおいて1978-1979年を頂点として繰り広げられた福祉関係者の激しい労使交渉、ストライキなどが福祉のイメージを損なったことである。そして、第4に、福祉は市場の欠陥を事後的に修正するというものではなく、本来、福祉も市場も人々のニーズや欠乏を満たすという課題を2つの異なった方法で果たしているとみるのが合理的だが、この複雑な課題が福祉と市場のあいだでどのように分担されるべきかが明らかにされず、福祉の果たした貢献も所得や消費の市場構造に吸収され、福祉のアイデンティティが消滅してしまったためである（[13]pp.131-134）。

マーシャルはハイフン連結社会の中に葛藤をもたらす構造的要因を見出し、福祉セクターが他の2つの要素と対等の地位を喪失しつつあることを指摘したが、マーシャルのこうしたモデルの問題点を指摘しているのが、ミシュラである。ミシュラは、福祉国家をハイフン連結社会として、すなわち、資本主義、民主主義、社会福祉制度の混合として理解する点では、マーシャルの考え方には同意する。しかし、ミシュラは、福祉国家の構造的分析という視点から、マーシャルを次のように批判する。第1に、マーシャルがハイフン連結社会における価値間の葛藤や緊張関係に注意を向けた点では評価されるが、ここでの葛藤とはあくまでも価値をめぐる相対に他ならず、葛藤は価値のレベルに限定されていることである。葛藤は価値のレベルにとどまらず、民主－福祉－資本主義といった社会構造

の3つのセクター間の機能的な連関関係においても生じるが、マーシャルは機能的連関における意図しない結果や逆機能の問題を看過しているとされる。第2に、社会福祉を主に消費と分配の問題として捉えたために、社会福祉と深い関わりを持つ経済の生産面の問題、例えば、利潤、資本蓄積、投資、国際競争等といった市場経済に特殊な問題を捉えることに失敗していることである。第3に、マーシャルは3つの異なるセクター間の分業を前提としているのだが、異なるセクター間に仕切られた分業をどのようにして維持しうるのか、とりわけ、圧力集団と経済的、政治的市場の競争的エースの力学が強い影響力を持つ現代の福祉国家において、この問題をどのように解決するのかという問い合わせることができなかつたことである（Mishra 1984, pp. 130-132）。いずれにせよ、マーシャルの分析は価値の問題に限定されており、福祉国家の構造的矛盾の問題には踏み込んでいないというのがミシュラの批判の要点である。

福祉国家の構造的矛盾については、すでに、ミシュラを含めて幾人かの論者が分析を試みている。例えば、C. オッフェは、資本主義と民主制の継続的調和を可能にした媒介原理のひとつとしてケインズ主義福祉国家を挙げ、それが有する階級的妥協の機構そのものが経済成長の終焉とともに、新たなコンフリクトの対象となってきたことを指摘している（Offe 1984, p. 149）。マーシャル自身は市民権の理論をハイフン連結社会のモデルに置きかえて理論を展開したが、こうしたオッフェらの議論は、マーシャルの市民権理論に内在していた論点とも関連しているようと思われる¹⁵⁾。

5. マーシャル理論の展望 —結びにかえて—

以上、市民権理論、ハイフン連結社会論を中心とするマーシャルの社会保障理論を概観してきたが、最後に、マーシャル理論の現代的意義を展望し、結びにかえておきたい。

マーシャルの提起した市民権の概念と理論は、前述のように、近年、福祉国家・福祉社会の新たな理念として再評価されつつある。市民権は福祉国家の統合理念であると同時に国家や社会に対する個人の要求貫徹のための理念的武器という側面をも有しているが、現代社会では、階級というよりは、性や民族、年齢などの属性的地位に基づく不平等が大きな争点となり、福祉国家のもとで市民権の再定義をめぐるコンフリクトが階級と市民権との関係とは別の形で発生しているといえる。そのことは同時に、市民権の概念が女性や高齢者、障害者などの社会的ハンディキャップを有した人の自律の権利や自己決定権を包括するまでに再定義されることで、新たな福祉の理念として再構築される可能性をも示唆している。事実、こうした観点からの市民権や福祉権の理念の見直しが、ニューライトの福祉国家批判への対抗という形で出てきており、その意味で、市民権の理念は「イデオロギー的復興の可能性を左派に提供している」(Andrews 1991, p. 14)といえる。また、本稿では詳しく述べることはできなかったが、市民権の理論と関連するマーシャルの福祉権、および権利と裁量をめぐる議論も特に社会保障法学の領域で今後検討されるべき重要な論点を含んでいる¹⁶⁾。日本では権利の問題は法律学の独占物のように考えられているが、イギリスなどで

は、マーシャルのような社会学者も権利論に積極的にコミットメントし、しかも、その理論が法律学や実務の領域にも大きな影響を与えていることは注目される。

また、マーシャルのハイフン連結社会論は、価値の葛藤の問題にとどまるとはいえ、資本主義と福祉との両立可能性、さらには、社会主義と福祉との関係についての重要な問題を提起している。マルクスは、資本主義社会を非人間的な、人間を疎外する社会として告発した。マルクスによれば、資本主義は搾取とあくことのない利潤追求に基づいている。それは、人間を類的 existence から疎外し、各個人の人間としての潜在性を実現する望みを全く否定してしまう社会である (Marx 1844=1974)。もし、福祉を各人が自らの生活の質を高め、可能な限りの自己実現を果たせる状態と定義するならば、資本主義と福祉とは基本的に両立しえないことになる。マルクスの考えでは、社会主義社会こそ真の福祉を実現できるのであり、議会制民主主義のプロセスを通じた平和的な方法での資本主義から社会主義への移行は全く否定はしないまでも、極めて可能性の少ないものとされていた。これに対して、マーシャルは、あくまでも議会制民主主義と混合経済を前提としたうえでの福祉の増進を主張している。マーシャルは、自由競争的市場経済システムが無くなるか、大幅に縮小するならば、物質的福祉は減少し、政治的自由は危機にさらされると考えていたといわれている (Pinker 1981, p. 24)。1989年から1990年代初頭にかけてのソ連、東欧型社会主義の解体は、その議論の正しさを実証したかにみえる。しかし、一方で、市場経済に過度の期待をよせ、社会サービスの市場化、民営化を推進した新自由主義の戦略は、アメリカやイギリスにみられるよう

に、国民間の階層格差や不平等を拡大し、社会統合や福祉社会の存立を困難なものにしてしまった。マーシャルのハイフン連結社会のモデルは明確な価値のコンフリクトの存在を示していると同時に、ひとつの立場が他の諸々の立場の犠牲において強化されるのではなく、すべての立場がより客観的で精緻な検討にさらされるような環境の存在の必要性を強調している。これは、社会保障の原理と市場経済の原理とのバランスのとれた均衡を考えるうえで、不可欠の視点であろう。

いずれにせよ、社会保障理論において社会保障の理念と価値の再検討が求められている現在、市民権理論とハイフン連結社会論に代表されるマーシャルの理論は再考されるべき大きな意義を有しているように思われる。

注

- 1) マーシャルの経歴については、彼の80歳を記念して書かれた自伝[14]が詳しい。
- 2) この点について、D.ロックウッドは、マーシャルの仕事が社会学理論の主流に対する関係という面において十分に評価されてこなかったと指摘し、ウェーバーやデュルケムとの理論的関連性を強調している。Lockwood (1974) 参照。
- 3) 日本では、長らく社会政策といえば、労働政策を意味し、イギリス的な意味でのソーシャル・ポリシー論が確立してこなかったことは多くの論者が指摘している。ここで使われている social policy and administration も、イギリス特有の概念であり、社会福祉管理論などと訳されることもあるが、本稿では社会政策・社会行政論と訳した。
- 4) D.スミスは、マーシャルは歴史学、社会学、ソーシャルワークを専攻していたが、これらすべての視点がこの論文の中で結合されないと指摘している (Smith 1991, p. 28)。
- 5) マーシャルは「市民権と社会階級」に先立つ「仕事と富」(文献[1])という論文でも、市民権の概念は純粋な政治的概念というよりは、共同体の成員性を表している概念であることを強調している ([1]p. 230)。
- 6) B. S. ターナーは、こうした近代的市民権の出現の主要な要因として、封建社会の解体と資本主義の進展を挙げている。この点については、Turner (1986, pp. 17-21) 参照。
- 7) マーシャルの議論では、市民的権利が政治的権利の、市民的、政治的権利が社会権拡大の前提条件となり、その拡大を確実なものとしたと捉えられている。しかし、市民的権利→政治的権利→社会権という発展の図式は、イギリスなどの西欧社会を前提としているといえ、他の諸国にそのまま適用することは困難である。例えば、かつての社会主義諸国では、社会権の拡大は市民的、政治的権利の厳しい制約を伴っていた。この点については、Bottomore (1992, pp. 62-63) 参照。
- 8) マーシャルは、新しい形の不平等が市民権によって是認される例として、都市計画と教育制度を挙げている ([2]pp. 110-112)。後者については、文献[3]も参照。
- 9) マーシャルの市民権理論に対する批判とその後の市民権理論の展開については、拙稿 (1993) 参照。
- 10) 貧困の取扱いについては、マーシャルの『社会政策』第1版、3版、4版において大きく変化している。特に、1975年の第4版では、新たに「貧困」の章が設けられ、貧困問題が体系的に論じられている。この点については、小林 (1979) が詳しい。
- 11) もっとも、1981年のマーシャルの死後、『社会政策』第5版を編集した A.リーズによれば、1975年の段階では、戦後の福祉国家の理念は、さまざまな方向から疑問視されていたが、依然として大きな位置を占め、福祉国家の目標と手段について基本的合意があるということがまだ可能であったとされている。Rees (1985, chap. 13) 参照。
- 12) マーシャルの民主一福祉一資本主義のモデルは、福祉の主体性を明確にするというメリットをもっていると評価する論者もある。例えば、岡田 (1984, 第4章) 参照。

- 13) ティトマスは、資本主義と福祉との関係を社会的市場と経済的市場の区別という形で示している。すなわち、経済的市場の依拠する原理が、交換、相互移転といった利己主義的、非道徳的なものであるのに対して、社会的市場の依拠する原理は贈与、一方的移転などの利他主義的、道徳的なものであるとし、福祉国家の価値基盤を経済的市場ではなく、社会的市場に置いている。この点については、Titmuss (1968=1971) 参照。
- 14) マーシャルの福祉観は1972年論文に先立つ2つの論文「社会発展における福祉」(文献[7])、および「社会政策における福祉」(文献[8])の中でも展開されている。前者の論文で、マーシャルは、福祉は主として金銭で購買することができる財やサービスの消費によって実現される一方で、金銭、つまり、富の代用品でもあること、富は福祉の源泉であり、福祉は幸福の源泉ということもできることを強調している([7]pp. 53-55)。また、後者の論文では、社会サービスの類型として公的なもの、ボランタリーなもの、家族によるものの3つを挙げ、この3つを統一性のある福祉システムに統合したことを現代社会における際立った業績としている([8]p. 69)。
- 15) マーシャルの市民権理論を手掛かりとして福祉国家の構造的な問題を論じたものとして、拙稿(1992) 参照。
- 16) マーシャルは「福祉への権利」(文献[9])および「追補」(文献[10])の中で、福祉の権利について詳しく論じている。マーシャルは、福祉のように漠然とし、主觀的個人的なものに法的権利は存在するかという問い合わせから出発し、福祉とは物質的な手段と非物质的な目的との混合物であり、その意味で、福祉への権利は福祉を生むと期待される給付に対する権利としての性格を持つとしている([9]pp. 83-84)。さらに、財産権を原型とする市民的権利と教育の権利や福祉サービスの権利などの社会権との相違について触れ、前者がその保有者たる個人が他の人と国家に対して自己を主張し、自己を守るために能力の基礎と捉えられるのに対して、後者は個人が社会の集合的福祉に頼り、かつ貢献するというメカニズムの

一部をなしているとする([9]pp. 90-93)。マーシャルは別の論文でも、市民的権利と社会権の相違について触れており、前者が行為者としての個人に対応しているのに対して、後者は、権力の行使を企図して生まれたものではなく、消費者としての個人に対応しているとしている([11]pp. 141-142)。また、権利と裁量の問題について、マーシャルは、裁量の行使の増大が権利を侵害する可能性を否定はないが([10]p. 96)，裁量付きの給付や扶助が劣等な性格を持つという考えを退け、特定の個々のニーズを満足させるように企画されたものは、多くの場合、裁量という要素を含むとしている。個々のケースのニーズ測定、それを満たす最適手段の査定はある程度の個別的判断を伴わざるをえないからである([9]p. 87)。ここでは、裁量はむしろニーズの一段高いものにサービスを拡大するために用いられる積極的政策手段として認識されている。権利と裁量を二者択一のものとみるのではなく、その調和をはかっていこうとするこうした問題関心は一考に値する。この点については、星野(1982) 参照。

T. H. マーシャル文献表

(文献番号で示し、本文中に引用したものに限った。)

- [1] 'Work and Wealth', 1945, in, *Sociology at the Crossroads and other essays*, Heinemann, 1963.
- [2] 'Citizenship and Social Class', 1949, in, *op. cit.*
- [3] 'Social Selection in the Welfare State', 1953, in, *op. cit.*
- [4] 'The Welfare State and the Affluent Society', 1961, in, *op. cit.*
- [5] 'The Welfare State : A Sociological Interpretation', *Archives européennes de sociologie*, 2 (2), 1961.
- [6] 'The Affluent Society in Perspective', 1962, in, *Sociology at the Crossroads*.
- [7] 'Welfare in the Context of Social Development', 1965, in, *The Right to Welfare and other essays*, Heinemann, 1981. (岡田

- 藤太郎訳『福祉国家・福祉社会の基礎理論—「福祉に対する権利」他論集—』相川書房, 1989年)
- [8] 'Welfare in the Context of Social Policy', 1965, in, *op. cit.*
 - [9] 'The Right to Welfare', 1965, in, *op. cit.*
 - [10] 'The Right to Welfare, Afterthought', 1981, in, *op. cit.*
 - [11] 'Reflections on Power', 1969, in, *op. cit.*
 - [12] 'Value Problems of Welfare-Capitalism', 1972, in, *op. cit.*
 - [13] 'Value Problems of Welfare-Capitalism, Afterthought' 1981, in, *op. cit.*
 - [14] 'A British sociological career', *International Social Science Journal*, 25 (1/2) 1973.
 - [15] *Social Policy in the Twentieth Century*, 4th edition, Hutchinson, 1975. (岡田藤太郎訳『社会(福祉)政策—20世紀における—』相川書房, 1990年)

参考文献

- Andrews, G. (1991) 'Introduction', in do (ed.) *Citizenship*, Lawrence and Wishart.
- Barbalet, J. M. (1988) *Citizenship*, Open University Press.
- Barry, N. (1990) *Welfare*, Open University Press.
- Bendix, R. (1964) *Nation-Building and Citizenship*, John Wiley and Sons Inc. = (1981) 河合秀和訳『国民国家と市民的権利 I』, 岩波書店。
- Bottomore, T. (1992) 'Citizenship and Social Class, Forty Years On' in T. H. Marshall and T. Bottomore, *Citizenship and Social Class*, Pluto Perspectives.
- Donnison, D. (1975) *Social Policy and Administration*, Allen and Unwin.
- Flore, P. and Heidenheimer, A. J. (1981) 'The Historical Core and Changing Boundaries of the Welfare State' in do (eds.) *The Development of Welfare State in Europe and America*, Transaction Books.
- 福武直(1983)「社会保障と社会保障論」社会保障研究所編『社会保障の基本問題』所収, 東京大学出版会。
- Giddens, A. (1985) *The Nation State and Violence*, Polity Press.
- George, V. and Wilding, P. (1985) *Ideology and Social Welfare*, Routledge and Kegan Paul.
- Halsey, A.H. (1984) 'T.H. Marshall: Past and Present', *Sociology*, 18 (1): pp. 1-18.
- 星野信也 (1982) 「書評・マーシャルの『福祉に対する権利』」『季刊社会保障研究』第18巻2号, 274-281頁。
- 伊藤周平(1992)「福祉国家の政治社会学序説—T. H. マーシャルの市民権理論を手掛かりとして」『社会学評論』第42巻4号, 1-15頁。
- 伊藤周平(1993)「市民権の社会学再考—マーシャル以後の市民権理論の再構築に向けて」『大原社会問題研究所雑誌』第417号, 1-18頁。
- 小林良二(1979)「T.H. マーシャルの社会政策論」『季刊社会保障研究』第15巻1号, 44-56頁。
- Lipset, S.M. (1973) 'Introduction', in T.H. Marshall, *Class, Citizenship and Social Development*, Doubleday.
- Lockwood, D. (1974) 'For T.H. Marshall', *Sociology*, 8 (3): pp. 363-367.
- Marx, K. (1844) Ökonomisch-philosophische Manuskripte aus dem Jahre 1844. = (1974) 城塚登他訳『経済学・哲学草稿』, 岩波書店。
- Mishra, R. (1981) *Society and Social Policy*, 2nd edition, Macmillan.
- Mishra, R. (1984) *The Welfare State in Crisis*, Harvester/Wheatsheaf.
- Offe, C. (1984) *Contradictions of the Welfare State*, Hutchinson.
- 岡田藤太郎(1991)『増補版・福祉国家と福祉社会—社会福祉政策の視点』, 相川書房。
- Pinker, R. (1981) 'Introduction', in T.H. Marshall, *The Right to Welfare and other essays*, Heinemann.
- Rees, A.M. (1984) *T.H. Marshall's Social Policy*, 5th edition, Hutchinson.
- Room, G. (1979) *The Sociology of Welfare*, Basil Blackwell.
- Smith, D. (1991) *The Rise of Historical Sociology*, Polity Press.

トーマス・マーシャル

- Titmmus, R. M. (1968) *Commitment to Welfare*,
Allen and Unwin. = (1971) 三浦文夫監訳
『社会福祉と社会保障』, 東京大学出版会。
Turner, B.S. (1986) *Citizenship and Capitalism*,
Allen and Unwin.
Wedderburn, D. (1965) 'Facts and Theories of

the Welfare State', in R. Miliband and J.
Saville (eds.) *The Socialist Register*,
Monthly Review Press.

(いとう・しゅうへい

社会保障研究所研究員)

フランシス・ネットル

(Francis Netter, 1907~1986)

藤井良治

1. はじめに

「いま社会保障は喪に服している」。ピ埃尔・ラロックによるフランシス・ネットルの追悼文はこういう書き出しで始まっている¹⁾。

フランスの社会保障を語るとき、その創設者としてまずラロック²⁾の名が上げられる。多くの大事業の栄誉はひとりの人間によって代表されるのが常であり、その思想性と影響によってたしかにフランスの社会保障創設の栄誉はラロックによって担われるべきであるが、専門領域こそ違っても社会保障の草創、発展の重要な局面にラロックとともに携わったネットルの名を欠くことはフランス社会保障成立的一面のみを見るように思われることから、あえてここでネットルを取り上げることにした³⁾。

個人的な話になるが、筆者は1965年から66年にかけてフランスで社会保障を学ぶ機会に恵まれたが、とりわけ社会保険数理と社会保障財政を学ぶなかで、労働省を退いて会計検査院の主席審議官に就任したばかりのネットルを紹介されて、カンボン街の会計検査院を訪れたことがある。ネットルの勧めでパリ大学法学部労働社会科学院の彼の担当する社会保障の講義に何回か出席した。当時まだ50歳になったかどうかの年齢であったが、がっしりした体格と口髭をた

くわえたネットルは私には60歳を優にこえているように思われ、また社会保障総局の要職にあった人とは見えない地味で温厚な感じを受けた。ラロックはネットルの人柄を「生来謙虚な人」と評し、「謙虚さ (modestie)」という表現を何度も繰り返し用いて、「極端な、過度なまでの謙虚さ」と言い、さらに「深い感受性と人間的熱情、生来の善良さ」とも言っているが、こうした言葉は、求めれば得られたであろう地位や名譽に恬淡であったネットルの人柄を十分に窺わせている。

2. 経歴

フランシス・ネットルは、1907年12月4日(ラロックはそれより1カ月ほど早い11月2日生まれである)、パリ10区ランクリ街で開業する医師の子として生まれた。ネットル家はもとはアルザスの旧家であったが、普仏戦争によってアルザスがドイツ領に編入されたさいにドイツの支配を嫌って1871年にパリに移住し、今日まで120年以上にわたってランクリ街に居を構えている。フランシス・ネットルは、リセを優秀な成績で終えて1926年に18歳でエコル・ポリテクニック⁴⁾に入学する。エコル・ポリテクニックを出ると同時に理学士号を得たネットルは、砲兵将校となるが、公務員試験に合格したため軍服を

脱いで、1931年1月に労働・福祉省に保険数理監督官として入省し、社会保険総局⁵⁾に配属された。ピエール・ラロックもネットルとともに労働・福祉省の大蔵官房に入省している⁶⁾。「仕事上の関係だけでなく、親密な友人としての毎日のつき合いが始まった」とラロックは当時を追想している。

フランスでは、フランシス・ネットルが労働省に入省した前年の1930年に、ドイツ社会保険に40年以上遅れて社会保険法が成立した。入省後のネットルは、新しい法律の施行をめぐって財政問題だけでなく、法案作成、各種通牒類の作成に至るまで精力的に仕事をした。

1939年に第2次大戦が始まると、予備役将校としてネットルも動員され、1939年から40年にかけて前線で参戦し、その功績によって戦争十字勲章を受けている。除隊後、ユダヤ人の家系であるにもかかわらず、ネットルはヴィシー政府の下での公務に戻るが、やがて身辺の危険を感じるようになり、労働省を離れて、社会保険金庫を管理運営する仕事に変わった。しかし身の危険が増したために居所を次々と変え、勤務する金庫も転々とするようになり、最後には対独抵抗運動組織マキ団に参加した。彼の3人の兄弟のうち1人は銃殺、他の2人は強制収用所に送られたままついに帰ることがなかった。そのため、フランシスは「フランスの旧家ネットル家のただひとりの生き残りとなった」とラロックは書いている。

パリ解放とともに労働省に復帰したネットルは、ヴィシー政府時代に課長補佐として公私にわたって彼を支えてくれたジャンヌ・ラショー嬢と結婚する。ちょうどこの時期にフランスの社会保障計画策定が始まった。社会保険総局は廃止されて、さらに大所帯の社会保障総局⁷⁾と

改まり、社会保障制度制定の作業が進められた。この新しい社会保障総局において、ネットルは、総務・財務局次長に任命され、旧来の社会保険（疾病、出産、廃疾、老齢、死亡）のほか、労働災害・職業病、家族手当の新設・再構築を担当し、新婦のネットル夫人も労働災害課長として新しい制度の実施にあたった。

さらに、社会保障総局次長兼総局長代行となつたネットルは、社会保障関連法規だけでなく財政にも通曉していることから全国社会保障金庫の金庫長の職に就くよう要請されたが⁸⁾、これを断わり、せめて社会保障総監察局⁹⁾ならばと総監察官のポストを選んだという。公職の合間をぬって、国際労働機構（ILO）、国際社会保障協会（ISSA）などさまざまな国際社会保障機関の活動に参加し、ヨーロッパ共同体（EC）での社会保障専門家として一目も二目も置かれる存在となつた。

1964年に労働省を去って、会計検査院の主任審議官¹⁰⁾に選ばれ、1973年には、会計検査院の保険および情報部の部長となり、1977年に引退するまでその職にあつた。その間、ENAや社会保障大学校¹¹⁾で教鞭をとつて後進の指導に当たる一方で、多くの論文を発表している。

3. 著書および論文

ネットルは学者ではないので、学術的業績や論文の点で研究者に及ばないかもしれないが、ネットルの著作『社会保障とその原理』[2]はフランスの社会保障を学んだことのある者ならばだれもが知っているだけでなく、フランスにおける社会保障研究の先駆的業績としても忘ることのできないものである。

『社会保障とその原理』は、ネットル42歳の

ときに書かれたもので、フランスの社会保障に限定されない社会保障概論である。今日、フランスの社会保障の代表的な教科書はジャン・ジャック・デュペルーの『社会保障法』¹²⁾であるが、詳細な文献引用と資料が加われば、その体裁の点からもネットルの『社会保障とその原理』はデュペルーの『社会保障法』の原型といって過言ではない。『社会保障とその原理』以外にも、1951年に『社会保障の基本概念』[1]を出版している。おそらく『社会保障とその原理』はこの『社会保障の基本概念』の拡張、延長上にあるものであろう。

『社会保障の基本概念』、『社会保障とその原理』以前の著作、論文についての資料を持ち合わせていないが、多くは第二次大戦後のものと思われる。初期の論文等があるとすればそれは保険数理専門家（アクチュアリ）としてのものであろう。筆者の手許にあるエコル・ポリテクニック時代の師と思われるリッセの『人口および生物学に対する統計学の応用』¹³⁾の序文の中で、「エコル・ポリテクニック卒業生、労働省保険数理監督官補フランシス・ネットル」が原稿の訂正と校正を担当したことが述べられている。

著書以外の論文はアクチュアリとしての領域に属するものが少なくないのは当然であるが、社会保障一般に関するものもある。大戦後の早い時期の1950年に社会保障給付のスライドに関する「生計費または賃金水準に合わせた各種給付水準の調整」[3]が書かれている一方で、1953年にラロックとの共著で社会保障選挙に関する報告書「政治選挙の中での社会保障選挙」[4]が書かれている。また、1950年に「社会保障の手法と人口」[5]、1972年に「補足年金制度」[14]がフランス社会問題雑誌に、1957年に「医

療保険に関する考察」[6]が社会法雑誌に、1958年に「組織と機械化」[7]が家族手当金庫全国連合会雑誌に掲載されている。また、1950年代から1960年代にかけて急速に経済発展した西欧諸国は多くの外国人労働者を受け入れたが、ILOは外国人労働者の社会保障における平等待遇に関する条約を採択(1962年)した。これを受けて1963年に「外国人労働の社会保障」[8]が国際労働雑誌に発表されているが、ネットルの活動が経済、財政という分野をこえて行政的な次元への広がりを見せていたことを窺わせる。

アクチュアリとしてのネットルは、ISSAのアクチュアリ機関誌「国際社会保障アクチュアリ雑誌」や国際会議報告に論文を寄稿している。1965年の「国際社会保障アクチュアリ雑誌」第11号には「社会保障と経済進歩」[11]が掲載されており、国際会議報告論文としては、1965年のマドリッド大会で「点数方式により運営される賦課方式年金制度の財政見通し検討に対する収益率概念の利用」[12]、1975年のヘルシンキ大会で「社会保障の各種指標に関する考察」[15]、1979年のメキシコ大会で「年金の調整」[16]が発表されている。

アクチュアリおよび社会保障専門家としての側面のほかに、第二次大戦中、積立方式から賦課方式への転換に立ち会ったネットルは、フランスの年金制度の生い立ちについても造詣が深く、社会法雑誌に2度に分けて、「20世紀前のフランスの年金」[9]と「1895年から1945年までのフランスの年金」[10]、「自営業者年金の歴史」[13]を執筆している。

4. ネットルの社会保障観

ネットルの業績の多くはラロック同様、実務

家としての業務に結集されているとしても、先に見たようにいくつかの著書、論文にまとめられている。著書、論文の中では『社会保障とその原理』はその中心的業績であろう。そこで、まず『社会保障とその原理』によってネットルの社会保障に対する考え方を見てみよう。

『社会保障とその原理』は、第1章「原理」、第2章「社会保護」、第3章「技術的諸問題」、第4章「経済および財政問題」、第5章「機構」、第6章「国際的問題」の6章で構成されている。

ネットルの社会保障は、フィラデルフィア宣言に始まるILOの社会保障観に基づいていている。すなわち、『社会保障とその原理』の冒頭でフランスの社会保障に限定されることなく、「世界のさまざまな社会保障制度のよって立つ原理と概念を可能な限り提示し、分類し、図式化することに努める」と述べ、社会保障の目的を「すべての者、とりわけ労働者をその活動を減少させたり停止させ、あるいは追加的な負担をもたらすような事故から守るために保護の総体をつくることである」と定義している。ここで「事故 (éventualité)」と呼ぶものは、デュペルーが「事象 (événement)」と呼ぶものに対応する。また、社会保障の概念は、不時の事故への備え¹⁴⁾、責任、保険および扶助などの隣接的概念であるが、それらのより上位概念であるとし、そのことから社会保障は、個人および家族の所得の継続性を維持することによってその安寧を保障し、労働および生活に関する可能性を發揮させることにより個人および家族がその自由と責任を最大限に行使出来るようにすることであると考える。雇用の確保と生活の保障は完全雇用政策の目標であり、この点に関する社会保障の役割は、完全雇用政策を補完することであり、完全雇用と社会保障は連帶関係にあり、相互に

関連し合うものであり、その意味で、社会保障の発展は雇用を規定する国民経済に大きく依存していることを明確に認識している。

とくに社会保障の機能を所得再分配に求める経済学的視点に対して、最低生活を保障することが社会保障の目的であるのではなく、むしろ最低生活を上回る生活を可能にする経済活動の実現とそれへ向けての努力を促すことにある点を強く主張して、「集団による福祉は、市民ひとりひとりの基本的自由と発意の發揮によってのみ達成されるのである」と述べている。

以上のようなネットルの社会保障観は、次のように要約される。

- (1) 個人の生活水準の変更するリスクの発生によってもたらされた結果生じた費用を負担するかまたは補償すること。
- (2) 身体的または精神的な損害を引き起こすリスクの発生を回避するために、予防措置を講じること。
- (3) 稼得能力の変更が止むを得ない場合には、それぞれの身体的または精神的な状態にふさわしい労働を見出せるような環境を整備すること。

ネットルのいう社会保障は、デュペルーの『社会保障法』の冒頭で述べられている社会的リスクに対応しており、デュペルーが所得獲得に関する事故の原因として所得の喪失または減少および所得行使に関するリスクを上げ、前者のリスクに関してはさらに身体的リスクおよび経済的リスクを上げているが、これら上記(1)に対応するものだけでなく、予防的機能と労働復帰促進という機能を高く評価するネットルの社会保障観は、大戦後のフランス社会保障創設に少なからぬ影響を与えたベヴァリジと共通するものである。

もうひとつ見落とせないのは、ネットルは第二次大戦中から大戦後の国際的動向にも詳しく、社会保障形成の国際的潮流に強い関心を寄せていたことである。すなわち、1941年の大西洋憲章に始まって、1942年のベヴァリジ・プラン、1944年のILO フィラデルフィア宣言、1948年の国連世界人権宣言などの動きであり、それらが何を意味し、何をめざすかを明確に把握していた。こうした国際的潮流の影響を受けながら、フランスでもドイツ占領下のヴィシー政権のもとで社会保険法の拡大と社会保険からの脱皮が試みられていた。大戦が勃発した1939年に家族手当法の拡大、整備（農業者および自営業者に始まって、失業者、退職者、寡婦、障害者へと適用拡大された）、1941年に無拠出の老齢被用者手当（AVTS）の制定、1942年に医療保険において保険料拠出の有無にかかわらずニーズに応じて給付するという原則の導入などを通じて、社会保険の原則のひとつである給付対反対給付という原則は緩められ、被用者であることだけが給付の前提条件とされるように変わって行った。

1945年の社会保障計画は、こうした適用拡大を通じて変化していた社会保険と家族手当および労働災害などの社会保護を統一的に組織化する作業であり、その理念の基礎となつたのが亡命政権のあったイギリスのベヴァリジ・プランであったことは改めて繰り返す必要はないだろう¹⁵⁾。

5. 社会保険と社会保障の技術的側面と機能

社会保険法の制定とともに労働省に入り、社会保障の創設とその施行に携わってきたネット

ルは、社会保障の運営における保険技術に少なからぬ関心をもつ。私保険の原理とその機能、さらにそのメリットとデメリットを考察して、私保険においては選択および逆選択を回避することができないという事実から、こうした問題を回避するために強制加入が正当化されるという立場を支持する。すなわち、補償ないしは保険の技術は、財政的均衡を実現するための手続きに過ぎないと考える。この考えを押し進めれば、極端な場合には保険料は必ずしも特定の給付に対応せず、これにより無拠出給付が可能となる。年齢および収入のみを条件とする国民連帯基金（1956年）はこの代表的な例である。

社会保険にせよ社会保障にせよ、社会的権利は法的整備だけでは具体化されない。財政的基礎を確定せずに社会的権利を保障することは出来ないからである。財政的基礎は、人口要因（死亡率、障害発生率など）および経済的要因（賃金の分布および水準、利子率、物価水準など）である。前者は給付すなわち社会保障支出と結びつき、後者は保険料すなわち社会保障収入と結びついている。

フランスの社会保障は、その前身である社会保険を継承していることから財源を保険料としているが、社会保障の財源の性格についてネットルは考察する¹⁶⁾。社会保障の財源は、目的とするリスクないしは給付の性格によって異なる。フランスにおいて、労働災害については、その発生の当初から使用者責任主義ということから雇主負担とされてきた。家族手当についても、当初賃金の一種と考えられたことからやはり使用者負担が当然とされた。被用者の社会保険負担については、労使の負担割合が大きく異なることでフランスの労使負担のありかたは有名である。社会保険法当時は労使の負担は対等であ

ったが、戦争直後の1944年12月に特別保険料が使用者負担となったことに始まって、以後引き上げられる保険料の大部分は使用者負担とされたことにその原因があるとネットルは指摘している。保険料を始めとして社会保障拠出は、所得比例拠出が一般的である。一方、自営業者などを対象とする制度では、所得が安定しないことや所得把握が困難であることなどから所得にリンクさせずに定額制を採用している。被用者保険の場合も適用拡大にともなって家政婦、自営セールスマン、学生など所得が安定しない職種や低額所得者については同様に定額制が採用され、場合によっては減額措置も講じられている。

社会保障財源としての拠出金が所得にリンクすることが公平であるとネットルは考えるが、リンクのさせ方としては、拠出率は必ずしも定率であるわけではなく、所得段階によって変えるか、あるいは所得段階ごとに定額とするなどの選択があり得る。実際にフランスではこれらの方針が混在している。

社会保障財源調達方式が企業活動に何らかの影響を与えることは常識であるが、ネットルは社会保険の採用にあたってすでにそのことに気づいており、保険料負担を含む社会的費用が製品原価と無関係ではないこと、とりわけ労働集約的産業においてその影響が大きいことなどを考慮しなければならないことを指摘している。

一方、税と保険料は経済的効果においてほとんど同じと見なせる場合が多い。それでも両者は心理的および政治的効果において異なるという点を重視するのは、国の財政的関与をしりぞけて当時者運営を重視したフランスの社会保障創設理念を強く支持するからであろう。

ところで、当時者拠出主義すなわち国の補助

は排除するというのがフランス社会保障の原則であるが、この原則は、社会保障の拡大にともなって変化している。たとえば、学生制度について毎年国家予算において定額補助金を計上し、鉱山制度について拠出金の一定割合相当の補助金を出し、妊婦や無職者の給付の一部補助、国が管理する制度の事務費補助などに加えて、農業制度に対する社会保障目的税や社会保障財政赤字補てんなどのようにより積極的な財政関与が行われるに至っているからである¹⁷⁾。

6. 社会保障と経済

ラロックは、社会保障政策を社会政策および経済政策と同等な次元で捉え、雇用保障、所得保障、労働能力保障（医療保障も含む）および所得再分配制度をその主なものとしてあげている¹⁸⁾。ネットルは、ラロックのあげる上記の目標のうちの所得再分配機能に关心を寄せて、個人レベルの所得再分配だけでなく、国レベルのマクロの所得分配という観点から社会保障の機能を考察している。また、戦後の世界的な経済成長の時期を反映して、社会保障と経済成長について考察することも忘れていない。

社会保障の存在しない場合の個人の生活防衛は貯蓄および集団的相互扶助であり、社会保障はこうした生活防衛にあてられる資金の一部ないしは全部をその管理下におくことであり、社会保障の成立によって個人は生活防衛のため個人的貯蓄をする動機を失う。しかし、生活水準の向上によってより高い生活安定を望むだろうから、社会保障によって個人は必ずしも貯蓄をやめるわけではないとネットルは考える。貯蓄と社会保障の関係は、今日経済学者の論争のテーマのひとつであるが、社会保障の制定後まだ

目も浅く、経済成長が始まった1950年代においてすでに社会保障と経済とのかかわりについて論及していたことは注目に値する。

社会保障が行う給付の形態には現金ないしは金銭的給付と現物給付ないしはサービスの2つがある。前者は、各人のニーズや選好に応じて財またはサービスを購入するから、社会保障は消費者の所得を増やすことにより消費水準を押し上げ、一方、消費水準の上昇は生産を刺激する。しかし、基本的生活財の需要充足が基本である限りにおいて社会保障給付は景気変動に対してより中立的である。社会保障給付は、消費的側面を持つだけでなく、労働者の健康向上(食料)のために用いられ、あるいは人的資源投資(教育)を通じて生産性向上に寄与する。現物給付は、直接金銭的な給付を行わないが、サービスの価格を無料とするか減額することで、サービスの購入を促進する。公的医療保険加入の有無によって医療支出に大きな違いがあることはその例証である。

社会保障の存在が貯蓄に与える影響は1980年代の経済学の主要なイッシャーであった¹⁹⁾。大きな出費をともなうかも知れない不時の病気や退職のために個人の貯蓄の役割は社会保障によってなくなってしまったか半減するはずだが、生活水準の向上によって新しい欲求が生まれ、上述のように必ずしも貯蓄が減少しないことを指摘している。一方、社会保障は対象者すべてのニーズを充足することはできないので、社会保障によって充足されないニーズを充足するために社会保障を補足するための別の貯蓄や資金プールが求められるようになる²⁰⁾。

フランスが採用する賦課方式財政²¹⁾の下では、財政収支が黒字になった場合にのみ貯蓄が形成されるが、これは経理上の貯蓄のないしは

準備金であって、貯蓄としては大きな意味を持たない。むしろ大きな意味を持つのは、経理には現れない貯蓄、たとえば各種の施設などのストックである。とりわけ医療施設などを保有することは健康の回復、維持を実現し、人々の人的投資に寄与し、こうした目に見えない貯蓄が国富を生み出す影の原動力になることを重視している。

ところで、積立方式下の社会保障は、積立てられる資金が大きくなるにつれて問題が生じることを指摘する。積立金の規模が大きくなると、私企業のような自由な投資は不可能となり、積立金は国の経済のなかに組み入れられるようになるからである。自由経済の下では、公的資金は私企業の活動を阻害しないように配慮して投資されねばならず、計画経済の下では、国の投資計画によって投資されるが、社会保障が膨大な額の投資資金を保有するようになるにつれて、有効な投資先を見つけることができなくなり、積み立方式を維持することが困難となると主張する²²⁾。

一方、財源調達と経済との関係を社会保障拠出が生産活動にブレーキとならないような点に止めるべきことを主張する。そのため、法定労働時間をこえる労働時間に対しては拠出免除とすること、生産性向上に対する寄与に対応する特別報酬を拠出免除とすること(生産活動を奨励する)、賃金の額によらずに労働時間によって拠出を行うこと(生産性向上を図る)、職種に関係なく家族手当に対する拠出率を一律とすること(人口構成の違いを均す)、産業間の負担の調整(労働集約型産業の救済)などの政策を提案している。これらのうち、最初の法定労働時間こえる労働時間について拠出免除とするという提案は、戦後経済の建て直しが急務であっ

た時代の要請による提案である。今日のわが国のような労働時間短縮が求められる場合には、逆に法定労働時間を超える労働時間に対しては懲罰的拠出が求められるだろう。

経済と社会保障との関係については、論文「社会保障と経済成長」においても論じられている。これが書かれた1965年当時は経済成長が各國的主要目標であり、ECやILOにおいても研究テーマとされていたことと無関係ではない。社会保障は、一般化(適用拡大)、給付範囲拡大および給付水準の向上という3つの方向をめざして発展していると指摘し、その発展を支える財政的基盤を問題にしている。被用者グループと非被用者グループ間、あるいは地域間にみられたようになった財政負担能力格差であり、国民所得の伸びを上回る社会保障支出の増加である。こうした問題に対して拠出率の引き上げや拠出対象所得の拡大などによって社会保障内部だけで対処しようとしても限界があることは明らかだから、公的財源に対する依存度が高まるようになる。

社会保障財源基盤は経済活動すなわち経済成長であるが、その成長は産業間、地域間などにおいて一様ではないため、社会保障の内容にも格差が生じざるを得ない。こうした格差解消のために国の財政援助が行われ、また社会保障制度の連帶を基礎とする財政調整が行われざるを得ず、経済成長のひずみを調整するこうした移転的重要性が指摘されている。実際にフランスでは、1974年の社会保障一般化および給付内容と水準の調整に関する法律によって、ネットルが指摘した方向は明確な政策として具体化した。とくに財政調整の実施とのメカニズムの決定にあたってネットルは大きな影響力を發揮した²³⁾。この論文のなかで、ネットルは社会保障と

経済成長のプラスとマイナスの関係を財源面から考察しているが、そうした技術的問題に止まらず、たとえば人間をたんなる消費単位として考えるのではなく生産的な富のひとつとして捉え、「社会保障は人的資源を供給することによって経済発展に寄与するのであり、人的資源がなければ経済発展はあり得ない」と、数量化されない人間的な側面の重要性を強調している。

7. おわりに

冒頭にも述べたように、ネットルは法律家であるラロックのような社会制度の立案者としての華やかさと無縁であるが、すぐれた行政官であるよりむしろ研究者の資質に近いものをもっていたと思われる。とくに労働省を退いてからネットルは社会保障アクチュアリ機関の雑誌とその国際会議に論文や報告を寄せており、簡単な数式を用いながら、年金のスライドや社会保障指標などについて分析しており、それらの中に彼の豊富な経験と思索が読み取れる。アクチュアリの分野での興味深い論文の1つは、点数方式による年金の収益率に関する「点数方式により運営される賦課方式年金制度の財政見通し検討に対する収益率概念の利用」[12]である。ここでいう収益率とは1単位の拠出に対応する年金額で測られるものであるが、この収益率を手がかりに私保険における収益率との比較も可能となり、年金制度間の運営効率を比較することも可能となることを示し、また年金制度間の財政調整によって私保険の再保険的機能が可能となることを示している。今日、社会保障アクチュアリの仕事はシャドラやローネイなどの優秀な後継者に引き継がれている。彼らもネットルと同じくアクチュアリであることに終わら

ず、財政、経済などに及ぶすぐれた理解力と分析能力を持ち合せているが、それにしてもネットルのような行政的能力においても優れている人物は多くないようと思われる。これはたんに個人の資質によるだけでなく、社会保険と社会保障という近代が生み出した社会的制度の創成と発展の時代を生きたということとかかわるのかも知れない。

本稿を終えるにあたって、ラロックのネットル追悼文のことばをもう一度引用したい。「彼に対して寄せられる数々の賛辞に私が付け加えるべきものは何もないが、もうひとこと付け加えさせて戴きたい。彼が私に与えてくれたすべてに対する個人的な深い感謝の気持ちはいうまでもないが、フランスや世界中で、そうだとはっきりと意識しなくとも正義や希望について少しでも彼に負うところのある人々の名において、大声で心の奥底から有難う、と」。

注

- 1) Pierre Laroque : Francis NETTER, Revue Française des Affaires Sociales, N° 3, 1986.
- 2) 上村政彦「ピエール・ラロック」、『社会保障の潮流』、全国社会福祉協議会、1977.
- 3) 今回対象となっていたのは、デュペルーであったが、デュペルーとの連絡に手違いがあり、資料が十分に入手できなかったこともネットルを取り上げた理由のひとつである。
- 4) エコル・ポリテクニックは、1794年に技術将校養成のためにナポレオンが創設した学校で、今日では行政官養成のための国立行政学院(ENA)とともに技術系高級官僚、経営者養成機関の頂点に立つ。高級官僚、経営者だけではなく、アンリ・ポアンカレをはじめとする著名な科学者を輩出している。
- 5) Direction générale des assurances sociales.
- 6) このときの労働・福祉大臣はアドルフ・ランドリである。大臣官房のメンバーの多く

は、國務院 (Conseil d'Etat) および大藏省財務監察官から採用され、閣議資料、省間連絡会議などを通じて行う他省庁との調整のほかに政治的業務の多くを担当する。

- 7) Direction générale de la sécurité sociale. 総局長はラロックであった。
- 8) 金庫理事長はラロックであった。
- 9) Inspection Générale des Affaires Sociales (IGAS).
- 10) Conseiller maître à la Cour des Comptes. 首席審議官は、検査院長 (procureur général) の下に3名置かれている。3名のうち2名は競争試験により任用された内部昇進者である。他の1名は外部からの政府任用で40歳以上かつ公務経験15年以上の者とされ、大方は大藏省出身者である。
- 11) Ecole supérieure de la sécurité sociale.
- 12) J.-J. Dupeyroux, droit de la sécurité sociale. 『社会保障とその原理』を読めば読むほど、『社会保障法』に与えたであろうその影響の大きさに気づく。
- 13) R. Risser, Applications de la statistique à la démographie et à la biologie, Gauthier-Villars, 1965.
- 14) prévoyance. 肉体または精神の機能減退をもたらすかも知れない不確実性に対して備えることと定義している。
- 15) 社会保障計画策定の経緯については、ラロック研究を中心とする多くの研究があるので本稿では触れない。
- 16) 使用者負担のウエイトが大きくなっていた背景には、戦争中経営者の多くが対独協力の前歴をもつという後ろめたさから、フランス解放に活躍した労働者たちの要求に強く反対できなかったという事情によるという指摘もある。ネットルは、使用者拠出率の増加が行き過ぎると、拠出金の原資に手を付けることになりかねないことや、税同様に拠出回避を招くと懸念している。
- 17) 社会扶助および公的扶助を別にした国庫負担および国庫補助金は、1991年度予算案で国の予算の7.23%である。そのうちの3.64%は船員制度、1.19%は国鉄年金制度、0.97%が農業制度に対するものである。

- 18) J.-J. Dupeyroux, droit de la sécurité sociale, 11^e édition. これら被用者を対象とするものに限らず、農地貸借権、経営基盤喪失、裁判費用など自営業者や市民すべての基礎的生存基盤を対象とすることを考えている。
- 19) M. Feldstein の論文 (Social Security, Induced Retirement and Aggregate Capital Accumulation, Journal of Political Economy, vol. 82, No. 5, 1974) を契機として社会保障と貯蓄率の関係に関する多くの実証的研究が行われた。
- 20) 補足年金制度がその例としてあげられている。
- 21) 積立方式が貯蓄としての側面を純粋に發揮するのは、給付が発生するまでの間である。
- 22) この主張は、積立方式と賦課方式をめぐる政策論争において引用される。J. Bourgeois-Pichat の論文 (Le financement des retraites par capitalisation, Population N° 6, 1978) は、国民全体を対象とする年金制度が積立方式で機能しないと主張する代表的なものである。
- 23) J.-F. Chadelat, Note technique donnant la détail du mécanisme de la compensation 1975, SESI, 1974.

著書および論文

単独の著書は 2 点であるが、論文や報告書のたぐいは多数にのぼると推測されるが、筆者の手許にあるものを以下に掲げる。

- [1] Notions essentielles de sécurité sociale, Sirey, 1951.
- [2] La sécurité sociale et ses principes, Sirey, 1959.
- [3] L'adaptation du niveau des prestations au niveau du coût de la vie ou des salaires, Sécurité sociale et prestations familiales, juillet-sept. 1950.
- [4] Les élections sociales comparées aux élections politiques, Revue Française des Sciences Politiques, avril-juin 1953.
- [5] Technique de la sécurité sociale et démo-

- graphie, Revue Internationale du Travail, 1953.
- [6] Réflexions sur l'assurance maladie, Droit social, décembre 1957.
- [7] Organisation et Mécanisation, Bulletin de l'Union Nationale des Caisses d'Allocations Familiales, janvier 1958.
- [8] Social Security for Migrant Workers, International Labor Review, jan. 1963.
- [9] Les Retraites en France avant le XXe siècle, Droit social, juin 1963.
- [10] Les Retraites en France au cours de la période 1895-1945, Droit social, juillet-aôut 1965.
- [11] Sécurité sociale et progrès économique, Revue Internationale d'actuariat et de Statistique de la Sécurité sociale, N° 11, 1965.
- [12] L'utilisation de la notion de rendement pour l'étude des perspectives financières des régimes de retraites par répartition fonctionnant suivant le système des points, Comptes rendus de la troisième conférence internationale des Actuaires et Statisticiens de la Sécurité sociale, Vol. II, Madrid, 1965.
- [13] L'Histoire des retraites : les non-salariés, Droit social, janvier 1967.
- [14] Régimes complémentaires, Revue économique, mars, 1967.
- [15] Quelques remarques sur les indicateurs de sécurité sociale, des régimes de retraites par répartition fonctionnant suivant le système des points, Comptes rendus de la conférence internationale des Actuaires et Statisticiens de la Sécurité sociale, Vol. II, Helsinki, 1975.
- [16] Ajustement des pensions, Comptes rendus de la conférence internationale des Actuaires et Statisticiens de la Sécurité sociale, Vol. II, Mexico, 1979.

(ふじい・りょうじ 千葉大学教授)

N. E. バンク-ミッケルセン

(N. E. Bank-Mikkelsen, 1919~1991)

—— その思想 ——

中園康夫

I バンク-ミッケルセンのノーマリゼーション理論の背景

ノーマリゼーションの原理・思想は1950年代にデンマークでおこった精神遅滞者の親の会や専門家などの運動¹⁾をとおして具体化した思想である。その思想は国連の宣言にうたわれ、国際障害者年のスローガン「完全参加と平等」の基本思想であった。また、最近の障害者に対する社会福祉サービスは、施設収容主義から地域に根ざしたサービスへと変化してきているが、このような変化もノーマリゼーション原理にその基礎がある。地域に根ざしたサービスと関連する概念として、脱施設化、統合、グループホーム、普通の生活、アドボカシーなどがあるが、これらはノーマリゼーション原理の発展のなかで用いられてきたものである。ノーマリゼーション原理を歴史的に考察するとき、デンマークの行政官であり、また思想家であったバンク-ミッケルセンをまずあげなければならないだろう。バンク-ミッケルセンは、ノーマリゼーション原理の発現の源となった親の会¹⁾などの運動に関わり、「障害者に市民権をあたえよう、地域の普通の住宅に住み、教育を受けよう」という要求をもととしたノーマリゼーション原理を發

展させ、その原理の具体化である1959年法の制定に深くかかわった行政官であった。今日、ノーマリゼーション原理の思想の発展を回顧すると、バンク-ミッケルセン（デンマーク）、ニルジェ（スウェーデン）²⁾、ウォルフェンスベルガー（アメリカ）³⁾のそれぞれの思想（論文）が出発点になっていることがわかる。この3人の思想をめぐってノーマリゼーションは展開してきた。3人のうち、ウォルフェンスベルガーの原理は、社会学の概念を理論構築の中核としているところに特徴がある。ウォルフェンスベルガーの理論は1980年代中頃にある種の変化をするが、ノーマリゼーション原理という達成目標に対して、その「過程とゴール」を重視する考え方には一貫している。それに対してバンク-ミッケルセンは、過程よりもノーマリゼーション原理が達成される「成果」を重視する。さらにバンク-ミッケルセンは、法制度やそれに基づくサービスシステムの具体化に力点をおく。その中心的概念は「平等」ということであり、平等を実現するために、他の市民が有する人間の「基本的権利の実現」が最終目標であると主張する。ニルジェはこの平等の概念を、通常の市民の生活に生起するリズム（生活の暮らし方）の保障という視点からノーマリゼーション原理を述べている。

ノーマリゼーション原理の最も簡明で自然な表現として知られている「ノーマルな生活状態にできるだけ近づいた生活をつくりだす」⁴⁾という思想は、バンク-ミッケルセンがかかわった1959年法の内閣行政令に述べられたものであった⁵⁾。この「ノーマル」を表現する名詞はデンマーク語で「normalisering」(normalization)となるが、このことばが今日のノーマリゼーションの最初の概念化であった。この中心概念は、きわめて簡明な普通のあるいはあたりまえの思想である。それだけに彼は、ノーマリゼーション原理が難解な学問上の議論の対象だけになってしまはならないことを強調している。

デンマークで、1855年に精神遅滞者の民間施設がつくられて以来、施設は精神遅滞サービスの主流となり、そして巨大となった。施設は、障害者を社会から守り、社会を障害者から守るという二重の機能を果たすために、市民の生活する場からは隔離されたところに建てられた。そこでは保護主義という名目に基づく処遇がなされた。しかし、その施設の状態や処遇は、決してそこに収容されている障害者の人間としての権利を保障するものではなかった。こうした状況は第2次大戦後まで続いた。

1919年にデンマークのロスキルレで生まれたバンク-ミッケルセンは、1944年にコペンハーゲン大学で法学を学び、法学士の学位を得た。卒業後、新聞記者となった彼は、ナチスがデンマークを占領した時、抵抗運動を行い捕えられた。収容所で人権を無視された生活を経験しながら、平和の問題や人間の自由の問題を考えたのである。戦後、彼は社会省に入った。精神薄弱課（当時）に配置された若きバンク-ミッケルセンは、施設を訪問する仕事の中で、施設の状況が人権を無視したものであることを体験してゆ

く。当時、巨大施設からの障害者の解放や人間的待遇を求めてサービスの改革を求めていた親の会の活動にかかわりながら、親の会の要求を少数の専門家とともに具体化してゆくよう努力した。この結果生まれたのが1959年法であり、世界で初めてノーマリゼーション原理を目指す法律となったのである。バンク-ミッケルセンは1968年にケネディ基金賞をうけている。1971年からは社会福祉局の障害者介護・リハビリテーション部の部長を勤めた。退職後、全国障害者協会の事務局長になったが、1991年没した。バンク-ミッケルセンとは筆者も数度お会いしたことがあるが、行政官というよりは温厚誠実な思索する人との印象を受けたが、同時に彼はつねに障害をもつ人間の日々の生活の現実を変革する意志をもった実践者であった。人間への深い思いと、実践力をもった行政官が当事者、家族の声に耳を傾けながら、それを誰でも理解できる平明なことばで思想・原理にまでたかめ、行政改革を行っていったところに、デンマークのノーマリゼーション思想の発展の特徴があった。簡明であるが実現することが容易でない、あたりまえの思想を、誠実に力強く追求していくのがバンク-ミッケルセンの生涯であったと思う。そしてそれは歳月を経るにつれて、全世界の社会福祉サービスの基盤となつたのである。

II 理論の発展とサービスの統合

—特別の存在ではなく、普通の市民として—

バンク-ミッケルセンが英語で書いた主要な論文は次のものである⁶⁾。

(1) A Metropolitan Area in Denmark;

	Copenhagen	1969
(2)	Organization of Services for the Mentally Retarded	1974
(3)	Activities of Daily Living	1974
(4)	The Principle of Normalization	1976
(5)	A Metropolitan Area in Denmark; Copenhagen	1976
(6)	Implementation of Right	1976
(7)	Changing Patterns in Residential Services for the Mentally Retarded	1977
(8)	同上	1978
(9)	Misconcepts of the Principle of Normalization	1978
(10)	Legislative and Administrative Integration of Services for Handicapped Persons in Denmark	1980

これらの論文の中でバンク-ミッケルセンが一貫して主張している中心的思想は「平等の存在であること（精神遅滞児者は他の障害をもたない市民と同じ人間である）」、そして、「特別の法律を廃止して、他の市民と同じ一般法で援助されるべきである（障害者だけを対象にした法律は障害者を市民社会から分離する結果をもたらす）」という点である。

彼の論文はいずれもこの2つの中心的思想を少しずつ視点や例を変えながら、平明な言葉で述べているところに特徴がある。音楽に例えるなら、どの論文も2つの一貫した主題から成っており、その主題の展開の仕方にそれぞれの論文の特徴がみられる、といってよいであろう。それだけこの2つの思想は彼にとって中核となっていたものであった。この中心的思想は、バンク-ミッケルセンの最も主要な論文(4)「ノーマリゼーションの原理」(1976)に詳しく述べられている。また、この中心的思想は精神遅滞サー

ビスの面では1959年法から1990年法にかけて法律として実現した。彼はこのことの意味を1980年の論文(10)のなかで、次のように簡潔に述べている。

「障害児・者に対するサービスが、中央政府より地方自治体にその権限がうつされるとともに、すべての特別な法律 (all special legislations) は廃止され、一般の社会法 (general social legislation) が、障害児・者を包括するものと変わった。諸サービスは個人の障害のためにあるのではなく、各個人のニードにしたがつてあたえられるべきものなのである。このようにして成立した新しい法律の主な特徴は、障害者をあらわすすべてのカテゴリー（盲・聾・てんかん・言語障害・肢体不自由・精神遅滞）が消滅してしまったことである。1980年1月1日から実施された社会サービス法 (The law on Social Services) は、ノーマリゼーションの原理の帰結として成立した法律である。この法律は、特別のニードをもった人たちに関するすべての規則が含まれている。そして同じ規則が、障害者にも非障害者にも等しく適用される。援助の規準は個人のニードに基づくのであって、彼が属している人間のカテゴリーに基づくのではない。特別のニードをもった人たちに対するサービスの統合に関するこの改革は、百年以上にわたる発展の結果としての、自然な最後のステップであると考えられる。新しい制度は創られたが、それは完全な参加と平等への最善の可能性をあたえるものである」。

ここに述べられている「社会サービスに関する法律」は、おそらく世界で初めて実現したものであり、これはバンク-ミッケルセンが主張してきたノーマリゼーション原理の思想から導きだされた当然の帰結でもあった。精神遅滞行政

にたずさわってきたバンク・ミッケルセンは、思想として「障害をもつ人間存在」を「特別な(special)存在」ではなく「我々と同じ人間存在」として理解し、行政的には「特別法から一般法」への統合にその生涯を捧げた人といってよいであろう。このような彼の思想の歩みを前述の論文を通して、彼自信の平明なことばを大切にしながら述べてみたいと思う。

1969年の論文(1)で、彼は精神遅滞者の施設が1885年にデンマークに初めて設立された時から、1960年代までの法律、行政、施設などの福祉サービスの発展を回顧しながら、障害者の生活を「できるだけ普通の生活状態に近づける」というノーマリゼーション原理を法律として最初に成文化した1959年法について述べている。1959年法で、精神遅滞者サービス・システムは12の地方(コペンハーゲンを含む)に区分され、社会大臣から任命された(親の会代表を含む8人)委員により構成された地方センターが、精神遅滞者サービス・システム(施設ケア・地域ケア)の実施責任者となった。このサービスの目的は「障害者の生活状況をできるだけ普通にする」というノーマリゼーション原理の実現である。普通の生活状態とは、児童にとって「両親のもとで生活し、遊び、幼稚園や学校に通学することを意味している」し、成人にとっては「両親と離れて訓練や教育を受け、仕事に従事する権利をもつ」ことを意味している。さらに児童や成人は、普通の生活の一部として余暇やレクリエーションを必要とする。「我々は最善の可能な方法で精神遅滞者を地域に統合しようと努力している。我々は障害者の能力—これらがいかに限界があるものであれ—を發揮できるよう援助する。精神遅滞者は他の人間と同様に最も充実した待遇、訓練、利用可能なりハビリテー

ションを倫理的な方法で提供される基本的権利をもっている」。このように指摘したあとで、彼は「普通の生活状態を遅滞者に提供することは、特別な(傍点・中園)ケアやサポートを提供することが、我々の明確な義務であるということを意味しているのではない。我々は障害者をありのままに受け入れ、彼らが障害をもって生活することを教えるのである。すべての他の市民に開かれているサービスや施設は、どんなものでも原理的には同じように精神遅滞者にも開かれているのである」と述べているが、この思想は1976年の論文「ノーマリゼーション原理」(4)に、より体系的にノーマリゼーション原理として表現されているし、また「特別のケアやサポートを提供することではない」という点は、1978年の論文(9)や1980年の論文(10)で強調されている主題であり、デンマークにおける1959年法ケア法、1974年議会を通過し、1976年施工され、1980年に地方分権を含めて実施された社会サービス法(あるいは社会扶助法とも日本では訳されているが、バンク・ミッケルセンの論文ではサービス法を用いている)、1989年の同法の生活保護部分の改正、という法的整備のながれのなかで実現してきたものである。この論文は1959年法の解説を主としているが、その文中にデンマークが歩むべき新しい精神遅滞サービスの道と、彼の思想が予告されていた。このような思想を、特に精神遅滞者に対するサービス組織の面から論じたのが1974年の論文(2)である。

この論文では、20世紀中頃までのデンマークでの精神遅滞者政策は、保護主義の特徴をもち、その結果、そのサービスは特別の法律と結びついた特別の組織(special organization)をもつことになった。この特別の組織が隔離を生みだし、他の市民のもつ市民的権利を共有できな

いことになってしまった。したがって精神遅滞者のサービス組織は、その他の一般法の中に統合されるべきである、と論じている。この主張は先に述べた1980年に実施された法的統合（特別法を廃止して一般法に統合する）とサービスの統合の必要性を指摘したものであり、ノーマリゼーション原理が法律に及ぼす意味を述べた点で注目すべきものである。またこの指摘は、1959年法の特徴のひとつである法の下の平等というノーマリゼーション原理の具現化を示したものである。これまで法の下に平等というノーマリゼーション原理の基本的思想を主張してきたバンク・ミッケルセンは、1974年に「日常生活動作（ADL—以下 ADL とする）（デンマーク語では「普通の日常生活」と訳される）に関する論文(3)を書いている。これまでの論文が法的側面を考察しているのに対して、この論文はノーマリゼーション原理と具体的日常生活との関係が論じられている。その要旨は次の如くである。ADL（デンマークでは ordinary daily life）とは、精神遅滞者のための上位目標を達成する目標をもった活動のすべてであり、それはノーマリゼーションを意味している。ノーマリゼーション原理は、精神遅滞者もごく普通の人間であると考える普通の思想である。思想としてだけでなく、事実の問題としても精神遅滞者は普通の人間である。したがって他のすべての市民と同じ諸権利をもっている。しかし障害という事実に対しては特別の専門的待遇を受ける権利ももっている。

精神遅滞はノーマルな存在であって、精神遅滞者をノーマルでないと排除する社会は異常な社会であり、人間的な意味では、精神遅滞者と共に存する社会はノーマルな社会である。逆に排除する社会は、人間的視点からみれば貧しい社

会である。しかし同時に、障害をもつ人はその障害に対して処遇や治療を受ける権利をもっている（病気になった人が病気の治療を受ける権利をもっていると同じ意味で一中園）。さらに障害者の生活を普通の状況にするのと同じ次元で、すべての人と同じ発達可能性をもつ障害者に働きかけることは、ノーマリゼーション原理に適うことである。したがって障害者の生活における日常の訓練が必要となってくる。1960年代初期にデンマークに ADL の方法が紹介されてから、それが我々の目指す目標（上位目標）であるノーマリゼーション原理とむすびつくことが理解され、精神遅滞者へのかかわりとして重要な方法であることが認識されるようになった。ADL の内容である日常生活に生起するすべての活動（食事、排泄、衣服着脱、発語など）に働きかけることは、精神遅滞者の生活を普通の状態にしてゆくために必要なものであり、精神遅滞者の発達可能性に働きかける方法でもある。さらにこれらの日常活動に加えて、性的生活を普通のこととするように働きかけることが重要である。精神遅滞者もまた他の市民と同じように性的権利をもっているのであるから、われわれはそれが実現する方法を教える義務をもっているのである。デンマークでは1959年法以来、精神遅滞者（重度も含めて）に対する「教育ガイドブック」を作成するために、地方行政当局とパーソナル訓練学校の代表とで検討委員会をつくり、食事、衣服着脱、排泄訓練の3つの領域でのガイドブックが作成された。このような努力がなされるとともに、ADL を専門的に行える福祉従事者の教育にも力を入れるようになった。このことによって処遇の体系化が可能となった。ノーマリゼーション原理の立場に立てば ADL の重要性はノーマリゼーション原理

とともに明らかなことであるが、しかし世界のいたるところで、今なおノーマルでない方法で処遇している事実があるので、くり返しこの簡明な理論を訴え続ける必要があるのである。

この論文は、ノーマルな環境を創造してゆくために、精神遅滞者の発達可能性（傍点・中園）に働きかけてゆく必要が ADL をとおして語られているのである。この論文のなかで「性的生活の権利」が指摘されたが、この問題はノーマリゼーション原理の基本的権利でもあり、後の論文で詳しく論じられている。

バンク-ミッケルセンは、これまで部分的に述べてきたノーマリゼーションの原理を1976年の論文(4)で体系的に論述している。この論文は、N. ニルジェ、W. ヴォルフェンスベルガーの論文とともに、ノーマリゼーション原理の思想や定義に関する基本論文とよばれており、ノーマリゼーション原理はこれらの3人の思想や定義から始まっている。バンク-ミッケルセンの論文の要旨は次の如くである。

ノーマリゼーションは、精神遅滞者をいわゆるノーマルな人にすることを目的にしているのではなく、精神遅滞者をその障害とともに受容することであり、かれらに普通の生活条件を提供することである。すなわち最大限に発達できるようにするという目的のために、障害者個人のニーズに合わせた処遇、教育、訓練を含めて、他の市民にあたえられているのと同じ条件をかれらに提供することを意味している。では、普通の生活条件とはなんであろうか。この場合「ノーマル」という概念は「それぞれの個の状況によって異なるし、その時代時代の社会的、文化的宗教的条件によっても左右される」が、「生活条件」とは「住居、仕事、余暇」の3つの条件について基本的な内容をととのえること

を意味する。この3つの条件は子供の場合と成人の場合とに分けて考えなければならない。

「住居の条件」の場合、その国の子供たちが、成人するまで親と一緒に生活するのが普通の条件であれば、障害をもつ子供たちも、可能な限り親と一緒に生活することが、ノーマリゼーションの原理にかなうことである。しかし家庭の状態などによって、家庭で生活をすることのできない子供は、施設やホームで生活することになるが、この場合も、地域社会の子供たちと同じような家庭生活の状態が、できるだけ施設においてかなえられていなければならない。成人の場合は、多くの国では成人になると親の家から独立して、自立した生活をするのであるから、精神遅滞者も、親の家を離れて自立した生活をする条件があたえられていなければならない。例えば、ホステル、グループホームのような形態の住居が用意されなければならないだろう。成人になった場合、精神遅滞者の性の問題は大切な問題であるが、多くの偏見でもってみられている。しかし「障害者の性生活を自然な目でみること」が重要なことであり「自然な性生活をする権利」が地域社会の成人と同様にあたえられなければならないのである。

「仕事の条件」としては、子供の場合は「教育を受ける権利」が保障されていなければならないが、精神遅滞児の場合、今までこの点が無視されてきた。しかし今日では「知能の発達いかんにかかわらず、すべての子供（傍点・原著者）に教育が可能であり、教育提供を全児童にまで拡大するのは、すべての国の義務でなければならない。」「精神遅滞の成人（傍点・原著者）は仕事をして賃金を受けるという他の市民と同じ権利をもつべきである」し、そのためには「職業訓練」の機会が保障されていなければならない

い。

「余暇の過ごしかたとレクレーション活動」についても「精神遅滞者が他の市民と同じように余暇をもち、コミュニティが他のすべての市民に開いているレクレーション計画に参加するのは当然のこと」であるが、このことを特に強調するのは「すべての国において、精神遅滞者は余暇に活動する権利をもつ人間としてつねにみなされてこなかった」からである。

3つの側面について述べてきたが「ノーマリゼーションの原理は簡潔にいえば、すべての市民は同じ利益を受ける平等な権利をもっている、ということを意味している」し、「この原理に立てば、精神遅滞者の処遇に関するあらゆる問題が解決できる」のである。

さらに平等な立場に立つとは、他の市民と同じ市民権をもつことである。市民権とは住居と教育と仕事の権利、投票権、結婚する権利、子供を生む権利、結婚と関係なく性生活をいとなむ権利を意味しているのである。

このように、バンク-ミッケルセンによって体系化されたノーマリゼーション原理によって、デンマークが目指している精神遅滞サービスの方向性がますます明確なものとなってきた。彼はこの論文で、1959年法では「できるだけ」という表現が用いられたが、この言葉は「削除」すると述べている。これはノーマリゼーション原理の実践がより徹底した平等を目指すことになったためである。

これまでみてきたように、バンク-ミッケルセンの論文には、一貫した中心的思想があることが理解できるのである。ではこのような彼の中心的思想は、デンマークにおける精神遅滞者サービスの法制化にどのような枠組みを提供するのであろうか。このことを論じたのが1976年の

論文(6)であった。この論文でバンク-ミッケルセンは繰り返しこれまで主張してきたように、精神遅滞者は他の市民と同じ人間であるので、他の市民と同じ平等な権利をもっていることを強調したうえで、このような原理にたてば障害者に対する「特別な法律」は必要がないと断言している。

特別法は「精神遅滞者の生活とその維持を保障するための最小限度のルールで出発し、精神遅滞者を普通の住宅で生活できない特別な集団とみなし、彼らを巨大な施設に隔離してしまう」のである。

さらに、特別法は彼らのもっている諸権利(例えば結婚の権利、投票の権利、そして強制収容を否定する権利など)を奪ってしまうのである。「このような特別法は、法律や普通の生活において平等性を欠くことになり、精神遅滞局のような特別の組織を必要とするようになるのである。このような状況が生まれると、精神遅滞者は教育が必要な場合は特殊教育に、また特別病院という施設におくられることになるのである。こうした状況は保護主義という聖なる名目のもとに行われる。保護は大抵の場合、過保護になり、消極的差別を生み出すようになるのである。」

このようにバンク-ミッケルセンは、障害をもつ人たちに対する特別な処遇（それは特別の障害者法を制定することである）を否定する。ある障害に対する固有の処遇は必要であるが、そのことは障害をもつ人も同じ人間であり市民であるという前提に立てば特別視する必要はないのである（例えば、近視の人が眼鏡を必要とするように一中園）。これは人間としての「同じ基本的ニーズ」なのである、とバンク-ミッケルセンは主張している。

これまで述べてきたようなノーマリゼーション原理に基づく精神遅滞者へのサービスは、デンマークではどのような変化をもたらしたのであろうか。この点について論じたのが1978年の論文(8)⁷⁾である。

バンク-ミッケルセンはこの論文で、1955年（最初に施設が設立された）からのデンマークでの精神遅滞サービスの本質の変化を「治療一収容保護主義一収容保護主義への批判—ノーマリゼーション」という歩みのなかで概観しながら、「統合と分離」、「法のもとにおける平等」、「男性と女性の同居、および性生活、結婚と子供」の問題を論じている。これらの内容はすでにこれまで発表されてきたものを基礎にしており、著しい変化はみられないが、性（生活）の権利の問題については従来よりも多くのことを論じている。バンク-ミッケルセンは「性（生活）の権利は人間の基本的な権利であるが、また、全世界のほとんどの場所で精神遅滞者がうばわれていた権利である」と述べている。

デンマークでもこの問題については「保護主義者の反対」があったが、彼はデンマークでの性の問題についてのゆるやかな変化の状況を紹介したあとで、「性（生活）の権利」について次のように結論づけている。「精神遅滞者の結婚の権利に関する議論は大抵、性生活の権利についての否定的議論を背景にかくして行われるのは周知のことである。一中略—精神遅滞の人々が普通の生活をする権利があるという一般的の理解は、性生活の問題にまでは至らない。なぜならば、結婚の権利がないという形で性生活の権利が否定されているからである。」彼は最後に、1959年当時と1974年当時の居住施設サービスの形態の変化を統計で示しているが、そこからノーマリゼーション原理に基づく変化がゆるやか

に進んでいることを理解することができる。ノーマリゼーション原理はこれまで述べてきたように、1950年代にその思想があらわれ、60年代、70年代に徐々にサービスに具体化され始めた。この間、多くの研究者たちがノーマリゼーションに関する論文を書いたが、中でもノーマリゼーションに関する理論の発展に大きな影響をあたえたウォルフェンスベルガーの論文「対人サービスにおけるノーマリゼーション原理」は1972年に発表された。また同時に、ノーマリゼーションに関する批判や誤解も多く見られるようになった。このような誤解に対して、バンク-ミッケルセンは1978年に比較的短い論文(9)を発表している。この論文も従来の主張に基づいてノーマリゼーションに対する誤解に反論しているが、その主張の要点は次のようである。

「ノーマリゼーション原理についての最初の誤解は、ノーマリゼーション原理がひとつの“主義”，“テーゼ”，あるいは“ドグマ”になったという事実である。ノーマリゼーションはその本質からして反ドグマである。」したがって、1972年に出版されたウォルフェンスベルガーの理論は、バンク-ミッケルセンにとっては「極めて簡明で実践的なものであるノーマリゼーションが、ウォルフェンスベルガーのように、多くの理論や哲学を必要とするというのは奇妙に思える」のである。ノーマリゼーション原理が理論として一人歩きし、何か新しい特別の科学的概念を生み出してゆくことは、「精神遅滞者は、他の人間と同じ平等な存在であるということを意味しているにすぎない」という平明な事実を忘れているのである。次に、ノーマリゼーション原理は精神遅滞者をノーマルにすることを目指しているのではない。ノーマリゼーションは「精神遅滞者は市民として他の市民と同じ生活状態

を提供されなければならないということを意味している」のである。「ノーマルにすることではなく、平等になること」がノーマリゼーションの主張なのである。障害をもっている状況を除外したり特別視するのではなく、障害をもつ人として普通の市民と同じ権利が保障されるのが、健全な市民社会なのである。したがって、障害をもつ人たちの「障害」だけを対象とした特別法は必要ない、これまで何度も述べてきたことを力説している。デンマークではこのようなノーマリゼーション原理に基づき、1980年からは「障害者のためのすべての特別法が地方当局の普通のサービス形態 (ordinary service forms) の一部として統合された」のである。おそらくバンク・ミッケルセンが英語で執筆した一連の論文の最後になったと思われる（短いものは1, 2あるようだが）1980年の論文⁽¹⁰⁾は、これまでのノーマリゼーション原理の発展によって必然的にもたらされた法的統合と、行政的統合の精神遅滞者サービスに対する意味が述べられ、最後に最初に引用した文章によつてしめくくっているのである。それは彼が一貫して主張し、展開してきた主題の結論でもあった。

1980年の社会扶助法の目的について B. ベルグも次のように述べている⁽⁸⁾。1980年1月から実施の社会扶助法は、(1)障害者の差別や社会的偏見を取り除く、(2)社会的統合と社会への完全参加を促進する、(3)できるだけ普通の生活を創造する、(4)できるだけ個人の自主性に介入しない、(5)障害の予防、(6)障害者の収入の維持を保障する。

これまで、バンク・ミッケルセンの論文をとおして、デンマークにおけるノーマリゼーション原理の発展についてみてきた。この発展の内容をみると、1959年法で示されたノーマリゼーシ

ョン原理の思想が着実に実現していることが理解される。こうした発展が何故可能であったのか。かつてバンク・ミッケルセンは筆者との面談で、このことにふれ、i) 社会保障制度が充実していること、ii) まとまった小国であること、iii) 国民に平等性と権利性を大切にする意識が強いこと、iv) 市民の福祉的ニーズを大切にする政党が議会の主流であったこと、v) 福祉行政官の意識、などをあげていた。また、バンク・ミッケルセン自身行政官をしてノーマリゼーション原理の実現に責任をおつてきたが、バンク・ミッケルセンの内面に、人間の尊厳を大切にする思想がなかったならば、ノーマリゼーション原理は、政策として十分に具現化することはなかつたであろう。現在、デンマークのノーマリゼーション原理に基づくサービスは着実に前進している。これからさらに地域での自立的生活のための居住条件の質・量にわたる充実、職員の質や量、生活条件の向上、または低成長期におけるサービスシステムの維持、拡大の方策、など多くの課題がある。しかし、最も重要なことは、ノーマリゼーション原理・思想を基本原理として持続しつづけようとする意志が市民にあることである。

デンマーク障害者団体連合会会長である J. ミュラー (John Müller) は、日本での「国連・障害者の十年」最終年記念セミナーで次のように述べている。

「障害者という特別なグループについての特別法はすべて廃止された。現在は包括的な社会援助法が特別なニーズにある人々に関する条項をすべて定めているので、障害者にも非障害者にも同じ規則が適用されているが、特別なニーズをもつ人々に対しては特別な権利があたえられている。盲、聾啞、精神障害などのような分

類方法は法律ではもはや使われておらず、「かなりの身体的もしくは精神的障害をもつ人々」という語句が使われている。同様に学校法も「長期にわたる特別教育を必要とする生徒」といういい方をし、特別教育が必要となる原因についてはふれていない。障害、非障害にかかわらず、すべての児童が同じ期間の義務教育を受ける。児童教育に関する規則は、すべて包括的一般教育法に定められている。

ある人が一般法の対象となっていることは、異常者という刻印を押されたり、異常者として分類されていないということである。それどころかその人は社会に属し、社会の発展全般から恩恵を受けることができ、すでに社会主流にいるのであるから、メインストリーミングがあたえられるのではない。人は他の市民と平等であり、そのことは、その人の独自のニーズに応じてサービスを受けられることを意味する。」

III ノーマリゼーション原理の実践を通して考えること

バンク・ミッケルセンの思想は、着実にデンマークの社会に普遍的思想として根づいている。その思想の実現のために、国家財政や自治体財政から予算が支出されても、そのことは当然であるという認識が市民にはある。

このような市民の意識は、その時々の政治的経済的状況に左右されず、ノーマリゼーション原理の目指す道を決して後退させないのである。筆者は、1970年以来幾度となくデンマークを訪れている。今年（1993年）夏にもデンマーク・オーフス市を訪れたが、ノーマリゼーション原理の目指す目標は、着実にきめ細かく前進している印象を受けた。その中でも特に脱施設

化に伴う地域でのグループホームの充実、障害をもつ人たちに対する性の問題への対応が印象深かった。

筆者が訪問したオーフス市のグループホームは、住宅地にある前公團住宅を買い上げたもので、1軒の本部住宅と、それぞれ1人が住む17住宅とからなっている。この意味では、いわゆるグループホームよりもより自立した生活環境である。このことの詳細は省略するが、今なお入居施設は存在するとはいえ、毎年確実に地域での生活者が増加しており、後もどりすることはない。性の問題への対応であるが、バンク・ミッケルセンの論文でも、ノーマリゼーション原理の最終の目標（最も達成が困難という意味で）として性生活の権利が繰り返し強調されていた。人間的視点に立てば、性という基本的ニーズの充足なくして人間という存在はあり得ない（個人的価値観に基づくものは別として）。この問題に関連して、1989年2月10日に性に関する指導書が社会省から出された。それは「社会省指導書、No.4.1989年2月10日」と題するもので、「主に施設に入居している重度の知能遅れと身体障害者の性教育と訓練のあり方を指導したもので、避妊、性病、エイズ問題や自慰介助、補助器具のことなど具体的な問題も取り扱われて」いる。この指導書によって「性教育を受け持つ教員や施設職員らが取るべき立場と障害者の権利が明確にされた」のである。このなかで注目すべきことは「原則的には自慰行為の介助、あるいは性行為の介助、あるいは性交を希望している障害者同士の介助に限られるべきである。しかし障害者が希望すれば、職員は売春婦（夫）にコンタクトを取る手伝いをできる」とガイダンスは性教育の一貫として彼らの引用を合法化していることであろう。もち

らん、デンマークでも刑法との関係があり、ガイダンスによって厳密に「事前に教育、治療計画が作成され、その計画が職員会議と障害者本人の承認を得た場合」に限られるが、ノーマリゼーション原理が目指す最も本質的問題を、デンマークではこのように取り組んでいるのである⁹⁾。もとよりこの問題は、それぞれの国の性文化、性に対する価値観等の問題が前提条件となるが、筆者はノーマリゼーション原理の目指す障害者的人間解放の徹底した努力（形式的な表面的なものではない）を感じる。

デンマークでは、障害者が普通の市民として生活を始める機会がふえるにつれて「障害者が社会的ケース（対象当事者）から文化的、政治的人間（主体的当事者）」¹⁰⁾として変容してゆくことが、地域における真の統合の意味であるという考え方方が主張されている。このような視点もノーマリゼーション原理の思想的深化であろう。

ノーマリゼーション原理は、人間（障害をもつ者）と人間（障害をもたない者）との眞の「関係の平等性」へ限りなく近づく思想である。社会福祉サービスという領域からいえば、専門家とその対象者という「主体と客体」との関係ではなく、その関係を人間と人間の関係という「主体と主体」の関係へ限りなく近づくことを目指すものである。そこにバンク・ミッケルセンの思想の真髄があるよう筆者には思われる¹¹⁾。

注

- 1) 当時の親の会の運動は次の事項を社会大臣に要求した。1) 収容施設の改善、2) 両親・親戚の近くにベッド数20~30の小規模居住施設の設立、3) 相談助言制度と財政援助、4) 教育可能なすべての子供たちへの義務教育の実施、5) 施設入所者の法的権利の保障、6) 後

見入制度、7) 不服申立ての保障、8) 作業所を含むデイ施設の設立、9) 施設運営に親の会代表の参加、等があった。

- 2) Nirje, B., The Normalization Principle and Its Human Management Implications, in R. B. Kugel *et al.* eds., *Changing Patterns in Residential Services for the Mentally Retarded*. President's Committee on Mental Retardation, 1969. Nirjeは1976年のKugelの改定版にも同じ題名の論文を書いていますが、1976年度版の方がより体系的であり、ノーマリゼーション原理が詳細に述べられている。
- 3) Wolfensberger, W., *The Principle of Normalization in Human Services*, National Institute on Mental Retardation, 1972, 日本語訳、中園康夫・清水貞夫訳、ノーマリゼーション—社会福祉サービスの本質—、学苑社、1982年
- 4) 英語では“to create an existence for the mentally retarded as close as to normal living conditions as possible”となる。
- 5) 日本では1959年法の条文にこの文章が表現されていると紹介されているが、正しくない。
- 6) (1)は注2) のKugel *et al.* ed.に掲載された。(5), (7), (8)は同じ論文である。(5)はKugelの1976年改定版に掲載された。(7)は抜刷を小冊子にしたもの。(8)はThe Personnel Training School（3年制のソーシャルワーカー養成機関）の紀要に掲載されたものである。(7), (8)は(5)より22行ほど省略があり、また統計の取り扱いも少し異なっている。なお、(5)と同じ論文が、Flynn, R. and Nitsch, K.E. ed., *Normalization, Social Integration, and Community Services*, univ. Park Press 1980, Chap. 3に掲載されている。(2) FLASH, No. 29, (3) FLASH, No. 29, (4) FLASH, No. 39, (6) FLASH, No. 39, (9) FLASH, No. 44, (10) Winnipeg会議(1980)での報告原稿、実際には発表の機会がなかったとのことである。
- 7) 注6)で述べたように初出は1976年である。
- 8) ベルグは、社会省社会福祉局の広報担当者としてバンク・ミッケルセンと共にノーマリゼーション原理の普及につとめた。世界各地を

- 講演旅行しているが、数年前に来日して九州を中心に講演を行った。Berg, B. The Danish Contribution to WHO's Study on Health and Social Legislation of the Disable, mimeo, 1985年, WHO での国際会議における報告書。
- 9) 片岡 豊, 「知恵遅れの性教育」および「障害者とセックス介助」, DSSA 編, デンマークの社会福祉, DSSA (デンマーク社会研究協会) May 1992. 片岡 豊氏はデンマーク・オーフス市に在住, デンマーク在住20年余, オーフス大学で哲学を学ぶと共に社会福祉の研究も行ってきた人である。千葉忠夫氏と共に, デンマークを訪れる日本の社会福祉関係者が必ずデンマークの社会福祉事情の研修, 通訳でお世話になっている。デンマーク社会研究協会は両氏が中心となって発刊されている。
- この指導書はデンマークの性教育の権威者であるブッテンシェーン (Buttenschon, J., 障害をもつ18歳~21歳の人たちの青年学校の校長であり, 1959年法制定当時, バンク・ミッケルセンの教育顧問をしていた) の指導のもとに作成された。ブッテンシェーンは今夏の中園との面談で, 障害をもつた人たちの独自の文化(生活習慣)の理解が, 地域での障害をもたない人たちとの共生・相互理解に役立つと考えていると語った。彼の著書「sexsology」が片岡氏らによって日本語に翻訳される予定

である。

- 10) 片岡 豊, ハンディキャップ・カルチャー, DSSA 編, デンマークの社会福祉, DSSA, Dec. 1992. 「ハンディキャップ・カルチャー」とはオーフス市の養護学校長 J. ソリエのことばである。片岡論文によると, 彼は「一方的な地域統合政策を批判し, 障害者の主体性を取り入れたノーマリゼーションを強調」しているとのことである。
 - 11) 筆者がバンク・ミッケルセンの翻訳や紹介をしているので記しておく。
- 1) The Principle of Normalization, 拙訳, ノーマリゼーションの原理, 四国学院大学論集, 第42号, 1978年
 - 2) Changing Patterns in Residential Services for Mentally Retarded, 拙訳, 精神遅滞児のための居住施設サービスの形態の変化, 四国学院大学論集, 第44号, 1979年
 - 3) 拙稿, 「ノーマリゼーションの原理」の起源とその発展について, 日本社会福祉学会編「日本社会福祉学」第22-2号, 1981年
 - 4) 拙稿, ノーマリゼーションの課題とその実現方法—特に主要な定義との関連において, 社会福祉研究, 鉄道弘済会, 第31号, 1982年
(なかぞの・やすお 四国学院大学教授)

ブライアン・エイベルスミス

(Brian Abel-Smith, 1926～)

前田信雄

1. ブライアン・エイベルスミスの 生い立ちと大学就任

—1926年から1955年まで—

エイベルスミス教授はロンドン大学経済政治学部 (The London School of Economics and Political Science) の社会科学行政学部 (Department of Social Science and Administration) の名誉教授である。現在もなお保健サービスの社会科学的研究の国際的な第一人者である。

エイベルスミスは、1926年、軍人である父の住まいがあったロンドンに生まれた。第2次大戦も終わりに近い1940年から1945年にかけて、ロンドンのハイリベリイ・カレッジに学んだ。短い兵役を経た後、1948年にケンブリッジ大学に入学し、1951年に卒業して経済学士となり、すぐに博士課程ともいいうべき大学院コースに進んだ。同大学の登録研究生として、C.W. ギルバード教授 (Mr. C.W. Guillebaud) の指導を受けた。テーマは「イングランドとウェールズにおける国民保健サービス費用」。この学位論文でもって、1955年にケンブリッジ大学から博士号 (Ph. D.) を授与された。同年すぐにロンドン大学経済学部の講師になった。当時30歳前であり、きわめて順調なペースでの大学スタッフとしての就任であったといえよう。

大学院生だった頃、英國の若手大学研究者を組織して、インド、パキスタン、スリランカ(当時はセイロン)へのグループ調査旅行をした(1952年)。この時の開発途上国での見聞は、その後の彼の国際的関心と理解の下地になったことは間違いない。

大学教授といっても、多様な経歴を持ち、いくつかの職場や異なる専門に関わる経験の人が少なくない。そのようなタイプが一般的である。エイベルスミスの場合は全く違っていた。大学院生としての研究テーマもその後の研究分野も基本的には同じであった。初めての就任大学において、一貫して変わることなく教鞭をとってきた。1992年に退職をし、現在は同大学名誉教授である。

筆者の私ごとになるが、私が東北大学に教官として採用されたのが1955年、彼と同じ年である。私も当時から各國の医療保障に興味を持ち始めてくるが、大学生だった頃は、社会政策の講義はうけたが、英國の国民保健事業のことなど殆ど分からなかった。私は経済学部を卒業をし、医学部の助手から講師となった。この頃私は、ハリイ・エクスタインの文献¹⁾などを通じて、1942年からのベヴァリジ委員会とその報告、国民保健事業 National Health Service の成立過程を少しづつ学んでいた。

当時、若いエイベルスミス講師は、貧困問題

研究や年金、高齢者介護費用のテーマについても広く関心をもち、論文を各方面に発表していた。やがて、ロンドン大学のなかで社会科学の講義と教育研究に忙殺されながら、後に述べるソーシャル アドミニストレーションの研究と看護婦のプロフェッショナルヒストリーと病院史などの実証研究に本格的にとりくんでいった。

2. ロンドン大学社会科学行政学部のプロフィールとリチャード M. ティトマス

若いエイベルスミス講師が研究室を持つことになった1960年代前半のロンドン大学社会科学行政学部は、1912年の社会科学部創設から数えるとかれこれ50年はたっていた。学部創立50周年記念のために、リチャード M. ティトマス教授は「思い出の時代」と題した小冊子を書いた²⁾。そのなかで、社会科学部には「1913年には……教師の数はわずかに2人、……1950年には……13人、今日では（1962年）約30人近くになっている。」と話している。ティトマスはこの中でさらに「私たちがここで教え、研究してきたものは、単にイギリスのことだけでなく、世界の多くの国々の社会事業教育に影響を及ぼしてきている。特にイスラエル、オーストラリア、ニュージーランド、セイロン、ガーナ、ナイジエリア、オランダ、ノルウェイ、カナダなどの国々がそれである。」と述べている。この学部のスタッフ、特にエイベルスミスが当時からこのような国際的な教育研究の場でもまれ、自らの広い視野を身につけていた。

ロンドン大学社会科学行政学部の大学としての特色もしくは狙いとして、ティトマスは、研究と知識の向上ならびに学問の自由をあげていた。とりわけ1962年頃には、学部内に18の研究

プロジェクトがあり、それに学部内スタッフによる多くの論文と著書が世に送り出されていた。それらを若いエイベルスミスがまとめてレビューをしていた³⁾。

3. ティトマスとエイベルスミスらの保健費用研究とギルボード報告 —1950年代前半—

エイベルスミスが学生時代、そして若い研究者として訓練を重ねる1940年から1950年代は、英国の国民保健事業があたかも白いキャンパスにデッサンと色塗りが終わり、いよいよ最後の仕上げに向かって完成の段階であった。この壮大な社会改革は、第2次大戦後の英國社会の戦後復興計画でもあった。それはベヴァリジという経済学者中心の政策提唱を実行することでなしとげられる。国民保健事業法は1946年、保守党から労働党へと政権が移るプロセスを経た後に、世に送り出された。ベヴァリジ報告における原則は、「第1に普遍的強制拠出制保険、第2にすべての国民に対しての均一給付、第3に任意貯蓄による公的保障水準の補足」であった⁴⁾。第二次世界大戦後の英國の保健医療制度は、この国において一大転換をしただけではない。ヨーロッパや社会主义国といわれた国々、もちろん英國を盟主国としていたカナダやオーストラリアなどの国々の制度に対して大きなインパクトを及ぼした。その基本原則は、さかのぼればベヴァリジの提唱した均一性と包括性であった。「ゆりかごから墓場まで」というキャッチフレーズに示される国民保健事業は、英國に住む人なら誰にでも平等に、予防から治療、リハビリテーションまで基本的には無料のサービスを受けられる制度に大きく変わった。保健医療サービスの主な財源は、従来のような社会保険拠

出ではなく、政府の予算になった。定額の拠出制をとる国民保険法は所得保障として再出発した。保健や医療が無料で受けられるのは限られた貧困者だけ、医療扶助的制度によってのみサポートされる古いシステムからの脱却であった⁵⁾。

1953年から1955年にかけて、当時博士課程の研究生であった若いエイペルスミスは、民間団体である国民経済社会研究所 The National Institute of Economic and Social Research の研究員を兼ねることになる。そこで主な仕事は、国民保健事業の費用分析であった。ティトマスが責任者となってこの大きな研究課題に取り組んだが、その研究を発注したのは、ギルボード委員会であった。当時ギルボードは、ケンブリッジ大学の経済学教授、1953年に英國政府からの委嘱を受けた5人委員会の委員長であった。課せられた研究テーマは、国民保健事業の費用の現状分析と将来展望であった。

ティトマスの論文集 *Essays on the Welfare State 1963* は、社会保障研究所から「福祉国家の理想と現実」という翻訳名でもって出版されている(谷 昌恒訳、1967年)。この中でティトマスはギルボード報告がつくられる経過と、その報告の内容について詳細に述べている⁶⁾。上述研究所からの委託研究は委員会報告に盛り込まれるが、これは後にティトマスとエイペルスミスとの共著の単行本として1956年に発刊された。本のタイトルなどは以下のとおりである。

Abel-Smith & Titmuss, *The Cost of the National Health Service in England and Wales*, Cambridge University Press, 1956

彼がこの本でもって学位を得たことは、すでに述べたとおりである。

このギルボード(5人)委員会に課せられた

テーマは、英國医師会の論客などからの厳しい国民保健事業への批判をめぐる論点でもあった。英國医師会雑誌は、当時国民保健事業の財政破綻について書き立てていた。合わせて、この事業による中央集権的しほつけは、医師らの職業の自由を侵害しているという憤まんをぶつけたものであった。実証的なデータ集めとその分析を行ったエイペルスミスらの検討結果は、このような医師会サイドからの指摘を否定するものであった。「保健サービスには多大の浪費があったという非難を裏付けるものは……見いだすことができない」かった。「国民1人当たりの(保健)費用の国民総生産への比は……1953~54年には3.25%へと(前よりも)低下した」という報告であった。なお、はじめの頃、世間一般では、この委員会からは、もっと厳しい公的費用の節約や患者自己負担増の提案がだされるものと暗に期待されていた。しかし、実際の勧告内容はその反対であった。むしろ、当時の患者自己負担額を減らせよ、というものであった。若いエイペルスミスらによる調査研究は、国民保健事業への財政援助をも強く期待するものであった。

ギルボード報告とは別のことだが、ティトマスとエイペルスミスとは、英國病院の国営化のテーマにも関心を払っていた。病院国営化の代替案として、篤志病院 Voluntary Hospital と国との間の契約制度が考えられてはいた。しかし、ティトマスとエイペルスミスらは、篤志病院には当時すでに多額の公的資金を出してはいた実態の分析をしていた。彼らは、看護婦不足などの対策についても言及をしていた。契約制度によってはこういった基本問題は解決できず、病院国営化しかないという政策提言をする立場をとっていた⁷⁾。

4. 看護婦史研究—1950年代後半—

自ら「ドキュメント的研究」だと名づける看護婦の歴史研究のまとめが、エイベルスミスの最初の単行本として1960年に刊行された⁸⁾。1964年には、分厚い英国病院史研究書が発刊された(514頁)⁹⁾。これらの本の執筆に没頭していたエイベルスミスは、1957年に社会科学担当講師、1961年にソーシャル アドミニストレーションの助教授(Reader)になる。病院史の本のカバーにおいては、彼のプロフィールはおおむね次のように紹介されていた。

『エイベルスミス博士はロンドン大学経済学部助教授、7年間にわたるアフリカでの保健サービス発展のためのアドバイザー、医療経済学での世界保健機関のコンサルタントをつとめている。彼は長い間ロンドン市内のいくつかの病院理事長などを歴任。37歳の若さの中でこの国の保健サービス分野におけるエキスペートのひとりにあげられるまでになった。社会史と保健行政を学ぶ学生らのテキストにもなった「看護婦史」の著者』。

社会科学と経済学を専門としてきたエイベルスミス講師が取り組んだ看護婦史研究は、1800年から当時までの、看護婦という専門職の長い歴史の軌跡を追いかけたものであった。英国看護史もしくは看護婦の歴史をひもとくとき、最初に私たちの頭に浮かぶのは、ナイチンゲールによる近代看護の創造である。低所得層出身の婦人らであった看護婦という職業が、今世紀の初頭になってようやく、レディの職業としても確立されていく。養成施設の整備、国家資格の付与、看護婦協会の設立など、看護の近代化と看護婦の地位・身分などの向上について、エイ

ベルスミスの詳細な歴史分析がなされている。その焦点は、英國においてプロフェッショナルとしての看護婦がどのようにして形成されてきたか、という点であった。散在していた資料の中から、1800年からの160年間の流れを丹念にたどった実証的な労作である。英國の病院のケアレベルを基本的に決定する看護職に的をしぼった「政策」研究であった。

このエイベルスミスの本を読んで私が思い起こす古い文庫本がある。渡辺華子著『福祉国家』(日本労働協会刊、1962年)のなかの次の文が、私には忘れない強烈なメッセージであった。少し長いが、英國看護史のことなので、次の部分を引用したい。

「イギリスが福祉国家構想を導入するにあたってまず看護婦の資格を問題にし1943年の看護婦法の制定によって、看護婦の名をかたった無資格者を使用したり、これを斡旋したりするものを罰し、看護労働のダンピングを防止する手を打ったというぐらい、日本の社会保障研究家が謙虚に学ぶべきことはないと考える」(21頁)。

「福祉国家構想は、身体障害者福祉法、教育法、看護婦法などの一角から次第にきずきあげられていった」(24頁)。

エイベルスミスも全く同じ思いをもって、国民保健事業の重要な中身として、英國看護職というプロフェッショナルの発展過程全体を丁寧に鳥瞰した。並々ならぬ慧眼だったといわざるを得ない。

5. 英国病院史研究

彼が、1800年から1948年までの148年間におよぶ英國の病院史研究に取り組みそれをまとめあげたのは、1956年であった。準講師(Assistant

Lecturer) になりたての頃であった。

彼の研究視点は英國の病院設立と発展をめぐる経済的背景もしくは条件にしばられるが、医師や病院関係者あるいは政治家など、プレッシャーグループ間の政策をめぐる相克をも深く念頭においた研究であった。彼の前著「看護婦史」の後に続く政策史研究と位置づけているが、病院史研究という彼のアイデアに対して強烈なインスピレーションを与えたのは、実は米国の若い友人、オーディン W. アンダーソン(Ordin W. Anderson)であった。アンダーソン教授は、後にシカゴ大学教授、北欧研究にも造詣の深い米国の保健政策研究の大御所となる人である。1950年代に、エイベルスミスは彼との間で、英米病院の歴史的比較研究上の諸課題を突っ込んで討論していた。英國病院国営化の理由や英國における病院専門医と一般医の分離発展の要因などのテーマが、アンダーソンから多く投げかけられた。そういうたずねがエイベルスミスの英國病院史の基本視点にすえられた。

1962年の3ヵ月間、エイベルスミスは米国ニューヘブンのイエール大学法学部を研究交流のために訪れ、米国の医療制度に初めてじかにふれることになった。若い研究者のエイベルスミスが大西洋をへだてた米国の側から、自分の國英國の、きわめてユニークな長い歴史をもつ病院とその国営化政策について、少し距離をおいて比較観察できる素晴らしい良い機会をもつたのである。

私も1973年に米国留学によって、似たような経験をした。米国の極度に専門化された巨大病院、しかも公立病院とは全く違う純然たる民間病院、その組織だった運営には大きく目を見張ったものである。ひるがえって、日本の病院のみすばらしさとその後進性をあらためて確認し

た経験を思い出す。

ところで、国際比較という新しい視座を秘めたエイベルスミスの病院史研究の焦点は、病院と医師との関係にあてられ、その規定要因となる英國社会の経済発展とのからみの中で分析されていった。そういうたて点を、彼は序文の中に記している。また、同じく序文の中で彼の研究補助をしてくれたロバート・ピンカーのこと書きいている。ピンカーは、病院諸統計の整理のうえで、大きな役割をはたした。現在ピンカーは、エイベルスミスが席をおいた同じロンドン大学経済政治学部のソーシャルワークの教授である。2人の理論的立場は違っているとみられるが、ピンカー教授の訪日は最近何回かにおよび、日本に多くの知己をもち、日英の福祉制度の比較研究をしていることでも知られる¹⁰⁾。

サブタイトルには「英國・ウェールズにおけるソーシャルアドミニストレーション研究」と題したこの英國病院史研究は、その歴史のスパンを1800年以降、病院国営化が成立する1948年までにしている。英國の病院は世界でも非常に古い歴史をもっている。たとえば、ロンドン市にあるセント・バーソロミューズ病院は1123年に、同じくロンドン市内にあるセント・トマス病院は1207年に建てられた。そこまでさかのぼらずに、1800年から彼の病院歴史分析は始まるが、当時この国全体の病院にはわずか3千人の患者しか入院していなかった。中心をなしていた篤志病院(Voluntary Hospital)の大部分は、1750年から1800年にかけて建設された。この時期について英國の古典的な病院時代ともいいうことがある¹¹⁾。

中世的よそおいをもつこの古い篤志病院は、解剖学をはじめとする医学薬学の発達に依拠し

ながら、19世紀に入ってロンドンを中心とした専門病院 (Special Hospital) づくりに拍車をかけた。たとえば、最初の小児病院が1851年に建設され、伝統にあぐらをかく一般病院からの脱却をめざすことになる。この流れは、その後の英国病院医療の専門分化、つまりスペシャリストやコンサルタント医師らを中心の病院特化の歴史の源流をかたちづくるものであった。

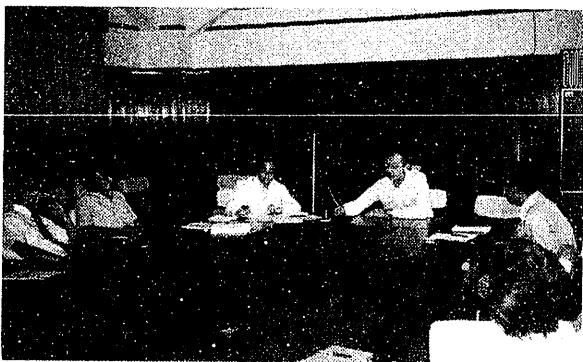
エイベルスミスのユニークな病院史分析は、英国において独自な発達をみた篤志病院 (Voluntary Hospital), 救貧法下の介護収容施設 (Nursing and Workhouse), 救貧病院 (Pauper Hospital) などをとり上げる。1850年頃から新展開を見る「病院設立運動」は、農村における小規模コティジ病院 (Cottage Hospital) 設立にも向かった。今日でも私たちが英國の地方を訪問するとよく出会うことの多いこの小規模地区病院は、当時から地域一般医に開放されていた¹²⁾。この頃から一般医と病院専門医との分化がすすめられてきた。彼のこの労作は、1911年から1946年まで英國においても続いた健康保険法や医師専門団体の運動などについても幅広くカバーしている。ロンドン市議会 (London County Council) と英國病院協会との角逐と衝突などの歴史も克明にたどられていた。

この本の最後は、英國の国民保健事業法成立でもってしめくくられている。すでに述べたように、ベヴァリジの提案を受け、保守党によって骨子がつくられた国民保健事業法が、アニユーリン・ベヴァン労働党の首相によって目の目をみる。ベヴァンと英國医師会との間の「医療の自由」をめぐるドラマ的なやりとりについても、味わい深く語られている。英國の国民保健事業成立に至るまでの英國の医師と病院の詳細な分析において、エイベルスミスは前人未踏と

もいうべき病院史の集大成を成し遂げた。かつては個々の病院史や一般社会史研究はそれならばらにあったものを精力的にまとめあげたのである。

この本に盛られている英國の医師らをめぐるエピソードを読んでいると思い起こされる彼の発言がある。それは1979年国立公衆衛生院での彼の子どもの頃の話であった。「もともと英國の一般医の身分は高いものではなく、彼らはジェントルマン出身者とは一般に見なされなかつた。陸軍大将であった私の父が一般医を自宅に入れるとときは、応接間ではなくダイニングルームであった」と、あまり聞いたことのない面白い逸話を話してくれた。英國からの医師らが日本にきてよくいうのは、「英國の開業医は日本よりももっと質素だ」という表現である。日本の開業医の設備や機械の重装備に目をみはることが多かったようである。

ところで、エイベルスミスが来日したのは、日本医師会主催の医療経済国際シンポジウムのコメンテーター役のためだった。このシンポジウムの休憩時間に、主催者である時の日本医師会会长武見太郎は、参加していた私に対して「日本の医師の見識は狭くていかん」と珍しくも語りかけたことが思い出される。エイベル



国立公衆衛生院での講演 エイベルスミス教授右、筆者その左 (1979年)

スミスも武見太郎の社会的視野を評価していたようである。

話と時代を戻して、同じロンドン大学経済政治学部の中で、ティトマスはじめ社会政策理論家の多い学問風土の中で、実証的な歴史研究、しかも医療問題にもひたむきに取り組む若い学徒エイベルスミスの当時の研究姿勢は、一見すると異端児的に見えなくもない。しかし、そのような自由な雰囲気を大学が全体として大事にしているという証と受け取るのが正しい。当時の主任教授、ティトマスは大学を卒業していない¹³⁾。ティトマスは早くから民間会社につとめ、独学でもって教授となつたいわば晩成の人であった。他方、若い講師は、一見して英國紳士風の感じのノーブルな印象を与える人であり、正にエリートコースを順調に歩んできていた。この2人の間の互いの尊敬と期待の眼差しが目に浮かんでくる。そのような学問的な雰囲気の自由な学部研究室であったと想像できる。

看護や病院といった各論的な地道なテーマの研究は、後になってからの国際保健分野での活動の確固たる下地になった。医師や看護婦あるいは公衆衛生専門家らに対しても、社会政策あるいはソーシャル アドミニストレーションの考えを適切に伝えられるユニークな専門家への道を彼は歩みだしたのである。

6. 世界保健機関主催「保健経済学セミナー」—1970年代前半—

エイベルスミスは準講師になりたての若い頃、すでに世界保健機関 World Health Organization のコンサルタントの役を引き受けることになった。その後、彼はジュネーブの本部と、コペンハーゲンにある欧州事務局のための専門

的アドバイザーになる。この仕事を通じて、アフリカから当時の東欧諸国、南米から東南アジア諸国そして北欧諸国への訪問があいつぐことになった。1961年には国際労働機関 ILO のコンサルタントにもなった。

こういった諸活動の中で、1973年夏、彼は国際的には最初の WHO の「保健経済学事務局間セミナー」の実質的なまとめ役となった。それは、アフリカ、ヨーロッパ、中東、アジア、米州など世界各事務局からのエキスパート18人による3週間のワークショップ的セミナーであった。厚生省の推薦により、私が国立公衆衛生院から公式参加をした。そのセミナーのあらましと報告書について詳しくは文献を参考にして頂きたい¹⁴⁾。

この報告書は実際には、エイベルスミス教授によってまとめられている。保健経済学のマクロ的な視点としては、保健サービス計画論が強調された。保健経済学は各国や各地域の保健政策立案と評価に役立つものである。方法としては数量的分析を大幅に取り込むべきだとし、保健費用分析、費用便益分析あるいはシステム分析がすすめられた。

エイベルスミスは英国での保健サービス費用分析の経験を存分に盛り込んだアドバイスをす



世界保健機関主催「保健経済学セミナー」でのエイベルスミス教授（1973年）

るが、このセミナーにおいては、保健費用増加のトレンド分析、そして保健費用抑制政策を積極的に紹介していた。しかし、WHOの国際セミナーであったからばかりでなく、彼のアフリカ諸国などでの国際的なコンサルタント活動から、各国での最も効果的効率的な費用配分の科学としての保健経済学を主張することが多かった。

彼の専門的助言は、このセミナーでは、保健サービスのニーズ研究あるいは健康水準向上という成果に視点を向けるようにというものであった。保健サービスの成果をさらに社会発展の面にも振り向けようという総合的観点を全面に押し出していた。

米国から専門家として加わったB. ウィズブルット教授（当時ウィスコンシン大学）ほか何人かから出された費用便益（効果）分析の有用性については、この小冊子報告の後半において簡単に述べられている。保健経済学の本格的な勉強を始めた私にとっては、この費用便益（効果）分析視点はとても新鮮なものであったけれども、エイベルスミスはそれほど多くは期待しないような雰囲気であった。この分析のさい問題となる「生命の財産的価値」の意義あるいはその測定方式についての議論は、このセミナーではあまり掘り下げられなかった。彼は米国で当時発展させられていたこの種の分析について、必ずしも全面肯定の立場ではなかったようである。

このセミナーでは、米国のドローシイ・ライスらによって進められていた傷病費用 Cost of Illness 研究の紹介は少なかった。補足的な話になるが、保健サービスは投資的なものもあるいは消費的なものかをめぐって、かなり突っ込んだ議論があった。当時の社会主义国からの代表

あるいは計画論の立場の人たちは、投資としての保健サービスを主張していた。

エイベルスミスは、どちらかといえば、費用効果分析を推奨するような発言をしていた。報告書のなかには、英国で実施された静脈瘤手術の入院と外来の二方式についての効果分析が紹介されている。しかし、安いからといって外来方式がよいと単純化してはならないという留意点が付されている。エイベルスミスは幅広い知識と分析の経験を、このセミナーと報告書づくりに注ぎ込んだ。当時すでに製薬企業分析や開発途上国の保健計画にも取り組んでいた。WHOがプライマリケアと総合的な健康づくり計画に歩みだそうとしていた時期でもあったが、彼はその基本方策の内容に経済学や政策科学的視点をいれこむような助言をしていったことは間違いない。ジュネーブでの3週間のセミナーの間も、多忙な彼は英国政府の委員会出席のために何回か帰国をしていた。

7. 保健サービスの国際比較研究

—1970年以降—

1970年代はじめの数年間、エイベルスミスは彼の代表的な労作 *Value for Money in Health Services* にとりくんだ¹⁵⁾。この本は「医療保障の経済学」という翻訳名でもって日本において出版された。その序文に、彼は次のような興味ある執筆動機を書いている。

「私をこのような野心的な本の執筆に挑むように仕向けたのは友人のアーチー・コックレン博士であり、それはスイスのダボスのスキーリフトの中のことであった。……彼の考え方は私の思考に大きな影響を与えていた」。コックレンは保健サービスや医療の経済的公衆衛生的

な無駄について大胆な分析をした英國の公衆衛生学者、あるいは疫学者であった¹⁶⁾。フェビアン的思想の持ち主であるエイベルスミスが、どちらかといえば市場経済学の立場をとり計画経済論には批判的であったコックレインから率直に学んだといういきさつは興味深い。

1970年代前半に書き終えられた保健制度の組織と経済についての、この国際比較研究の核心は次の論点である。日本語版の序文に書かれているように（1984年）、「保健医療の費用を集團的にまかなうさまざまな仕組みが、世界各国で歴史的にどう発展したのか」が主題であった。この文脈の中で、医療費支払方式や負担・財源問題、医療市場や製薬産業の規制問題をとり上げた。また、彼は自分の視点を1977年WHO総会で採択された社会的目標、「2000年までにすべての人に健康を」に投影させたうえで、次のように説明する。「第1に、保健医療の提供は、世界中の人びとの健康に寄与する多くの手段の1つにすぎません。第2に、保健医療を受ける機会は、異なる地域や異なる社会階層の間で公平であること。……公平さを達成するためにも……保健医療資源の有効利用（Value for Money）が必要なのです」¹⁷⁾。特に日本の読者向けに、「保健医療支出の追加的な増加がどこまで健康に寄与するか。現在の保健医療支出のある部分は過剰であり、不要であり、また健康に有害ですらあるのではないか。またどのようにすれば保健医療資源の効果的な利用を促すインセンティブが生まれるのか」という課題を提言している。

8. “Value for Money in Health Services”的内容

この集大成というべき本の中から、今日の日本に参考となる点、つまり私なりに引きつけられたいいくつかのポイントを部分的に紹介しよう。

各国の医療保健制度の仕組みは、その国の歴史的産物である。「背後にあるものは、ものの考え方や価値観」だと彼はまとめる。医療を人々の権利とみなすのか、それとも一般市場にあって私的な購入の対象と位置づけるのかどうか、そのような社会的認識が大事だと考える。

社会保険による医療保障については、一般論としてはエイベルスミスは批判的である。「社会保険の原則を適応しつつ、しかも社会保険としての信頼性を維持しつつ社会的なニードを充足しようとするには限度がある」からである¹⁸⁾。医療保障制度における医師の役割を「医療購買人」と位置づける。医療サービス情報については、患者の無知の部分が多いために、患者に代わって医師がサービスを買う。「患者のために知識のある購買者としての行動」のなかには、医師の経済的利益をめぐる葛藤がいつもつきまとふ。検査・投薬の場面とその行為についてまわる医師へのリベートとの関係も論じられる。しかし、「医師は医学教育期間中、費用の問題を考慮するようには教えられていない……医師が、他の保健サービス提供者に対して費用の問題を考慮するように促すことはない」¹⁹⁾。

出来高払いと人頭支払い制についても、エイベルスミスは詳しい検討を加える。出来高払いによる大量の診療行為の提供については、「回数を少なくして詳しく診療するよりも短時間の頻

繁な診察を導きやすい」²⁰⁾。出来高払い制で「最も有害なのは……専門化を欠くこと」、たとえば専門的でない「おそまつな外科医による」自分のもつ設備での自分だけの外科手術の例をあげる。「西ドイツでは、外科医は……麻酔を実施するのに助手や看護職員を雇用し、その料金から得られる利益を自分で得ている」²¹⁾。

エイベルスミスは、人頭比例支払い方式の欠点についてもふれている。英国では、医師への支払総額の半分は登録患者数と無関係に支払われている事実を強調する。往診などへの特別手当、基礎的定額支払い、年金あるいはグループプラクティスへの補助金などが支払われるようになってきた。

彼は、「医師に対する完全な報酬支払い方式はない」という前提のうえで、「支払い制度のもつ効果のうち避けるべき最も害の大きい効果はどれか、最終的に選ばれた支払制度の欠陥は、どのようにして最小限ににくいとめられるか」の判断が大事だとしている。医師の倫理性や責任感の高い国では、「その立場が人々の前で一番はっきり示されるのは俸給による支払制度」である、と述べている²²⁾。

病院威信競争による病院建設ブームや病床拡大についての指摘も得ている。供給による需要創出については、1959年の論文にのせられた米国カリフォルニア大学ミルトン・レーマー教授の労作を紹介する。「ニューヨーク州北部のある郡では、42%のベッドの供給量の増加が、3年間に28%の入院期間の延長に導いていた」。病院と病床供給の計画化の重要性については、エイベルスミスはこの本の随所で強調している。その国の保健医療資源の大半はどの国でも病院にそそぎ込まれているからである。

費用配分におけるプライオリティ設定につい

ては、健康水準確保と予防の役割を重視する。治療とケアの限定的役割を詳しくみたうえで、エイベルスミスは「健康水準の指標」論を柔軟な発想でもって展開をする。たとえば「若年者の死亡件数」「不健康の程度と日数」をとって分析してみることを示唆している。

エイベルスミスは、「保健サービスすべて人間投資」といった単純論はとらない。しかし、傷病費用 Cost of Illness 分析や費用便益分析を紹介したうえで、こういった分析結果を、保健サービスの優先順位決定に使えるとしている。保健医療における投資的側面と消費的な面とを総合化して認識すべきだという立場である²³⁾。

今日、日本でも問題となっている病院入院医療と在宅ケアとの間の経済性の比較に関連して、次のような興味ある考えを示している。病院は入院の必要な人に必要な期間だけ入院をさせる。入院不必要となつたらすぐ退院計画を立てるのは、結局は「病院は多大な経費を伴う医療手段」だからと考える。そのうえで、「特定の医療については病院で提供する方が在宅で行うよりも安くすむ」といった指摘も忘れない。住宅改善については「想像を絶する経費」を予想している²⁴⁾。もっとも、今日ならば別の表現になるであろうと思われる点である。

彼の保健計画論でユニークかつ先駆的な仕事は、この本の11章でふれられている「発展途上国における計画化」のテーマであった。特に現実的な予算内での計画化を肯定し、たとえば、医療補助者の4ヵ月間養成とその人達の地域配置の実例を紹介する。治療サービスと予防サービスの統一とチームケアが望ましいという判断にたつ。各国の現状をふまえたうえで、以前からあった「民間の出来高払い制度が（新しく）強制保険制度で援用される場合には、非常に重

大な結果が起こりかねない」と述べている。医師の長時間労働、私費患者医療への傾斜、投薬・検査の急増をもたらしかねない。開発途上国に必要なのは、費用のかかる病院の設立だけではなく、たとえば上水道や栄養改善だと結論づける。さらに、このような国に「必要なことは、国民の協力を確保しうるリーダーシップである」と書いている²⁵⁾。

9. “Value for Money in Health Services”的まとめ

原著では222頁、訳書で297頁の比較的に頁数は少ない本だが、この本の内容はきわめて総合的である。百科全書的に網羅的だという意味ではない。この本は、保健サービスに関わる重要な諸問題を総括的にとり上げる。人々の健康、医療サービス特性、需要と供給、市場と価格、報酬や収入あるいは利潤、保険制度、規制と評価などが、それぞれ別個でなく、すべてひとつの統一的課題のテーマのもとで分析の光をあてられている。エイベルスマスは特定の自説、結論を読者に押しつける表現はしない。しかし、彼の究極的提案は、「人々の健康向上」をめざしている。そのための保健制度の改善と改革である。適切なケアの導入、何よりも「計画化とすぐれた管理運営……この鍵は保健医療専門職と有能な管理者との間の協調と協力……利用者一般を代表する者との有効な対話」が大事であると述べる。今日どの国でも問題となっている、いわゆる分権化とサービス統合化組織を示唆している。統合化された(unified)組織において求められているのは、結局は適切な専門職である。「その組織を十分理解し訓練された職業、個々の患者のニーズの中から地域社会全体の保

健ニーズを広く見わたせる保健専門職が必要だ」と述べる。この本の結びのところで、1975年に書かれたデンマーク出身のすぐれた医師、マーラー前WHO事務総長の次の表現を引用しているのも興味深い²⁶⁾。

「今日の医療技術のうち主要かつ高価な部分は、保健の消費者の利益のためよりも、保健従業者の（自己）満足のためにより多く使われている。」

この本を交響曲になぞらえてみると、その主なメロディとなったのは、上述マーラー博士による提供者と受手との間の乖離という問題であったと理解できる。医療技術の発展による費用の高騰のなかで適正な医療レベルをすべての人々に平等により経済的に提供する。そのようなより効率的効果的保健サービスを、どのようにして各国各地域に作り上げていくか。このパズルのような難しい問題へのチャレンジが、エイベルスマスの代表作“Value for Money in Health Services”的主要モチーフであったのである。

10. 保健費用の国際比較研究と国際舞台での専門家活動—1980年以降—

1967年にWHOから出版された An International Study of Health Expenditure と、同じくWHOからの1983年の Planning the Finances of Health Sector—A Manual for Developing Countries—(E.P. Machと共著)は、エイベルスマスの今日に至る数十年間の国際活動のモニュメントである。前者の本は、WHOもしくは国連加盟諸国の保健費用のデータ分析であった。その後のOECDによる保健費用国際比較研究に先鞭をつけた先行的労作であ

った。第一次石油ショック以前の1960年初めの頃からのデータを扱っていた。しかも発展途上国の保健統計や病院統計を備えたものであり、WHOでの専門活動をベースにしてこそ可能な実証分析であった。

後者のマニュアルでは、数字の入っていないデータ表（シート的な表）が多く挿入されている。開発途上国において、どのようにしてどういうデータを収集し、比較分析するかのマニュアルである。前述の保健経済学セミナーの後、WHOは、このような保健計画のためのきめ細かい財政・組織案づくりの普及に力を注ぐ。このノウハウづくりとその実践に向かって、エイベルスミス教授の各国訪問が多くなっていった。

さらに、1992年刊行の「保健費用抑制と新優先政策」²⁷⁾はEC12カ国でとられている保健費用抑制政策の比較研究のリポートである。需要と供給の2つの面でとられてきた各国の抑制策を詳しく調査した。患者の自己負担による医療利用の抑制、保険団体による薬剤給付の制限、健康増進による費用節約、病院閉鎖や病床縮小、医師養成の制限、入院代替策など、どの国でも政治的な議論のテーマになりかねない諸問題を実証的に真っ正面から調べた研究である。各国のいわゆる「保健医療改革」の伏線となる保健費用比較であった。この本からは、統合まじかのEC諸国における新しい保健医療福祉の誕生の息吹を感じとることができる。

エイベルスミスはこの調査によって、1980年代の各国の保健費用の流れと各国の保健医療改革と対策とを綿密にフォローした。単に医療費比較をして終わる描写的説明的な数量分析とは異なり、この研究では、究極的にはWHOが共通目標としてきた「2000年までにすべての人が

健康に」政策に寄与することを願っている。序文に記しているように、特に各國がどれだけプライマリーケアや健康増進に取り組んでいるかも明らかにしたいというきわめて今日的な視点からの調査研究であった。

11. 終わりに

本稿では、彼のメインワークである保健医療の政策研究と経済分析を主にとりあげたが、そのほかの分野での研究も少なくない。1960年代には、貧困や年金研究をしており、1970年代には「福祉国家論」の展開もめだっている。WHOだけでなく、ILOや世界銀行関連の専門家支援も多い。

1993年8月上旬、筆者は英国のロンドン市とケント大学とを訪問した。本稿を書くためにも是非再会をしたいと思い、何回となく彼とポイントメント調整のやりとりをした。しかし、その頃、中国とベトナムに行っており、とうとう会うことができなかった。それほどに、彼は退職後も国際的なコンサルタントの仕事のために多忙をきわめている。ロンドン大学経済学部(LSE)、ソーシャル アドミニストレーション学部がいっそうその国際貢献を深めている事例的な証左でもある。

LSEは私の友人2人、関西大学の一圓光彌教授と都立大学の日野秀逸教授らの留学先でもあった。韓国ソウル国立大学公衆衛生学部オクリュン・ムーン教授は私の以前からの友人(医師)である。彼もまたエイベルスミス教授のもとに留学をした。アジア諸国の社会保障関係者、保健経済学者や公衆衛生研究者、各国厚生省のなかの専門家たちの導きの星としても、エイベルスミス教授の社会保障論と保健経済学研究の業

績と燕陶は、この地球上に燐然と光り輝いている。

謝 辞

一圓光彌教授から本稿の下書きについて貴重な助言を頂いた。記して厚くお礼を申し上げたい。

参考文献

- 1) ハリー・エクスタイン(高須裕三訳), 医療保障, 誠信書房, 1961年, 原著は, Harry Ecstein, *The English Health Service*, Harvard University Press, 1958
- 2) R.M. ティトマス(三浦文夫監訳), 社会福祉と社会保障, 社会保障研究所, 1971年, 55頁以降
- 3) 同上, 60頁
- 4) 地主重美, ウィリアム・ベヴァリッジ, 社会保障研究所編, 社会保障の潮流, 全国社会福祉協議会刊, 1977年, 109-110頁, エイベルスミスによるベヴァリッジの回顧と評価は, 最近の *International Social Security Review* (1-2/92, Vol. 45) の“ベヴァリッジ50周年特集”のなかでよくまとめられている。
- 5) 戦後英國社会保障の変遷については, 一圓光彌, イギリス福祉の到達点, (仲村, 小山編「明日の福祉①戦後福祉の到達点」中央法規出版, 1988年, 所収) を参照されたい。
- 6) R.M. ティトマス(谷 昌恒訳), 福祉国家の理想と現実, 社会保障研究所, 1967年, 140-144頁
- 7) 同上, 134-135頁
- 8) B. Abel-Smith, *A History of the Nursing Profession*, Heinemann, 1960
- 9) B. Abel-Smith, *The Hospitals 1800-1948*, Heinemann, 1964。この本は, 大和田健太郎ら訳、「英國の病院と医療」, 保健同人社, 1981年, として出版されている。
- 10) 松井二郎, 社会福祉理論の再検討, ミネルヴァ書房, 1992年, 171頁
- 11) ハリー・エクスタイン(高須裕三訳), 前掲書
- 12) Abel-Smith, 前掲書 9)と同じ, p. 103
- 13) 三浦文夫, R.M. ティトマス, 社会保障研究所編, 社会保障の潮流, 全国社会福祉協議会刊, 1977年, 169-170頁
- 14) 前田信雄, 日野秀逸, WHO 保健経済学, 國際社会保障研究 No. 22, 1982年, 健保連発行
原文は次のとおり。WHO, *Health Economics*, (Public Health Papers No. 64), 1975 (44 頁)
- 15) B. エイベルスミス(一圓光彌ほか訳), 医療保障の経済学, 保健同人社, 1986年原著名は *Value for Money in Health Services*, Heinemann, 1976
- 16) Archie L. Cockrane, *Effectiveness and Efficiency*, N. P. H. T., 1972
- 17) エーベルスミス, 前掲翻訳, 2頁
- 18) 同上, 73頁, もっとも, 彼は1980年代になると保健サービスの面でも税に代わる財源としての社会保険の役割を見直し, 社会保険批判論を修正していく。文献5)と World Health Forum, 7: 3-32 (1986) を参照。
- 19) 同上, 91頁
- 20) 同上, 98頁
- 21) 同上, 105頁
- 22) 同上, 113~114頁
- 23) 同上, 210頁
- 24) 同上, 153頁
- 25) 同上, 260-264頁
- 26) 同上, 296-297頁
- 27) B. Abel-Smith, *Cost Containment and New Priorities in Health Care*, Avebury, 1992

ブライアン・エイベルスミス略歴

1926年	ロンドンに生まれる
1940-45年	ハイリベリイ大学
1947-48年	兵役
1948-51年	ケンブリッジ大学クレア校
1951年	経済学士
1951-53年	ケンブリッジ大学博士課程研究生となる
1955年	上述大学より博士号をうける。ロンドン大学経済学部准講師(社会科学担当)
1957年	同上講師

ブライアン・エイベルスミス

1961年	ロンドン大学ソーシャル アドミニ ストレーションのリーダー	1981年	リンバーグ大学(オランダ)より名 譽医学博士号授与
1967年	同上教授		(まえだ・のぶお 札幌医科大学医学部)
1977年	EEC 社会対策コミッショナーの特 別補佐		

ピーター・タウンゼンド

(Peter Brereton Townsend, 1928~)

——人類学と福祉学——

杉野昭博

1. タウンゼンドへの私的オマージュ

はじめに

現在、英国のブリストル大学にて「社会福祉政策学」Social Policy の主任教授をつとめるピーター・タウンゼンド教授の「人と業績」について述べることが本稿の課題である。

私が未熟ながらも、この課題をお引き受けしたことには理由がある。私にとってタウンゼンドについて何かを書くということは、あたかもかつての野球少年が長嶋茂雄について書くようなものであるといえば、おわかりいただけるだろうか。そうした意味で、本稿の内容は学術的なものというよりも、タウンゼンド・ファンからのひとつの個人的なオマージュに近いものになるかもしれないが、そうしたかたちでの業績紹介こそがタウンゼンドその人に最もふさわしいやり方のような気がする。

社会保障研究者としてのタウンゼンド

日本の社会保障研究者にとって、タウンゼンドといえば、エイベルスミスとの共著『貧困と極貧』*The Poor and The Poorest* がまず頭に浮かぶだろうし、「豊かな社会」における「貧困の再発見者」として記憶されているだろう¹⁾。ま

た、イギリスの社会保障研究を専門とする人々にとっては、「制度的再分配論者」として、とくに1979年に出版された『英國の貧困』*Poverty in the United Kingdom* での「貧困線」に代わる「剝奪線」の提唱者として知られているのではないだろうか²⁾。いずれにしろ、社会保障研究史でのタウンゼンドの位置づけは、ティトマスの影響下にあってエイベルスミスおよびドニソンとともに「ティトマス・グループ」の三羽鳥の1人として戦後のイギリス福祉国家の建設および発展に寄与した政策分析・立案者といったところであろう。ティトマス亡きあとの今日でも、この3人が労働党のブレーンとして労働党社会保障政策の支柱を担っている点には変わりない。

社会福祉研究者としてのタウンゼンド

一方、日本の社会福祉研究者にとってタウンゼンドの名前は、『老人と家族』*The Family Life of Old People* から『終の棲み家』*The Last Refuge* にいたる老人福祉研究によって、とくにコミュニティ・ケアの提唱者として知られているのではないだろうか³⁾。タウンゼンドは、このほか、1969年以来、児童手当要求団体 Child Poverty Action Group および1974年以来、障害年金要求団体 Disability Alliance などの会長

をつとめ、児童福祉や障害者福祉の分野でもその活躍が知られている。

社会学者としてのタウンゼンド

ところで、社会保障および社会福祉以外の分野でもタウンゼンドは知られている。それは社会学、とくに逸脱文化や都市風俗や若者文化といった研究分野である。日本の社会学界では知る人が多いとはいえないが、1950年代に設立されたバーミンガム大学の「現代文化研究所」と東ロンドンの下町ベスナル・グリーンの福祉会館の一室に開設された「地域社会研究所」Institute of Community Studiesは、アメリカのシカゴ大学における「生態学的都市研究」とともに、その人類学的調査手法が戦後の社会学界に画期的貢献をなしたものとして、国際的には高く評価されている⁴⁾。実は先述したタウンゼンドの著作『老人と家族』は、ベスナル・グリーンの「地域社会研究所」におけるマイケル・ヤング、ピーター・ウィルモット、ピーター・マリスとの共同研究「東ロンドン下町調査」の一部として刊行されたものである⁵⁾。ベスナル・グリーンとバーミンガムにおけるこうした労働者階級の生活文化研究は、戦後のイギリス社会学の展開に決定的影響を与え、1960年代以降さまざまな労働者文化研究が蓄積され、1970年代初期にはスタン・コーベンの暴走族研究やフィル・コーベンの非行に関する「階級葛藤理論」などが開花する⁶⁾。イギリス社会学におけるこのような文化社会学的研究の流れは、今日でもサッカー・フーリガンの研究をはじめとして根強く残っている。タウンゼンドはこのようにイギリス文化社会学の形成に参画している人物なのである。1963年にエセックス大学が新設された際に、彼が初代の社会学主任教授として招請

されたのも、ひとつには彼のベスナル・グリーンでの社会学的業績が評価されたことによるものと考えられる。

複数の顔を持つ男

このようにタウンゼンドは、社会保障学者、社会福祉学者、社会学者という、研究者として3つの顔を持つうえに、福祉運動家、労働党の政策ブレーンといったさまざまな顔を持っている。ある意味で、このような彼の仕事の多面性こそが、これまで彼の業績が日本に紹介されにくかった理由の1つかもしれない。管見の限りでは、『老人と家族』の翻訳が2種類と、彼の編著が1冊翻訳されているだけである⁷⁾。

それにしても、タウンゼンドのイギリスでの大衆的人気は今日でも根強く、昨年の総選挙前にも、彼は労働党ブレーンとして各地の講演会場を満席にしていたと聞いている。彼のこうした政治的一面は、やはりある意味で「ティトマスの後継者」とでも呼び得るものであり、今まで我が国において十分に評価されてこなかった点には寂しさを感じる。

私にとってのタウンゼンド：福祉人類学者？

私はタウンゼンドに会ったことはないが、LSE (London School of Economics & Political Science) の大学院での私の指導教官であるサリー・セインズベリ女史が1960年代後半にタウンゼンドの研究助手としてその指導を受けていたという意味では、私もタウンゼンドの「孫弟子」ということになるかもしれない。しかし、私が彼に特別な親近感を抱いた理由はそうしたことよりも、彼がケンブリッジで人類学の学位を取ってから社会保障・社会福祉研究の分野に進んだ点である。実は、私も人類学から福祉学

へという研究歴を持っている。

一般には、人類学と福祉学という2つの学問領域は、あまり縁のないものとして理解されている。私自身も、イギリスで本格的に福祉学の勉強を始めるまで、この2つの学問領域の因縁の深さには気づかずにいた。私が人類学と福祉学との関連を確信するきっかけとなったのが、タウンゼンドの『老人と家族』との出会いであった。そこで本稿では、タウンゼンドの持つさまざまな顔の中から、日本ではもっとも馴染みの薄い「福祉人類学者」という一面に焦点をあてながら、彼の業績をふりかえってみたいと思う。

2. イギリス貧困研究の伝統とタウンゼンド

特異な方法論

タウンゼンドの出身階級について私は知らないが、彼が若い時から労働党の支持者であったことは間違いない。彼は1951年にケンブリッジで人類学の学位を取得した後、短期間のベルリン自由大学遊学を経て、1952年から労働党系の民間シンクタンク「政治経済計画研究所」Political and Economic Planning（現在の「政策科学研究所」Policy Studies Institute）にて貧困水準の測定に関する研究に2年間従事している。この意味で、福祉国家の再分配機能を促進して貧困問題を解消しようとする、いわゆる「制度的再分配論」の主張が彼の主要な研究関心であるという点は、その研究歴を通じて一貫している。

しかし、また、彼の再分配論は、一般的な社会保障研究者が行うような経済統計を用いた所得格差の実証という手法にとどまらず、きわめて

独特な視点や方法が用いられている。たとえば、「健康格差」や「生活文化の格差」といった非貨幣的な文化的指標の上での格差を問題としたり、こうした格差の証明にあたっても量的データだけでなく、人類学的な事例研究のような質的データを重視するといった具合である。このような、社会保障研究者として見た場合の、タウンゼンドの方法論的特異性こそ、私が彼を「福祉人類学者」あるいは「文化社会学者」と呼ぶ所以である。

伝統からの逸脱？

ところで、このタウンゼンド特有の再分配論は、1970年代以降「相対的剝奪理論」あるいは「剝奪アプローチ」として知られることになる。これについては、「貧困」概念の拡大解釈でありイギリスの貧困研究の伝統からある種の逸脱であるといった見方⁸⁾と、社会的多数者の「正常な生活」を基準として、そこからの逸脱を「貧困」としてとらえるイギリス的貧困観はブースやラウントリーからタウンゼンドまで一貫している伝統であるととらえる見方⁹⁾があるようだ。この2つの見方の対立は、イギリスにおける「貧困」概念というものが、本来、「絶対的貧困」を基礎としているのかそれとも「相対的貧困」を基礎としているのかという、非常に大きな研究課題と関連している。以下、タウンゼンドの研究業績をまずイギリス貧困研究および所得保障論の文脈で検討しながら、この問題についても考えてみたい。

初期タウンゼンドの貧困研究：「貧困の測定」

まず、彼が「政治経済計画研究所」での仕事のまとめとして1954年に英國社会学会誌に発表した論文「貧困の測定」を見てみよう。この論

文でタウンゼンドはまず、戦後の所得保障の最低基準となったベヴァリジのナショナル・ミニマムは、専門家が恣意的に机上で算定した「生存ニード」に基づいており、貧困者の生活実態がまったく考慮されていないと批判する。しかし、貧困線の算定基準と貧困者の生活実態との乖離は、ラウントリーもすでに気づいていた問題である。

たとえば、ラウントリーは「現実の貧困」として「二次的貧困」概念を提出したのであり、彼の貧困線の算定基準はそうした「実際の貧困」ではなく、まさしく理念型としての「一次的貧困」すなわち「絶対的貧困」を析出するためのものだった¹⁰⁾。この意味で、ラウントリーは彼の第1回目のヨーク調査の貧困線の算定基準が貧困者の生活実態に合わないことを十分承知していたと思う。第2回目のヨーク調査ではラウントリーは「個人雑費」を必要支出に含めているし、ベヴァリジへの私信の中でも所得保障水準は彼の「一次的貧困」水準よりも高く設定される方が望ましいといったニュアンスを伝えている¹¹⁾。同様にベヴァリジも、貧困者が十分な栄養学的知識に基づいて安く栄養価の高い食品を過不足なく購入し、さらにそれを残さず調理してすべて食べるといった「生活」を想定していたわけではなく、わずかとはいえ週2シリングの「余裕額」を必要支出に含めている¹²⁾。

このように、貧困線と貧困者の生活実態との乖離という問題そのものは、すでにラウントリーやベヴァリジによって意識されていた問題であり、この意味では、1954年のタウンゼンドの批判は決して唐突なものではなかった。

ベヴァリジ報告と戦後所得保障論の展開

ラウントリーやベヴァリジら戦前の社会保障

論者とティトマスやタウンゼンドらの戦後の研究者との違いは、現実の所得保障政策においてそういった「生活実態への配慮」がどこまで許容されるべきなのか、あるいは、どこまで許容され得るのかという政治的判断にあった。

ラウントリーとベヴァリジが描いていた所得保障水準（ナショナル・ミニマム）が、文字どおりミニマム（最低水準）なのかいわゆるオプティマム（最適水準）なのかという点は議論のわかれるところである。近年の研究によれば、それはまさしく「最低限度」すなわち単に生物的生存のみを保障するものでしかなかったようである。「生活するのに十分な金額」というベヴァリジ報告のタテマエとは裏腹に、「最低栄養補給をするのにぎりぎりの金額」がその実態であった。ベヴァリジがなぜこのような「二枚舌」を使うことになったのかという考察において、ヴェイトウィルソンは当時の賃金水準の低さをあげている。

仮に、所得保障水準をラウントリーが1936年の第2回ヨーク調査に用いた貧困線まで押し上げた場合、働いて賃金を稼ぐよりも失業して保険をもらう方が収入が多いといったケースが低賃金労働者の間で発生することが予測できた。ベヴァリジは、所得保障水準は最低賃金水準以下であるべきだという「劣等待遇原則」を固く信じていたようである。また、ラウントリーも、自らの一次的貧困水準の採用には否定的だったが、最低賃金水準を上回るような所得保障制度が議会で成立するとは夢にも思っていなかった。結局、当時の最低賃金水準がきわめて低かったために、所得保障水準はラウントリーの一次的貧困水準をわずかに上回る程度にすぎなかった¹³⁾。

以上のように、ベヴァリジ改革によるイギリ

スの所得保障水準が「福祉国家」の評判のわりには低水準にとどまったのは、一般的には財政負担の問題もあるが、ラウントリーやベヴァリジらの専門家の間では、最低賃金水準と所得保障水準との適正な格差の調整ということが最大の関心事になっていたためである。したがって、この際に問題となっていたのは、働くべき者が怠業して所得保障を受けてしまうという場合であるから、高齢者や障害者や長期療養者といった、正当な理由があって賃労働が不可能な者についての所得保障水準を最低賃金水準以下に押さえる根拠は特に存在していなかったと思われる。そこで、ティトマス・タウンゼンド・エーベルスミスらによる戦後の所得保障論の展開は、まず第1に、ベヴァリジの所得保障水準が一般に考えられていたような「文化的=社会的最低限の生活」ではなく、単に「生理的最低限」にすぎないことを示し、第2に、そうした救貧法的な劣等待遇を病人や児童や老人といった人々にまで適用する不当性を批判するとともに、そのような低水準の所得保障では貧困問題が解消されないことを示し、第3に、これを突破口として所得保障水準を「生理的最低限」から「文化的=社会的最低限」へと押し上げる、すなわち「絶対的貧困」観から「相対的貧困」観への移行という、3つの戦略に沿って展開されたと理解することができる。

絶対的貧困概念批判

こうした戦後の所得保障論の展開の中で、タウンゼンドが果たした役割を考えてみよう。まず、彼の初期の論文「貧困の測定」と「貧困の意味」は、主として上述した3つの戦略の中では第1の戦略に沿ったものとして、ベヴァリジ貧困線およびその背景としての「客観的=科学

的基準によって定義された絶対的貧困」という概念に対する批判を基調としている。たとえば、「貧困の測定」では先述したように専門家が机上で算定した最低生活水準は労働者階級の生活実態を反映しておらず、中産階級的価値判断に依拠したもので客観的とはいえないと主張される¹⁴⁾。また、「貧困の意味」では、必要栄養基準から必要食費を算定する方法について、「必要栄養基準」そのものが栄養学においても明確でなく、また同じ食品でも品質の良し悪しで含有栄養素が大きく変わるといったように、決して科学的とはいえないと主張した¹⁵⁾。

貧困の再発見

このようにタウンゼンドは、戦後所得保障制度における暗黙の前提としての「絶対的貧困」概念と、その「科学性」と「客観性」という理論的根拠を批判する一方で、戦後所得保障制度が実効をあげていないことを示す実証研究にも力を注いだ。上述の三戦略の2つ目に沿ったものがこれであるが、1965年のエーベルスミスとの共著『貧困と極貧』に代表されるだろう¹⁶⁾。この研究は、1953年と1960年の家計支出統計を用いて、戦後の福祉国家政策と経済成長によって貧困は解消され平等化も進んだという、当時の「常識」を検証しようとしたものである。ここで著者たちは、国民扶助基準の140%未満の家計支出を「貧困」、基準以下の家計支出を「極貧」と定義したうえで、1953年には極貧世帯が2%，貧困世帯が10%あり、1960年には極貧世帯が5%弱、貧困世帯が18%へとそれぞれ増加していることを示した。この貧困・極貧世帯の増加の理由として、著者たちは老人世帯と多子家族世帯の増加および長期療養者の存在をあげている。このように、『貧困と極貧』は、戦後の所得

保障政策が貧困問題や所得格差を解消するどころかむしろ拡大していることを示した。

ところで、当時のイギリスでは、増大する財政負担への懸念から「過剰福祉批判」があがり始めていた。タウンゼンドとエーベルスミスの『貧困と極貧』は、こうした福祉国家批判を封じ込める意図を持って、あえてマスコミや世論が福祉問題に关心を向けやすいクリスマスに出版された。しかし、そうした政治的意図はこの研究の学問的価値をまったく傷つけていない。つまり、彼らがここで示したものは、「貧困の再発見」という単なるスキャンダルではなく、すでに述べたようにベヴァリジ改革に内在していた問題点を実証的に析出したということである。たとえば、老人世帯が貧困に陥るのは漏給のためである。漏給が発生するのは、国民扶助が救貧法以来のスティグマを根強く受け継いでいたからである。ベヴァリジが所得保障水準の策定にあたり劣等待遇原則を強く意識したことからわかるように、戦後のイギリス福祉国家も、戦前までの救貧制度と完全に訣別したものとはいきないのである。また、多子家族の貧困問題にしても、ベヴァリジが最低生活保障水準を最低賃金水準以下に設定したことによる当然の帰結である。したがって、タウンゼンドとエーベルスミスが行った「貧困の再発見」とは、決して「唐突な再発見」ではなく、戦前からの社会保障論の流れの中でのいわば「当然の発見」であったといえる。

ティトマスとタウンゼンド

このように、『貧困と極貧』は戦後の所得保障制度が抱えていたさまざまな問題をはじめて括的に明示した業績として位置づけることができる。そして、それはブースやラウントリー以

来のイギリス貧困研究の伝統から逸脱するのではなく、伝統的な視点や方法論を発展させることによって可能となった業績である。この意味で『貧困と極貧』をひとつの論拠として展開されたティトマスの制度的再分配論も、決してイギリスにおける伝統的な社会保障の考え方から逸脱するものではない。たとえば、低所得層における漏給問題の解決には、ミーンズテストを伴わない普遍主義的給付が不可欠であり、多子家族や長期療養者の救済には、児童手当や療養手当といったやはりミーンズテストを伴わない「特定（選別的）給付」としての積極的優遇が不可欠である。このように、「普遍主義的給付を土台とした上に特定給付による積極的優遇を加味する」というティトマスの制度的再分配論も、結論だけを見ればイギリス社会保障論の伝統の中では大胆な主張のようにも受け取れるが、実はブースやラウントリー以来の伝統を踏まえた上で主張されている¹⁷⁾。

ところで、『貧困と極貧』以後、ティトマスと同じように所得再分配の拡大を主張しながらもタウンゼンドがイギリス社会保障論の伝統からやや逸脱しているように見えるのは、彼が「相対的貧困」および「相対的剝奪」といった概念を持ち込むことによって、従来は経済的次元に限定されていた所得保障の議論を社会的・文化的次元にまで拡大したからである。ティトマスの「制度的再分配論」もタウンゼンドの「剝奪アプローチ」も、先述した戦後イギリス所得保障論の三戦略の中の第3の戦略に沿ったものとして位置づけられるが、この点においてタウンゼンドはティトマスほどには賛同を得ることはできなかったといえるかもしれない。

相対的貧困概念の提出

タウンゼンドの相対的貧困概念はすでに1962年の「貧困の意味」において明瞭に呈示されている。「貧困とは決して固定的な概念ではなく流動的な概念である。人間は離れ小島に住んでいるロビンソンクルーソーとはちがう。人間は社会的動物なのであって、職場や家族や地域といったさまざまな社会関係の中で生きているのであり、このことは彼に特定の役割行動を期待するし、同様にそれなりの消費生活を要求する。したがって、いつの時代においてもいかなる社会においても普遍的に適用されるようなく生活必需品の絶対的リストなどといったものは存在し得ないのである。」¹⁸⁾ タウンゼンドはこのあと、アダム・スミスやアルフレッド・マーシャルを引用して、酒やタバコやそれなりの身なりといったものも「文化的必需品」とあると主張している。さらに、同論文の結論では「貧困とは相対的剝奪である」と述べられている。

彼のこのような考え方が、『貧困と極貧』以後の彼の社会保障論の基軸となったことは間違いない、1979年の『英国の貧困』によって「剝奪理論」あるいは「剝奪アプローチ」として完成される。しかし、このタウンゼンドの「剝奪理論」はさまざまな物議を醸し、今までイギリス社会保障論の主流にはなりえていない¹⁹⁾。

正統か？ 異端か？

彼のこのような相対的「貧困」観は、たしかにイギリス所得保障論の伝統的な貧困觀とは大きな隔たりがあり、彼を異端者とみなすことも狭い意味ではうなづける。しかし、一方、最近のイギリス福祉史研究に目を向けると、「貧困」概念はそもそも19世紀末のブースとラウントリーによる「第一発見」当初から実は相対的な概

念だったのではないかという見方もできる。

第1に、ブースやラウントリーの貧困調査ではたしかに「生理的生存ニード」に基づいた「生活必需品リスト」から貧困線が定められたが、タウンゼンドが指摘するように「生活必需品リスト」は決して絶対的でも客観的でもない。たとえば、ラウントリーのリストには「二足の靴下」が含まれているが、現代のイギリスでも真冬に素足で靴をはいているOLも多い。つまり、かつて私達も裸足で草履や下駄を履いていたように、19世紀末のイギリス庶民にとっては靴下というものはかなりの贅沢品だったのではないだろうか。ブースは自分の「生活必需品リスト」について自ら「恣意的なもの」と認めているが、ラウントリーがなぜリストに靴下を加えたのかという謎は、次の問題と密接に結び付いているようだ。

貧困概念が当初から相対的ではなかったという理由の第2は、なぜ19世紀後半に突如として「貧困」が社会問題になったのかという疑問である。つまり、従来の救貧法が対象としていたのは、「貧困」Povertyではなく「困窮」Pauperismである。「困窮民」とは全人口のおよそ1%にすぎず、主として浮浪児・未婚の母・無宿者といった一部の人々をさしていた。当時の社会ではこれらの人々は、「悪魔の申し子」というような完全な逸脱者として理解されており、その限りで統制策としての救貧の必要があった。一方、ブースやラウントリーが析出した全人口の30%近い「貧困」とは、19世紀末に初めて「発見」されたのであって、それ以前の労働者階級にとってはまったくあたりまえの「ふつうの暮らし」にすぎなかった。

このような「ふつうの暮らし」が19世紀末において、なぜ急に「貧困」として問題視される

にいたったのかという疑問に対する明確な答えはないが、近年注目されている要因が「他の社会との比較」すなわちアフリカとの比較である²⁰⁾。19世紀中頃からイギリスでは多くのアフリカ探険記が出版され、「暗黒大陸」といったアフリカ差別意識が中産階級に広がる。同時に、そのころから「未開のアフリカ」になぞらえてロンドンなどの労働者生活を描く「貧民窟探訪記」が出版される。そもそもブースのロンドン調査は、「文盲・裸身・邪教の徒となんらかわらぬロンドンの貧民」という「イギリス文明の恥」に対して実証的に反論する意図をもって、つまりそのような未開の人口はごくわずかであるということを実証する意図をもって行われた。同様に、ラウントリーの「二足の靴下」や「数組の下着」も「生理的衛生的必需品」であるとともに、あきらかにアフリカ人を差別化するための「文化的必需品」だったのである。

このように「アフリカとの対比」という相対的視点なしには、ブースとラウントリーの貧困調査もあり得なかつたかもしれないし、貧困問題およびその対策ももっと違ったものになっていたろう。このような歴史的な広い視点に立てば、「貧困概念とは本来文化相対的なものである」というタウンゼンドの主張も、イギリス所得保障論の文化的伝統の範囲の中にあるといえる。

3. タウンゼンドの福祉人類学

老人と家族

以上、イギリス所得保障論の伝統との関連でタウンゼンドの所得保障論の特徴を述べてきたが、次に、こうした彼の研究スタイルに対する文化人類学の影響について述べたい。彼の人類

学的視点がもっとも端的に表れているのが、ベスナルグリーンの地域社会研究所で行われた老人調査である。

この老人調査はタウンゼンドの出世作となり、『老人と家族』が出版された1957年にはティトマスの招きによりLSEの講師となっている。この著作は、一般的に次の3つの点で、それまでのイギリスの家族社会学の常識を覆した画期的業績として評価されている。

第1に、「家族周期説」の常識、つまり子どもが成人すれば親と別居し、配偶者を喪った老人は独居するものだという常識を覆した。調査対象とした203の老人世帯のうち過半数が配偶者以外の親族と同居しており、半数近くが成人した子どもと同居していたのである。第2に、子どもと別居している老人世帯においても大半が近隣に在住している子どもの家族と毎日接觸していることが明らかになった。老齢に達してもこのように頻繁な世代間接觸が行われるという事実も、それまでの常識では考えられないことだった。そして最後に、このような老人（主として老母）を中心とした家族ネットワークを通じて、家族成員間で財とサービスの互酬的交換が頻繁に行われることを示した。このことは、これまで社会人類学者たちがアフリカやオセアニアの調査から報告してきた「拡大家族」という「奇妙な習慣」が、海の彼方ではなくロンドンの下町に存在しているという意味で、きわめて新鮮な驚きとなった。

人類学的視点

このように『老人と家族』は、文化相対主義的な人類学的方法論、すなわち「人間の社会とは決して普遍的でも一様でもなく無限に多様な社会類型があり得る」といった社会観を前提と

している。これは、当時の「地域社会研究所」の共同研究全體が、人類学的方法論の強い影響下で行われていたことも関連している。研究所メンバーのひとり、ピーター・ウィルモットの回想によると、当時彼らの共同研究の助言協力者として、エドワード・シルズ、リチャード・ティトマス、レイモンド・ファースという3人のLSE教授の名があげられている。このうち、ファースはLSEの人類学主任教授であり、彼らに先立ってロンドンの親族網の調査に着手していた。彼らは、共同研究開始後2年間、LSEでのファースのゼミに若き日のアーネスト・ゲルナー（のちにケンブリッジ大学人類学教授）らとともに参加している²¹⁾。

福祉民族誌としての『老人と家族』

しかし、私がタウンゼンドを福祉人類学者とまでえて呼ぶのは、こうした「地域社会研究所」全體が持つ人類学的傾向のためだけではない。彼の『老人と家族』の記述スタイルそのものが、人類学の民族誌的ディスクールにきわめて近いからである。

「何人かの老人は子ども夫婦と同居しほとんど生活を共有しているにもかかわらず、子どもと一緒に暮らしているとは認めたがらない。たとえば、ある老婦人は娘夫婦と同じ家に住み、夕食だけは老夫婦と娘夫婦は別々にとっていたが、昼間は一日ほとんど娘や孫たちと一緒に過ごしていた。しかし、この老婦人は、『私は娘と一緒になんか住んじゃいませんよ。住んでる階は別だからね。一緒に住むなんて変じゃない？』といい張るのである。」²²⁾

「隣人や友人との関係を調べるのは、少し骨が折れる。たいてい近所には親類が住んでいるので、親類なのかただの隣人なのか気をつけな

いと見分けがつかない。たとえば、ある老婦人は隣の婦人と仲が良くてっきり〈友人〉と思っていたら、実は彼女たちは〈義理の姉妹〉だったのである。このように、人々は親類のことでよく〈友達のだれそれ〉と呼ぶのでややこしい。」²³⁾

人類学に親しみのある者にとっては、これらの記述はおなじみだと思う。つまり、人類学においては、被調査者が「語る事実」と調査者が「観察した事実」とを別々に記録する。いわゆる、「参与観察」という人類学特有の調査方法である。タウンゼンドの『老人と家族』は、他の共同研究者たちの著作と比べても、このような民族誌的な記述法で終始貫かれており、それはもはや人類学におけるさまざまな民族誌とまったく同じ体裁で書かれているといってよい。

このような民族誌的記述スタイルは、その後の彼の著作では姿を消すが、被調査者の「語り」や調査者による細部にわたる「観察」を重視した彼の「事例研究」のスタイルは、その後の『終の棲み家』や『英国の貧困』にも引き継がれている。このような、タウンゼンドの「事例研究」は、ほとんど統計的・数量的データばかりが用いられる社会保障の分野において、質的データをも重視する彼独特のスタイルであり、その背景として彼の人類学の素養があげられる。

文化と階級

ところで、タウンゼンドの業績が持つ人類学的側面というのは、調査法や資料の記述法などの方法論上の特徴にとどまらない。彼の主要な理論的業績である「相対的剝奪論」は、所得よりも「文化格差」によって階級差を描こうとした試みとして見ることができる。

その意味では、タウンゼンド同様に人類学か

ら出発して、その後現代フランス社会の教育制度の分析を通じて階級文化の問題に关心を向けていったピエール・ブルデューの仕事とタウンゼンドの仕事は、一見まるで異なるようだが実は非常に近い問題意識を共有しているように思う。

両者が共有する問題意識とは、経済成長によっても福祉国家によくても解消されないほど根強いヨーロッパ社会における「階級意識＝文化」の存在である。ブルデューは、経済的＝社会的階級対立が解消しても、上流文化による下流文化への差異化は継続し、文化的階級対立は解消されないと考える。一方、タウンゼンドも、「イギリスらしい生活様式」という文化的規範を達成できない「剝奪層」が低所得層に多数存在し、その割合はむしろ増大していると主張する。ブルデューもタウンゼンドとともに念頭にあるのは、戦後の経済成長および社会保障の充実によりヨーロッパ先進国にはもはや階級対立は存在しないといった「無階級社会」の主張である。ブルデューは「無階級社会」など存在し得ないと主張し、タウンゼンドはイギリスの現実は「無階級社会」などと自賛できる状態ではないと主張する。ブルデューの場合は「経済資本」と「文化資本」、タウンゼンドの場合は「所得水準」と「剝奪」というように、どちらも経済的指標と非経済的（文化的）指標をあわせ考えて「無階級社会論」を批判している。

このような、ブルデューとタウンゼンドとの少し意外な相同性は、両者がともに人類学という同じ視点から出発し、それぞれ教育制度と社会保障制度という社会政策の批判的分析という似通った作業に携わってきたことの自然な帰結といえるのではないだろうか。

おわりに：人類学と福祉学

以上、タウンゼンドの業績をイギリス貧困研究の伝統との関連で、とくに彼の人類学的視点に着目しながらふりかえってみた。このことから、人類学と福祉学との関連が多少は明らかになつたと思う。まず第1に、人類学は福祉学の誕生にあたつて産婆のような役割を果たしている。今日でも福祉学ほど国際比較に熱心な学問分野は珍しいといえるが、実は福祉学とは本質的に比較社会学的なのである。第2に、福祉学は量的データとともに、ケース・ヒストリーのような事例研究および参与観察といった人類学的方法を大幅に取り入れてきた。第3に、現代の社会保障論においては、経済的格差に加えて文化的格差が大きな論点になりつつある。人類学と福祉学との関連性にはまだまだ考察を深めるべき点も多いが、タウンゼンドの一連の業績は、この2つの学問分野の近接性が偶然のものではなく本質的なものであることを示唆している。人類学と福祉学との本質的関連性を、たとえ意図したわけではなくても、明示したことこそタウンゼンド固有の学問的功績といえるのではないだろうか²⁴⁾。

注

- 1) 小沼 正『貧困その測定と生活保護』第2版、1980、東京大学出版会、pp. 69-83参照
- 2) グレアム・ルーム（唐鏡直訳）「イギリスにおける社会政策と社会変動」『季刊社会保障研究』22-4、1987、p. 329。デビッド・ドニソン（星野信也訳）「社会保障をめぐるイギリスの議論」『季刊社会保障研究』22-4、1987、p. 335。櫻原 朗「貧困の調査と測定(1)(2)」『神戸学院経済学論集』19-1, 4, 1987-8。
- 3) 右田紀久恵「英国におけるコミュニティ・ケアの歴史」『社会事業史研究』10、1982、p. 18、および、拙稿「ベヴァリッジ改革以後の英國に

- おけるコミュニティ・ケア政策の展開と今日の問題点』『日本の地域福祉』4, 1991, 参照。
- 4) E. F. Borgatta & M.L. Borgatta ed., *Encyclopedia of Sociology*, 1992, Macmillan, p. 148.
 - 5) 「東ロンドン下町調査」の業績は、ほかに、M. Young と P. Willmott の共著 *Family and Kinship in East London* (1957), P. Marris の単著 *Widows and Their Family* (1958)があり、また1960年代にも E. Mills, *Living with Mental Illness* (1962) や P. Willmott, *Adolescent Boys of East London* (1966)などの個性的研究が発表されている。出版はすべて Routledge & Kegan Paul。
 - 6) S. Cohen, *Folk Devils and Moral Panics*, 1973, Paladin. P.Cohen, "Subcultural Conflict and Working Class Community", *Working Papers in Cultural Studies*, 2, 1972, University of Birmingham.
 - 7) ピーター・タウンゼンド（服部広子・一番ヶ瀬康子共訳）『老人の家族生活—社会問題として一』, 1974, 家政教育社。ピーター・タウンゼント（山室周平監訳）『居宅老人の生活と親族網—戦後東ロンドンにおける実証的研究』1974, 堀内出版。ピーター・タウンゼント編著（三浦文夫監訳）『貧困の概念』1974, 国際社会福祉協議会。
 - 8) 篠山 京「江口貧困理論の確立によせて」江口英一編『社会福祉と貧困』1981, 法律文化社, pp. 502-4。
 - 9) 下田平裕身「現代の貧困の特徴」社会保障講座編集委員会編『社会保障講座第5巻 生活と福祉の課題』1981, 総合労働研究所, p. 57。
 - 10) 一圓光彌『イギリス社会保障論』1982, 光生館, pp. 90-1。
 - 11) J.H. Veit-Wilson, "Muddle or Mendacity? The Beveridge Committee and the Poverty Line", *Journal of Social Policy*, 21-3, 1992, p. 279.
 - 12) 一圓光彌, 前掲書, p. 91。
 - 13) Veit-Wilson, *op. cit.*, pp. 276-85.
 - 14) P. Townsend, "Measuring Poverty", *British Journal of Sociology*, 5-2, 1954, p. 133.
 - 15) P. Townsend, "The Meaning of Poverty", *British Journal of Sociology*, 13-3, 1962, pp. 215-8.
 - 16) B. Abel-Smith & P. Townsend, *The Poor and the Poorest*, 1965, Bell.
 - 17) ティトマスの再分配論については、平岡公一「普遍主義—選別主義論の展開と検討課題」社会保障研究所編『社会政策の社会学』1984, 東京大学出版会, pp. 90-3参照。
 - 18) P. Townsend (1962), *op. cit.*, p. 219.
 - 19) タウンゼンドの剝奪理論に対してはデビッド・ピアショーラによる批判が知られている。櫻原 朗, 「貧困の調査と測定(2)」前掲, p. 14-7, および、拙稿「イギリス社会福祉学における制度的再分配論のゆくえ」『社会福祉学』32-2, 1991, p. 63参照。
 - 20) 拙稿, 上掲論文, pp. 58-60, および, K. Jones, *The Making of Social Policy in Britain 1830-1990*, 1991, Athlone, pp. 57-60 参照。
 - 21) P. Willmott, "The Institute of Community Studies", M. Bulmer ed., *Essays on the History of British Sociological Research*, 1985, Cambridge U.P., pp. 146-7. このほか、本稿におけるタウンゼンドの1950年代の経歴については、主として同論文を参考にしている。
 - 22) P. Townsend, *The Family Life of Old People*, 1957, Routledge & Kegan Paul, p. 26.
 - 23) *ibid.*, p. 120.
 - 24) 紙数の都合で、タウンゼンドに対する批判については触れられなかったが、注19)で示したピアショーラの所得保障論上の批判のほかに、キャスリーン・ジョーンズによるタウンゼンドの老人福祉研究に対する批判もある。K. Jones, *Ideas of Institutions*, 1984, Routledge & Kegan Paul, pp. 82-7.

(すぎの・あきひろ 関西大学専任講師)

アマルティア・セン

(Amartya Kumar Sen, 1933~)

鈴 村 興太郎

1. はじめに

アマルティア・センの経済学者としての軌跡は非常に興味深い。1933年にベンガル地方のシャンティニケタンに生まれ、9歳にして推定死者300万人にも及ぶ悲惨なベンガル飢饉を目撃した。カルカッタのプレジデンシー・カレッジにおいてはじめ自然科学を学んだが、後に経済学に転じてケンブリッジ大学のトリニティ・カレッジに進み、ピエロ・スラッファ、モーリス・ドップ、ジョーン・ロビンソンの指導の下に博士論文『技術の選択』を完成した。センが最初に就いた教授職はカルカッタのジャダプール大学においてであって、弱冠23歳にして彼は経済学部長に任命されている。その後、デリー・スクール・オブ・エコノミックス、ロンドン・スクール・オブ・エコノミックス、オックスフォード大学（オール・ソウルズ・カレッジ）の経済学教授を歴任して、1988年にはハーバード大学の経済学・哲学兼任教授に就任して今日に到っている¹⁾。

長く華やかなその経歴においてセンが一貫して興味を抱き続けてきた経済学の領域は、厚生経済学と社会的選択の理論である。この分野へのセンの学問的関心は処女作『技術の選択』のなかにすでに明瞭に見てとれるが、その背景に

はプレジデンシー・カレッジ以来の倫理学・政治哲学に対する彼の興味があった。センの哲学へのコミットメントは、政治学者ロナルド・ドウォーキン、ジェリー・コーベン、デレク・パーフィットと共同でセミナーを開催したオール・ソウルズ・カレッジ時代に決定的となり、ハーバード大学から発信される最近のセンの研究は、道徳哲学・政治哲学への貢献のウェイトを次第に高めつつある。この学問的傾斜を捉えて、センはいまや経済学を離れて哲学に転じたと評する声も聞かれるが、彼の研究には厚生経済学ないし福祉の経済学の新たな哲学的基礎を探求する強い志向が、処女作以来一貫して読みとれることを見逃してはならない。

創始者アーサー・ピグーが構想した当初の厚生経済学は、ひとの福祉を改善する政策手段を鍛える実践的な経済学の一分野であった²⁾。しかるに、ピグーの主著『厚生経済学』の刊行後ほぼ40年の時点で分野の現状を展望したエドワード・ミシャンが、「厚生経済学という研究分野は経済学者が道楽半分に手を出してそれから放り出してしまい、やがて良心の痛みを感じて立ち戻ってくる」領域であると書いたように、現代の厚生経済学には知的遊戯の雰囲気が色濃く漂っていることは否み難く、生涯を通じて厚生経済学の発展に献身した経済学者はごく稀である。センはこの稀有なグループに属する代表的

な研究者であって、一見非常に縁遠い問題を扱う場合においてすら、彼の貢献は厚生経済学への強い関心に裏打ちされている。かつてセンは、「以前、西ベンガル地方の2つの村で250人ほどの子供の体重を測って、彼らの栄養状態と所得・性などとの関連を調べたことがある。その際、一体君は何をしているのだと誰かに問われたとすれば、私は『厚生経済学を実践しているのだ』と答えたことだろう」と語ったことがあるが、これはまさに厚生経済学者センの面目躍如たるエピソードだというべきである。

周知のように、厚生経済学はケネス・アロウが『社会的選択と個人的評価』において樹立した《一般可能性定理》——個人の主観的な厚生評価を集計して合理的な社会的厚生判断を形成する民主的・効率的な手続きは論理的に存在しないことを主張する定理——によって大きくその針路を転じたが、アロウの衝撃的命題のもつ深い意味を掘り起こし、厚生経済学の旋回の可能性を探求するうえでセンが果たした本質的な役割を否定する経済学者は、まず存在しない。哲学者もまた然りである。社会的選択の理論がバロック期に入る1970年代の後半から、センは次第にミクロ経済学、特に厚生経済学の哲学的基礎に対する批判を強め、福祉の経済学の基礎構築を目指す経済学的・哲学的貢献を精力的に行ってきました。この貢献の積極的側面を示すアプローチこそ、現在センが着実に開発しつつある福祉に対する《潜在能力アプローチ》に他ならない。

センが社会保障の経済学を明示的に展開した論文はDreze and Sen[4]以外にはない³⁾。しかし、社会保障の経済学の概念的枠組みを考えるうえで、福祉に対する《潜在能力アプローチ》は基本的な重要性をもっている。本稿では、こ

の新しいアプローチの特徴と社会保障の経済学に対するその意義を明らかにすることに主眼をおくが、この作業の準備としてまずわざかな迂回路をたどり、正統派厚生経済学に対するセンの批判点を正確に理解することから考察を始めたい。

2. センの厚生経済学批判

2.1. センによる正統派厚生経済学批判の最も重要なメッセージは、以下の2点に簡潔に取りまとめることができる。

第1点。正統派厚生経済学は、社会的厚生判断の情報的基礎をひとびとが享受する厚生に関する序数的情報のみに求め（《序数的厚生主義》）、しかもひとびとが享受する厚生を個人間で比較することは原理的に不可能であると考えている（《効用の個人間比較不可能性》）。序数的厚生主義と効用の個人間比較不可能性に制約された情報的基礎に立つ正統派厚生経済学の視点こそ、実りある厚生経済学の構築を阻む最大の障害である。

第2点。正統派ミクロ経済学の概念的枠組みにおいては、個人の《選好》が途方もなく過大な重荷を負わされている。すなわち、個人はただひとつの選好順序をもち、それが彼の《利害》関心を反映したり彼の《厚生》評価を表現するのみならず、彼の《選択》行動を描写しさえするものとされている。しかし、選好・利害・厚生・選択という本来は全く異なる概念すら区別できない《合理的な愚か者》を理論の中核に据えるこのアプローチこそ、正統派ミクロ経済学の貧困の根底にあるものに他ならない。

2.2. センの批判の第1点を理解するためには、アロウの一般可能性定理の教訓を聞くことから始めるのが有益である。

創始者ピグーが用いた社会的厚生判断の基礎原理は、「ひとびとが享受する厚生の社会的総和を最大にせよ」とするベンサム流《功利主義》の原理だった。これに対して、ライオネル・ロビンズは異なる個人が享受する厚生を相互に比較する客観的（《科学的》）な方法は存在しないという主旨の批判を浴びせ、厚生の個人間比較を厚生経済学から追放したのである。だがロビンズは、社会的厚生判断の情報的基礎としてひとびとが享受する厚生だけを許容する《厚生主義》の原理に対しては、これを当然の前提として認めていた気配がある。功利主義は厚生主義のごく特殊な一形態に過ぎないから、厚生の個人間比較を拒否して功利主義を厚生経済学の基礎原理の地位から追放したとしても、それによって厚生経済学の一般的可能性が直ちに否定されてしまうとは限らない。問題は、功利主義的基礎を奪われた厚生経済学に対して、それに替わる新たな理論的基礎を与えることができるかどうかという点に移ったというべきである。

厚生経済学の功利主義的基礎が崩れた後の空白を（厚生の個人間比較可能性を要求しない）厚生主義に立脚しつつ埋めるという課題は、アブラム・バーグソンとポール・サミュエルソンが提唱した《社会厚生関数》によってひとまず果たされた。バーグソン＝サミュエルソンの社会厚生関数とは、ひとびとの経済厚生に関する序数的情報のみに基づく社会的選好順序に他ならず、サミュエルソンはこの社会的選好順序が形成される根拠を問うことは、経済学の本来の課題ではないと主張した。彼に従えば、厚生経済学の固有の役割は、与えられた社会厚生関数

に即して望ましい資源配分状態を特徴づけて、最適な資源配分の実現のために有効な政策措置の体系を設計することに尽きるのである。われわれが正統派厚生経済学と呼ぶものは、バーグソン＝サミュエルソンが築いたこの基礎のうえに構築された論理的な建造物に他ならない。いまや、厚生経済学はベンサムの亡靈と絶縁して、新たに《科学的》な基礎を得たかに思われたのである。

厚生経済学のこの新たな基礎に対して、きわめて衝撃的な批判を提出した経済学者こそアロウだった。彼は、アド・ホックな社会厚生関数に照らして最適な資源配分を考察する意義を疑問視して、ひとびとの厚生評価に基づいて社会厚生関数を形成するルールそれ自体の性質をたずね、このルールに対して《社会的合理性》と《情報的効率性》の2つの要求を課せば、そのもとで適格性をもつルールは非常に病的なもの（《独裁的ルール》）以外には論理的に存在しないことを論証したのである。アロウの《社会的合理性》は形成された社会的選好順序が論理的矛盾を含まないことを求め、《情報的効率性》は社会的選好の形成のために収集すべき個人的評価に関する情報が最大限に節約されていることを求めるものに過ぎない。それだけに、アロウの定理が社会厚生関数を鍵概念とする厚生経済学の新たな基礎に浴びせた批判は、極めて深刻なものであった。

アロウの定理の衝撃に照らして、われわれは厚生経済学の死亡宣告を行うべきだろうか。私見によれば、そのような宣告はいささか時期尚早である。その理由は以下のとおりである。

一般に、ひとびとの厚生評価に基づいて社会的厚生判断を形成するルールは、個人的厚生情報を投入して社会的厚生情報を産出する一種の

計算機構であると考えることができる。それでは、アロウが考察する計算機構は情報投入量に関してどのような制約を負わされているのだろうか。

第1に、アロウの計算機構は、厚生情報の個人間比較を一切許していない。これは、彼の分析的枠組みが《厚生の個人間比較不可能性》に立脚することの当然の帰結である。

第2に、《序数的厚生主義》に立脚するアロウの計算機構は、収集した厚生情報の序数的性質しか利用できないように設計されている。従って、各個人が社会状態に与える選好評価ランキングだけが、計算機構にとって利用可能な情報源となる。そのため、この計算機構は、(たとえば個人の《選好強度》など)個人的厚生に関する基数的情報を利用する能力を奪われている。

第3に、許容される限りの序数的で個人間比較不可能な情報ですら、《情報的効率性》の要求によってその利用限度がさらに低く設定されている。

計算機構への投入情報がこれほどまで厳格に制約されれば、それに基づいて産出可能な情報も自ずから貧弱なものにならざるを得ない。それにも拘らず、社会的厚生判断が絶対に論理的矛盾を犯さないことを要求すれば、それほど苛酷な制約を満足する計算機構は非常に病理的なものに限られざるを得ない——これがアロウの定理を理解するセンの方法であり、アロウの袋小路から脱出する針路を捜すために最も有望な方法のひとつなのである。有意義な厚生経済学あるいは福祉の経済理論を建設するためには、厚生の個人間比較を要求しない序数的厚生主義は、情報的基礎として明らかに不適切だというべきである。

2.3. センの批判の第2点は、次のように考えれば理解しやすい。

正統派ミクロ経済学の考え方によれば、ひとびとの《選択》行動は、与えられた制約条件のもとで《選好》を最適化する行動の結果に他ならない。また、ひとびとの選好ランキングの上位を占める選択肢を提供すれば彼らの《厚生》は当然高まり、それはまた彼らの《利害》関心とも一致する。このように、正統派ミクロ経済学の概念的枠組みにおいては、選好・利害・厚生・選択は表裏一体の関係に立っているのである。

ところで、ひとの選好は決して先駆的・固定的に与えられたものではなく、人生の歴史的経験に応じて内生的に形成されるものである。例えば、習慣的服用によって麻薬中毒に陥ったひとは、冷静な判断ができる状況ならば麻薬の服用を断ちたいと思うにせよ、禁斷症状が現れる際に提供される麻薬には、全く抵抗力を失っている。この場合、麻薬を提供して彼がそれを喜んで受け取ったとしても、この選択行動が彼の厚生を高め、福祉の向上に寄与すると考えるのは愚かしい。また、高い望みを抱けば抱くほど失敗の苦痛はさらに激しいことを長い失意の人生から学んだひとは、自らの欲望を現実的に铸造してしまい、客観的には貧しい成果やささやかな好意からも、主観的には高い効用ないし厚生を享受することになるかもしれない。このようなひとが貧しい現状を諦観して平穏に暮しているにせよ、彼の铸造された選好に照らしてこの状態を厚生最適の状態と認めることも、前例の場合と同様に愚かしい。このように、ひとびとの主観的《選好》を厚生分析の基礎概念として採用して、ひとびとの《利害》・《厚生》・《選択》に関する分析の重みをすべてこの概念に負

わせる正統派ミクロ経済学の理論的慣行は、福祉の経済学の基礎としては明らかに不適切なのである。

3. 福祉の経済学の新しい基礎： 潜在能力アプローチ

それでは、厚生経済学を情報的貧困から解放し、ミクロ経済学を合理的な愚か者の寓話に終わらせないためには、福祉の経済学の新しい基礎はどう構築されるべきか。

ありうべきひとつの方法は、正統派厚生経済学の《厚生主義》的枠組みを離れて古典派経済学の伝統に回帰して、厚生の物質的基礎を提供する《財貨に対する支配権》に注目する《富裕アプローチ》を採用することである⁴⁾。このアプローチは、ひとの効用ないし厚生という主觀的情報ではなく、ひとの物質的豊かさという客觀的情報に、福祉の経済学の基礎を据える点に特徴をもっている。

いうまでもなく、ひとの財貨支配権の拡大(物質的豊かさの増大)が、ひとの福祉の向上の物質的条件を提供することは間違いない。とはいえ、福祉を富裕と同一視するこのアプローチは、福祉の経済学の基礎としては明らかに欠陥をもっている。財貨支配権という意味での富裕にいかに恵まれているにせよ、心貧しい守銭奴が高い福祉を享受しているとは思われないし、不幸にも財貨を実際に活用する肉体的・精神的能力を欠いているひとにとっては、利用できない財貨の存在は失望の源泉にこそなれ、福祉を実現する源泉とはなりえないからである。ひとの福祉を正しく理解するためには、ひとの財貨支配権の分析に留まらず、その財貨を用いてひとが《なにをなしうるか》・《なにになりうるか》と

いう点にまで考察を及ぼす必要がある。この観点に立つ興味深い試みこそ、現在センが開発しつつある福祉経済学への《潜在能力アプローチ》なのである。

このアプローチの第1の基礎概念は、ひとの《機能(functionings)》——ひとの《生き方・在り方》——である。ひとは、財貨を手段として自ら選択する機能(生き方・在り方)を実現するが、こうして実現された機能は、ひとに快樂・苦痛・満足・失望など、さまざまな主觀的感覺を与えることになる。正統派の厚生主義的アプローチは実現された機能から派生する主觀的感覺(《厚生》)を福祉の測度とみなしていたし、物質主義的な富裕アプローチは機能を物質的に条件付ける財貨支配権(《富裕》)を福祉の測度とみなす立場をとっていた。これに対して、センが提唱する潜在能力アプローチは、よい生き方・在り方を追求する理性の人間が、実現された生き方・在り方に対して与える内省的・批判的な《評価》を福祉の測度とみなす立場をとるのである。評価は本質的に熟慮に基づく理性的な活動であって、快樂・苦痛・満足・失望など無批判的・即目的な主觀的感情や、市場における財貨支配権の物質的・貨幣的な客觀的測度よりも、批判的・内省的な社会的存在であるひととの《福祉(well-being)》[生き方・在り方(being)のよさ(wellness)]を考えための情報の基礎としては、はるかに相応しい資格をもつと考えられるからである。

例えば、自転車という財があれば、ひとは2つの地点間を素早く移動したり、荷物を運んだり、サイクリングを楽しんだりすることができ、その結果として満足・効用・厚生を獲得することができる。この例の場合には、「移動」「運搬」「サイクリング」が自転車という財によって可

能となる機能の諸例である。明らかに、ひとの機能はその実現に利用される財貨とは概念的に別物であるし、その機能の実現がひとにもたらす満足・効用・厚生とも別物である。財貨は機能に先立ってその物質的条件を与え、厚生は機能の実現の後にきて実現された機能の主観的意義を証拠立てるのである。このように、富裕も厚生もひとの福祉の物質的条件とその主観的証拠として、福祉の経済学に占めるべき位置をもっている。しかし、ひとの福祉を富裕や厚生と軽々に同一視すれば、実りある福祉の経済学の建設に対する障害となりかねない。物理的には同じ自転車を提供されても、身体の障害をもつひとには健常者と同じ生き方・在り方を実現することはできないし、主観的には同じ満足・効用・厚生を得ている場合にも、その源泉としての生き方・在り方には、評価の観点から天と地ほどの差異がある可能性があるからだ。

潜在能力アプローチの第2の基礎概念は、《潜在能力 (capabilities)》である。ある時点において、ひとが財貨に対してどの程度の支配権をもつかという条件は、財貨の社会的存在量のみならず、財貨が生産・流通・消費される社会的仕組みによっても、大きく左右される。これらの制約条件が定められたとき、あるひと*i*が支配できる財貨の集合を A_i と記せば、彼が選択できる機能の集合は財貨支配権 A_i の関数として、 $F_i(A_i)$ と書くことができる。この集合を個人*i*のもつ《潜在能力集合 (capability set)》と呼ぶ。個人*i*は、彼に与えられた財貨支配権 A_i の制約のもとで $F_i(A_i)$ に属する機能(生き方・在り方)ならば自由に選択することができる。従って、潜在能力集合は、各個人がそれぞれに評価する機能(生き方・在り方)を実行可能な選択肢のなかから選択して、自己を社会的に実現する自

由度を表現するものに他ならない。この事実に注目して、潜在能力集合をひとの《福祉的自由 (well-being freedom)》の指標と見なすのが、センの潜在能力アプローチの核心にある考え方なのである。

このアプローチによれば、ひとの福祉とは、ひとが実際に達成できる生き方・在り方の質に対する理性的評価の指標である。センの福祉觀は、満足・効用・幸福など、ひとの主観的感覺のみに注目する《厚生主義》的アプローチがもつ主觀主義的バイアスや、財貨に対する支配権など、人間の選択行動を物質的に拘束する客觀的制約のみに注目する《物神崇拜》的な富裕アプローチがもつ客觀主義的バイアスを巧みに避け、ひとの主観的特性とその客觀的制約のいずれにも、福祉の形成において果たすべき役割を適確に指定していることに注目すべきである。

4. センの社会保障論

センが最近展開した社会保障論⁵⁾によれば、ひとの福祉の実現を妨げる《貧困 (deprivations)》の問題には2つの基本的なタイプがあって、有効な社会保障プログラムの在り方は、いずれのタイプの貧困問題の解決を課題とするかに応じて異なる。この2つの問題とは、社会・経済システムの在り方に深く根ざす持続的で予測可能な《慢性的貧困》の問題と、疫病・飢餓・大不況など、ひとの生活環境の激変に起因する予測困難な《突発的困窮》の問題である。前者に対処する社会保障プログラムは、生活条件を着実に改善して福祉の持続的基礎を強化するという意味で、社会保障の《促進的側面 (promotive aspect)》を取り組むものである。これに対して、ひとの生活条件を突然激しく搖

るがす後者の問題に対処する社会保障プログラムは、個人の生活条件の脆弱さを社会的に補強するという意味で、社会保障の《保護的側面 (protective aspect)》と取り組むものである⁶⁾。センの社会保障プログラムは、この2つのタイプの《貧困 (deprivations)》問題の解決を目指す《公共的活動 (public actions)》計画に他ならない。

ここで注意を要する点は、センがいう《公共的活動 (public actions)》は必ずしも国家による活動に限定されていないため、《公共的活動手段》には国家による政策手段のみならず、はるかに広範な社会的活動手段が含まれていることである。例えば、差し迫る飢饉の危険に対して警鐘を乱打して、政府によるタイムリーな政策発動の必要性を訴えるマス・メディアの活動は、飢饉に対処する公共的活動手段の重要な一部である。事実、悲惨なベンガル飢饉以後、インドにおいて大規模な飢饉が絶無となったことの背景には、民主政治と報道および批判の自由があったことを見逃すべきではないのである。この意味において、センは字義どおり《社会保障 (social security)》の在り方を考察しているのであって、決して《国家保障 (state security)》という限られた視野から貧困に対する社会的活動プログラムを考察しているわけではないことに注意したい。

また、ひとの失望・挫折感・困窮意識などの主観的感情に貧困判断の基礎を求める《主観主義的アプローチ》や、財貨・所得・富などへの支配権を欠く点に貧困の判断指標を求める《客観主義的アプローチ》など、多くの貧困研究の主流を成す考え方とは一線を画して、センの社会保障論においては「最小限の基礎的機能 (生き方・在り方)」を実現する潜在能力「基礎的潜

在能力】さえ欠いている状態」を貧困状態とみなす《潜在能力アプローチ》が採用されている。この立場から見れば、失望・挫折感・困窮意識などは基礎的潜在能力の欠如として認識される貧困の主観的《証拠》であるし、財貨・所得・富などへの支配権の欠陥は基礎的潜在能力の物質的《手段》に生じる失敗であることになる。

社会保障プログラムへのセン流のアプローチによれば、平均的所得水準を引き上げる経済成長の実現は、促進的社会保障プログラムにとって必要条件でもなければ十分条件でもない。確かに、経済成長は基礎的潜在能力を実現するための物質的手段を平均的に充実させはするものの、経済成長の成果分配（家計間分配・家計内分配）は往々にして著しく不平等であって、所得の《平均》水準が上昇しても、個々の家計あるいは家計内の個々人の基礎的潜在能力が全般的に向上する保証は全くないことに注意しなくてはならない。また、年齢・景気変動・海外市況・農業不作などに起因する所得の時間的変動は、家計のニーズの時間的変動とは全くパターンを異にすることが例外というよりは常態であって、資本市場と保険市場が不完全である以上、所得の平均水準の上昇は基礎的潜在能力の失敗を完全に除去できるとは限らない。加えて、基礎的潜在能力の物質的基礎を提供する財・サービスのうちには（公的医療・検疫・警察・国防サービスのように）市場で個々人が購入することができないものが多く含まれている。そのため、基礎的潜在能力の持続的向上を目指す促進的社会保障プログラムは、平均所得の上昇を目指す経済成長プログラムに簡単に帰着させることはできない。むしろ、財貨・サービスの社会的分配メカニズムの在り方に深く切り込む分析こそ、有効な促進的社会保障プログラムを設計

する鍵となるのである。

保護的的社会保障プログラムに関する限り、センの潜在能力アプローチは新しい視野を切り開いてくれる。飢餓を具体的な一例としてとれば、保護的な社会保障システムは、差し迫る飢餓に対して政府が敏速な行動をとるように誘導する政治的な仕組みと、効果的・理性的な手続きによって食料が実際に確保されることを担保するための制度的な仕組みを備えていなくてはならない。多くの場合、飢餓の予兆となる洪水・渇水・経済的混乱などに関するメディアの報道や抗議行動が、政府に問題の所在をいち早く知らせる機能を果たしているが、こうして関心を呼び起こされた政府機関に断固として敏速な行動を取らせるためには、単なる情報の流通のみでは不十分である。実際、多くの飢餓の事例において不足していたのは情報ではなく、行動に向かう決意とコミットメントであったからである。しかるに、政府機関に対して責任ある行動を起こすように政治的圧力を加えるためには、公開の場における意見交換と批判の機会が用意されている必要がある。この事実に注意すれば、民主的な政治構造と開かれた批判機会を備えた国において近年飢餓が発生したことが絶えてないという事実は、決して偶然ではないというべきである。

飢餓と積極的に取り組む政治的決定が行われたとしても、この決定を有効な援助活動に結び付ける制度的仕組みを確保するという重要な問題がなお残されている。通説によれば、タイムリーな食料援助と犠牲者に食料を直接配給するシステムこそ、飢餓援助に的確な制度的仕組みであるとされているが、しばしば行われるこの主張とは裏腹に、現金援助の方が犠牲者の救済にとって有効である場合も少なくないことに注

意すべきである。その背景にある事情は、ある地域で飢餓が発生したとしても、経済全体では食料の利用可能量は決して不足していない場合が多く、食料の地域間流通が的確に起こらないことこそ飢餓の原因となっているという事実である。このような状況において、食料に対する現金支出が援助によって増大する結果、飢餓に襲われた地域の食料価格が上昇するならば、市場を通じてこのインセンティブに反応して他地域からこの地域に食料が流入する結果、食料の利用可能量は増大することになる。ここで重要なのは、食料配給の社会的メカニズムが価格のインセンティブに敏速・的確に反応することである。

このような考察に従えば、飢餓に対する保護的的社会保障プログラムの重要な部分は、政治の民主化と公開性を備えた批判機会を確保することによって、飢餓に関する情報に反応して政府が敏速に行動せざるを得ない政治的環境を作りだすとともに、食料配給の社会的メカニズムが価格のインセンティブに敏速・的確に反応できる経済的環境を作りだし、経済全体として利用可能な食料が緊急に必要とされる地域に流入する仕組みを用意することである。

飢餓という事例に即して行ったこのような考察は、潜在能力アプローチに基づくセンの社会保障論の性格を、よく集約しているように思われる。

5. おわりに

ジェームス・エドワード・ミードの生誕80年に際する献辞^[20]のなかで、ロバート・ソロウは緊急な経済政策の理論的基礎を追及して成ったミードの業績を、《血の通った厚生経済学

(welfare economics with red corpuscles)》と呼んだ。創始者ピグーの構想に直結する厚生経済学のこの伝統を、現代の精緻化された経理論の流れのなかで力強く継承している経済学者こそ、アマルティア・センであるといって過言ではない。彼の社会保障論は、現在までのところ発展途上国を念頭においていたデッサンという段階に留まっているが、福祉の経済学の新たな理論的基礎とみなされる潜在能力アプローチに深く根ざすこの試みを、先進工業国での論脈で具体的に追求してみると誠に興味深い。また、基礎的潜在能力の失敗を指して《貧困 (deprivations)》概念を再定義するセンの提案は、社会保障プログラムの設計という当面の応用を離れても、現代社会における豊かさとはなにかという大きな問題を提起するもののように思われる。この小論をきっかけとして、福祉に対するセンの潜在能力アプローチに関心をもたれる読者が現れれば、筆者としても大きな喜びである。

注

- 1) センの経歴に関しては、Basu, Pattanaik and Suzumura[2]に収録されたBiographical Dataが詳しい事実情報を提供している。また、最近の2つのインタビュー(Gaertner and Pattanaik[5]およびKlamer[7])は、セン自身の回想録として興味深い。
- 2) ピグーの記念碑的著作『厚生経済学』の序文は、「経済学者がやり遂げようと努力している複雑な分析は単なる鍛錬ではない。それは人間生活の改良の道具である。われわれを取りまく悲惨と汚穢、数百万のヨーロッパ人の家庭において消えなんとする希望の焰、一部富裕家族の有害な贅沢、多数の貧困家族を蔽う怖るべき不安——これらのものは無視するにはあまりにも明白な害毒である。われわれの学問が求める知識によってこれを制御することは可能である。暗黒から光明を！ この光

明を探し求めることこそは、『政治経済学といふ陰惨科学』がこの学問の訓練に直面する人々に向かって提供する仕事であり、この光明を発見することは、おそらくその褒賞である(Pigou [10, Preface])」ことを宣言した。厚生経済学の実践志向性は、この宣言のなかに非常に明瞭に示されている。

- 3) Basu, Pattanaik and Suzumura[2]は、1993年初頭までのセンの完全な著作目録を収録している。
- 4) ジョン・ヒックス[6]の証言によれば、ピグーは厚生経済学を主觀主義的な規範的経済学(normative economics)と理解する通常の解釈を歓迎しなかった。ピグーは古典派経済学の生産と分配の理論を継承して『厚生経済学』を体系化したのであって、古典派経済学者と同じく彼の関心は富の生産と分配の実証的分析(positive analysis)にこそあったというのがヒックスの主張である。この理解に従えば、ピグーと古典派を分かつものは関心対象の差異——《規範的経済分析》versus《実証的経済分析》——ではなく、富の評価を古典派のように費用に基づいてではなく限界効用に基づいて行うという分析方法の差異——《効用アプローチ》versus《富裕アプローチ》——にあることになる。
- 5) センの社会保障論を知るための基本的文献はDreze and Sen[3; 4]である。本節における考察は、特にDreze and Sen[4]によるところが多い。
- 6) 社会保障の保護的側面には2つの課題が含まれている。第1の課題は、急激に困窮状態に陥った人々を当面の窮状から緊急に救出することである。第2の課題は、人々を急激な困窮に対する不断の不安から解決するために、制度的な安全装置を設計して実現することである。これらの課題の達成はもちろん容易な任務ではないにせよ、長期にわたって持続的貧困をもたらしてきた要因を根元的に除去しようとする点において、社会保障の促進的側面はいっそう困難でいっそう野心的な課題に取り組むものだというべきかもしれない。

参考文献

- [1] Arrow, K.J., *Social Choice and Individual Values*, New York: Wiley, 1951. Second ed., 1963. 長名寛明(訳)『社会的選択と個人的評価』, 日本経済新聞社, 1977年。
- [2] Basu, K., Pattanaik, P.K. and K. Suzumura, eds., *Development, Welfare and Ethics: Festschrift in Honour of Amartya Sen*, Oxford: Oxford University Press, forthcoming.
- [3] Dreze, J. and A. Sen, *Hunger and Public Action*, Oxford: Clarendon Press, 1989.
- [4] Dreze, J. and A. Sen, "Public Action for Social Security: Foundations and Strategy," in Ahmad, E., Dreze, J., Hills, J. and A. Sen, eds., *Social Security in Developing Countries*, Oxford: Clarendon Press, 1991, pp. 3-40.
- [5] Gaertner, W. and P.K. Pattanaik, "An Interview with Amartya Sen," *Social Choice and Welfare*, Vol. 5, 1988, pp. 69-79.
- [6] Hicks, J.R., *Wealth and Welfare*, Oxford: Basil Blackwell, 1981.
- [7] Klamer, A., "A Conversation with Amartya Sen," *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 3, Winter 1989, pp. 135-150.
- [8] Mishan, E.J., "A Survey of Welfare Economics, 1939-1959," *Economic Journal*, Vol. 70, 1960, pp. 197-265.
- [9] Nussbaum, M.C. and A. Sen, eds., *The Quality of Life*, Oxford: Clarendon Press, 1993.
- [10] Pigou, A.C., *The Economics of Welfare*, London: Macmillan, 1920. 氣賀健三・千種義人他(訳)『厚生経済学』[全4冊], 東洋経済新報社, 1953-1955。
- [11] Sen, A.K., *Choice of Techniques*, Oxford: Basil Blackwell, 1960.
- [12] Sen, A.K., *Collective Choice and Social Welfare*, San Francisco: Holden-Day, 1970.
- [13] Sen, A.K., *On Economic Inequality*, Oxford: Clarendon Press, 1973. 杉山武彦(訳)『不平等の経済理論』, 日本経済新聞社, 1977年。
- [14] Sen, A.K., *Poverty and Famines: An Essay on Entitlement and Deprivation*, Oxford: Clarendon Press, 1980.
- [15] Sen, A.K., *Choice, Welfare and Measurement*, Oxford: Basil Blackwell, 1982. 大庭健・川本隆史(編・抄訳)『合理的な思か者』, 勤草書房, 1989年。
- [16] Sen, A.K., *Commodities and Capabilities*, Amsterdam: North Holland, 1985. 鈴村興太郎(訳)『福祉の経済学—財と潜在能力—』, 若波書店, 1988年。
- [17] Sen, A.K., "Welfare Economics and the Real World," Acceptance Paper, The Frank E. Seidman Distinguished Award in Political Economy, Memphis, Tennessee: P.K. Seidman Foundation, 1986.
- [18] Sen, A.K., "Individual Freedom as a Social Commitment," *The New York Review of Books*, June 16, 1990. 川本隆史(訳)「社会的コミットメントとしての個人の自由」, 『みすず』, 358号, 1991年1月号, pp. 68-87。
- [19] Sen, A.K., "Capability and Well-Being," in Nussbaum and Sen [6, pp. 30-53].
- [20] Solow, R.M., "James Meade at Eighty," *Economic Journal*, Vol. 97, 1987, pp. 986-988.
- [21] 鈴村興太郎, 『経済計画理論』, 筑摩書房, 1982年。
- [22] Suzumura, K., *Rational Choice, Collective Decisions, and Social Welfare*, New York: Cambridge University Press, 1983.
- [23] 鈴村興太郎, 「厚生と権利—《社会的選択論》からのアプローチー」, 『経済研究』, 第43巻第1号, 1992年1月, pp. 39-55。
- [24] 鈴村興太郎, 「競争・規制・自由」, 『エコノミア』, 第42巻第3・4号, 1992年3月, pp. 51-68。
- (すずむら・こうたろう
---橋大学経済研究所教授)

マーティン・フェルドシュタイン

(Martin Feldstein, 1939~)

——年金の経済分析——

田 近 栄 治

1. はじめに

フェルドシュタインは、ハーバード大学経済学部の教授であり、すでにレーガン大統領の一時期、大統領経済諮問委員会の委員長を務めたほか、現在もアメリカの経済政策の中心的な研究機関である NBER (National Bureau of Economic Research) の所長として活躍している。公共経済学をベースにしたその研究範囲は、きわめて広範であり、税制、社会保障問題から円・ドルの為替相場など、マクロ経済調整にまで及んでいる。

公共経済学研究の中心的な研究者であり、公共経済学の国際的な展望論文集である *Handbook of Public Economics* (1985) の編集も行っている。この展望論文集中のいくつかの論文がそうであるように、公共経済学のなかには数理経済学的な装いが濃いものもあるが、フェルドシュタインの研究スタイルの特徴は、分析の洗練さに固執せず、つねに現実の問題の本質を取り出そうとしていることである。とくにフェルドシュタインが指摘し続けているのは、さまざまな財政・金融政策が経済の長期的な成長を阻害している可能性があることである。

レーガン大統領がホワイトハウス入りした当

初、サプライサイドの経済学がにぎやかに取り上げられたことがある。この時は、いわゆるラッファーカーブが議論の中心にあり、減税策は人々の労働意欲を活性化し、その結果、税収は増大するという議論がまことしやかに論じられていた。フェルドシュタインも経済政策のサプライ効果、ないし(労働、貯蓄や投資に対する)インセンティブ効果を重要視するエコノミストの一人であるが、その効果が短期的に手品のように働くとは考えていない。大統領経済諮問委員会の委員長であったとき、財政赤字削減のための増税を主張し、それが受け入れられず職を辞したと伝えられているが、これはフェルドシュタインの重視している経済政策のサプライへの効果が、長期的・構造的なものであることを物語っている。

こうしたフェルドシュタインの税制に関する研究成果としては、*Capital Taxation* (1983) がある。これは多くの共同研究者との成果である22本に及ぶ論文をまとめたものであり、4部から構成されている。それらは、「税制が家計と法人貯蓄に及ぼす効果」、「税制が資産選択に及ぼす効果」、「税制が企業投資に及ぼす効果」、「成長経済における租税の帰着」からなり、全体としては税制が資本蓄積に及ぼす効果を理論と実証の両面から分析したものである。現在、貯蓄

税制、キャピタルゲイン税制、企業課税などを論じる際、基礎的な論文集となっており、それらを踏まえて多くの議論が展開されている。

さて、本特集号のテーマである社会保障についても、フェルドシュタインは年金、医療や失業保険などにわたって幅広い研究を行っており、その多くは経済学をこの分野に導いた開拓的なものである。ここでの研究視点は、社会保障に関する経済分析のあり方についてふれた論文“Seven Principles of Social Insurance”

(1976)に示されているように、社会保険は人々の労働意欲、コスト節減意欲などに負のインセンティブ効果(adverse incentives)を持つというものである。こうした視点からなされた研究としては、医療のコストの増大をさぐった一連の研究がある。そして、医療保険の改革としては、すべての疾病に対する保険の一括適用を改め、重大な疾病への限定的な適用を主張している。

おそらく、社会保険に関するフェルドシュタインの研究のうちで、研究者をはじめ政策当局者に対してもっとも大きな影響を与えたものは、年金、とくに賦課方式による公的年金、に関する研究であろう。アメリカの公的年金は、アメリカの家計貯蓄を半減しているとした主張は、年金の経済効果に対する関心を飛躍的に高め、年金研究を経済学の1分野にまで引き上げたといえよう。われわれも以下、フェルドシュタインのこの分野における研究を取り上げ、20年近い期間にわたる研究を跡づける。

しかし、この展望の主たるねらいはフェルドシュタインという同時代的な一研究者の学説の忠実な再現というより、その論文を通して年金の経済分析とは何か、考えていくことである。年金問題をはじめ、日常われわれが接している

多くの経済問題は、その時々の制度や経済・社会状況などさまざまな要素に影響され、何が問題になっているのかなかなかつかみにくい。そうしたなかで重要なことは、複雑な問題の全貌を明らかにすることより、その本質をつかみ出し、その問題に対する共通の分析ツールや言語を生み出すことである。こうした仕事が経済学の本来目指すものであるが、この点、フェルドシュタインの年金研究はまさに、研究の進路を切り開いてきたといえよう。

われわれは以下、フェルドシュタインの研究をその展開に沿って3つに分け、それぞれについて年金のどのような側面が問題とされているのかをみていきたい。3つの分野とは、「年金と資本蓄積」、「最適年金給付」および「不確実性と年金」であるが、第2節では、それぞれがどのような問題を扱っているのかについて述べ、第1のテーマである「年金と資本蓄積」を取り上げる。公的年金が家計貯蓄を阻害し、その結果長期的には賃金が低下し、利子率が引き上げられるという論点を示す。第3節では、「最適年金給付」について取り上げる。ここでの主張もまた大胆なもので、強制加入の賦課方式における最適年金給付はほとんどゼロに近く、人々の貯蓄率がきわめて小さい場合を除き、こうした制度の存在意義はほとんどないという主張がなされる。第4節では、最近の年金研究の中心的な課題である「不確実性と年金」を取り上げる。死亡時期に関して不確実性がある場合の年金給付について、および将来収益が不確実である私的年金の物価スライド(インデクセーション)の是非について考える。

2. 年金と資本蓄積

2.1 年金研究の3つの視点

フェルドシュタインの年金研究のなかでもっとも注目を集め、その後数多くの研究を誘発したものは、“Social Security, Induced Retirement, and Aggregate Capital Accumulation”(1974)であろう。公的年金は家計貯蓄を半減しているというセンセーショナルな主張はこの論文でなされた。その後、公的年金の貯蓄阻害効果、およびそれから派生する資本蓄積へのマイナス効果に関してフェルドシュタインは精力的に発言を行っているが、それと並行して公的年金の社会厚生へのインパクトについても論じている。

公的年金に関するこうした研究を「年金と資本蓄積」と呼ぶことにし、以下では前掲の論文と年金の厚生コストを扱った論文、“The Welfare Cost of Social Security's Impact on Private Saving”(1987)を取り上げ、その概要を紹介する。

年金の経済効果に関する実証ないし実態的な研究に続いて、フェルドシュタインは公的年金のあり方について考察を進めた。「最適年金給付」がここでの課題であり、研究成果は、以下の2つの論文にまとめられている。

“The Optimal Level of Social Security Benefits”(1985)

“Should Social Security Benefits Be Means Tested?”(1987)

ここではまず、賦課方式による公的年金に強制的に加入させられることによって人々が得ることのできる年金の収益率が、多くの場合、同額を資本市場で運用した場合得られる収益率よ

りもかなり下回ることを指摘する。そのうえで、公的年金の存在意義を問う。以下ではこの2つの論文の主要な結論を示し、フェルドシュタインの年金論の政策的な帰結を明らかにする。

年金、とくに公的年金の重要な役割の1つは、人々が歳をとるにつれて生じるさまざまなリスクを社会全体でシェアすることである。この機能を私的年金がどの程度果たすことができるかにわたって、最近議論が活発になされるようになってきている（この議論の概要については、田近栄治（1993）で取り上げた）。フェルドシュタインもこの「不確実性と年金」のテーマを取り上げ、興味深い論点を提供している。ここでは、以下2つの論文を取り上げる。

“Imperfect Annuity Markets, Unintended Bequests, and the Optimal Age Structure of Social Security Benefits”(1990)

“Should Private Pensions Be Indexed?”
(1983)

不確実性と年金といっても、この2つの論文の対象とする不確実性は異なり、第1論文 “Imperfect Annuity Markets…”では、死亡時期が不確実な場合、第2論文 “Should Private Pensions…”では、私的年金の収益率が不確実な場合を考える。第1論文は、老後の所得保険としての公的年金の役割を探ったものであり、年金の最近の経済研究の動向を知るうえでも参考になる。第2論文は、資産選択理論を私的年金の運用に適用し、公的年金と私的年金が同時に存在する場合、公的年金に加えて私的年金も物価変動に対してインデックスさせ、私的年金のリスクを軽減すべきか検討している。

以上フェルドシュタインの年金研究を3つに分類した。すでにこの論文のはじめの部分でも述べたように、フェルドシュタインのもっとも

重要な貢献は、年金というさまざまな要因がからむ老後の所得保障制度をこうした3つの分析視角からとらえ、問題の本質を明らかにし、その後の研究の道を切り開いてきたことである。経済分析や実証研究の緻密さという点では改善の余地もあり、実際そのデータ処理に関して批判がなされたことがあるが、フェルドシュタインの研究の魅力は「研究を開拓すること」にある。われわれもこの論文において、年金研究の道がどのように開けていったかに最大の注意を払いたい。

2.2 年金の貯蓄阻害効果

ここでは、“Social Security, Induced Retirement, and Aggregate Capital Accumulation” (1974)を取り上げ、賦課方式による公的年金が家計貯蓄に及ぼすマイナス効果についてみていくことにする。この論文ではまず、賦課方式による公的年金が家計の貯蓄を減らす可能性があることは、すでにこの論文以前に指摘されていると述べている。たとえば、ミルトン・フィードマンもその『消費関数の理論』(1957)において、「年金は、家計の預金準備の必要性を減らし、その結果貯蓄を減少させる」と主張していた。しかし、どの程度減少させたかについての具体的な指摘はなかった。また、ライフサイクル仮説による貯蓄関数を主張したモディリニア達も、年金の家計貯蓄に及ぼす効果を無視していた。

これに対して当時、年金は家計貯蓄に対してマイナスの効果を持たない、という研究もあったようである。その理由としてあげられたものの1つは、「認識効果」ともいるべきもので、ひとたび年金に強制加入させられると、人々ははじめて老後の貯蓄の重要性を認識するというも

のであった。そのほか、心理学で用いる「目的傾斜(goal gradient)効果」という概念を適用し、貯蓄目的が達成されるにしたがい、人々はもっと貯蓄しようとすると考えられた。

年金と貯蓄に関するこうした状況のなかで、フェルドシュタインの論点はまず、「認識効果」や「目的傾斜効果」という考え方を否定する。何らかの制度への加入にともなって人々の貯蓄態度が変化するというのは、人々の選好(preference)が制度によって決定されることを意味しており、それは選好が与えられたものとして議論を展開する経済分析と相いれないものであるからである。フェルドシュタインは、家計の合理的な貯蓄決定を前提として、年金が貯蓄に及ぼす効果を明らかにすべきことを主張する。この点、フリードマンらの研究では不十分であり、理論・実証の両側面で新たな研究の必要性があると指摘する。

フェルドシュタインのこうした考えは、以下に訳出した論文の冒頭にもっとも鮮明に表現されている。すなわち、「アメリカの大多数の人々にとって、もっとも重要な家計の資産は公的年金の将来給付額である。1971年において、その総額は約2兆ドルであり、年金を除く家計の資産のほぼ60%に達する。しかし、これまでこうした年金の存在とその増大の結果、家計消費がどのような影響を受けるかについて理論面でも、実証面でも、十分な研究がなされてこなかった。」

それではフェルドシュタインが主張する年金と貯蓄に関する経済理論とは何か。それは、つきの2つの要因を通して年金が貯蓄に影響を及ぼすというものである。まず、資産代替効果(asset-substitution effect)がある。これは、人々は老後の消費のために若年期に貯蓄をする

が、強制加入の結果支払わされた年金保険料分だけ自発的な貯蓄を減らすという効果である。そして、年金が賦課方式で運営されていれば、年金保険料はその年の年金給付の原資として使われてしまうので、年金受給者がなんらかの理由で受け取った年金を貯蓄しない限り、経済全体としてみても、貯蓄の減少が生じることになる。

年金と貯蓄をリンクさせる第2の効果は、「退職誘因効果 (inducement-to-retire effect)」である。年金を受給したいが、早期退職をした場合、一定の所得を得ていれば年金は減額される。そこで、早期退職しても老後の消費が減らないように、貯蓄を「増やす」インセンティブが働く。理論的にはこの2つの効果が相殺しあって、年金が貯蓄を増やすか減らすかは分からぬといふのが、フェルドシュタインの主張である。家計が合理的な行動を選択していても、年金が貯蓄へプラスの効果を持つのか、マイナスの効果を持つのかは、先駆的にはわからないといふのである。

そこで、実証研究によりこの問題への答が図られる。ライフサイクル仮説に基づくその検証方法は、驚くべきほどシンプルである。家計の「総消費額」をその可処分所得と年金を除く家計資産、および年金資産額に回帰させる。そして、年金資産額が総消費に及ぼす効果を調べ、もしそれがマイナスであれば、うえの2つの効果のうち「退職誘因効果」が優位に働くと考える。もし、そうでなければ、「資産代替効果」が「退職誘因効果」を圧倒して、年金は貯蓄を減らしていると結論づけられる。

ここで年金資産額という概念がややわかりにくいが、これはある時点で年金に拠出している人々やすでに年金を受け取っている人々が、そ

の時点以降将来受け取るであろう年金額を割り引いて（その時点の）現在価値になおしたものである。1971年の時点で、この資産額は、GNPのほぼ2倍に達している。人々は、将来受け取ることのできるこの資産を前提に現在の消費、貯蓄行動を行うはずであるというのが、ここでの考え方である。

計測は、1929年から71年まで、途中戦間期である41—46年を除いてなされた。年金資産の定義、回帰式の特定化などの面でいろいろな計測が試みられているが、計測の結果はつぎのようなものであった。予想どおり、可処分所得や年金以外の資産は、消費を増大させる効果を持っていた。問題の年金資産は、消費に対してプラスの効果を持ち（したがって、年金は貯蓄にはマイナスの効果を持ち）、「資産代替効果」が「早期退職効果」を圧倒していることがわかった。

では、年金はどの程度貯蓄を減少させたのか。1971年におけるその効果は、つぎのようにして推計された。その年において、年金拠出によって可処分所得は510億ドル減少した。それにともなう貯蓄の減少は、180億ドル。一方、年金資産残高はこの年において2兆ドルであったが、この資産効果による貯蓄の減少は、430億ドルである。合計して610億ドルの貯蓄減である。

この年の家計貯蓄の総額もまた、610億ドルであった。したがって、1971年において貯蓄額と同額が年金によって失われていたことになる。年金制度がなければ、貯蓄額は2倍になっていたことを考えれば、年金は貯蓄を半分にしたことになる。この結果に対してはさまざまな批判がなされたが、この仕事を契機に年金の経済分析が、経済学の1分野にまで引き上げられたといつても過言ではない。

さて、この結果をもとにフェルドシュタイン

は、貯蓄減少の経済効果にふれている。貯蓄の減少によって1人あたりの資本蓄積額が減ることにより、賃金が減少し、利子率が上がる。ごく大まかな推測であるが、もし公的年金がなかったならば、賃金は15%高く、利子率は28%も低かったであろうと論じている。その結果、賦課方式に基づく年金の給付額も減少する。老後の所得を保障することを目的とする年金は、皮肉なことであるが、経済成長を阻害し、保障所得自身をも減少させるという効果を持つことになる。

2.3 年金の厚生効果

年金の貯蓄阻害がもたらす経済効果について、さらに踏み込んだ検討がつぎの論文でなされている。“The Welfare Cost of Social Security’s Impact on Private Saving” (1987)。この論文は、年金への1ドルの拠出に対して「失われる所得」を求めたもので、この額が4倍近くにも達すると主張されている。ここでは、年金の厚生コストがどのように推計されているかにポイントを絞って、この結果を検討する。

ここでもまた、賦課方式による公的年金を考える。そして、単純化のために年金拠出額と同額の家計貯蓄が減少すると仮定する。この場合、社会全体として比較すべき「収益率」は、(1)1ドルを年金に拠出した場合の収益率 γ と、(2)同額を資本市場で運用した場合の収益率 ρ である。もし、 ρ が γ より大きければ、年金への拠出による収益率は、その機会的費用より小さいことになり、その差額分、厚生上のコストが生じることになる。すなわち、その他の投資先に代わって、年金という特別の「資産」に投資した結果失った所得が、年金による厚生コストになる。

ここで年金による収益率とは、若年期の年金拠出に対する年金の利回りを指している。賦課方式の場合、この利回りは、年金の拠出を行う新しい世代の人口と賃金水準が高くなればなるほど、高くなる。すなわち、受給者をより多くの拠出者でさえ、かつ拠出者の賃金が高くなればなるほど、受給者の受け取り額は大きくなる。一方、年金に代わる投資先からの収益率としては、アメリカの非金融法人企業の資本収益率が用いられている。また、実際の計算にあたっては、賦課方式の場合、年金受給の第1世代はその世代が負担すべき受給者がいないので、この世代は便益のみを享受することになる点も考慮されている。

推計結果を表現する場合、この厚生コストの額を示しても、額自体ではその意味することがわかりにくく。そこで、厚生コストを年金拠出額で割った比が求められている。ただし、分母である年金拠出額、 V と、分子である厚生コスト、 N とも、年金制度創設以降のそれぞれの額の現在価値をとっている。推計上のその他の仮定や計算過程を省略するが、ここで定義した比で示される年金の厚生コストは、以下のとおりである。

$$\frac{N}{V} = \frac{\tau\rho}{1 + (1 - \tau)\rho}$$

ここで、 τ は資本収益率 ρ に対して、法人段階と個人段階で課せられる税率である。この式の分子は、貯蓄減少による税収の減収額を示しており、分母は税引き後の資本収益率である。したがって、年金拠出の厚生コストは、貯蓄減少による税収ロスを家計段階の資本収益率で割り戻したものとなる。

さて、この式に基づく推計結果はどうであろうか。フェルドシュタインは、1世代の期間を

30年として、1950年以降30年間の実績値に基づいて各パラメータの値を推計している。まず、年金の収益率は $\gamma = (1.037)^{30} - 1 = 1.97$ 、資本収益率は $\rho = (1.114)^{30} - 1 = 24.5$ と推計されている。したがって、資本収益率と比べて、年金の収益率ははるかに小さい。また、資本収益率にかかる総合税率 τ (法人および家計への課税の合計) は 0.825 と推計されている。これらのパラメータ推計値を上の式に代入することにより、年金の厚生コストは、拠出額 1 ドルあたり 3.83 ドルにも達することがわかる。このように、賦課方式による貯蓄阻害が生じている結果、経済厚生上、年金は社会的にみて膨大な損失を生み出していると主張されている。

3. 最適年金給付

3.1 年金の規範分析

年金の貯蓄への影響とその結果生じる厚生コストの検討に続いて、フェルドシュタインは年金の規範的側面の分析を行っている。ここでの問題設定は以下のようである。

人々はさまざまな生涯消費を行っている。若年期に多くの消費を行う人も、また老年期のために貯蓄に励む人もいよう。政府がどんなに高齢化問題について人々に情報を流しても、老後の生活に苦しむ人が出てくるのは避けられないであろう。こうした時、貧しい高齢者に若年期における貯蓄努力の不足を責めてもどうしようもない。政府としては国民のなかには貯蓄不足のために老後の生活に苦しむ人がでてくるものであると、最初から想定して政策を立てるしかないであろう。国民全体の厚生を考える以上、政府としては、こうした父権的(Paternalistic)な観点にたたがるを得ないであろう。

それでは政府としては、若年期にどれほどの年金への拠出を求めるべきであろうか。これが、年金の規範分析の第 1 の課題である。フェルドシュタインはこの問題に続いて、「年金受給のための資力テスト(Means Test)」についてふれている。なぜ、この問題が生じるのか。

国民のなかには老後の生活に困る人も出てくることは避けられないが、すべてが近視眼的な人生をおくるわけではなく、老後の生活をしっかりと準備している人も多い。問題はこうした人々も強制的に国の年金に入らなければならぬのかである。すでに、第 2 節でみたように(賦課方式による) 年金の収益率が市場における資本収益率よりもかなり低い時、生涯計画をしっかりと立てている人々まで強制的な年金に加入させられることは、個人的にも社会的にも望ましくない。しかし、公的年金は国民すべてが加入してはじめて、老後の所得保障のために必要な原資が確保できる。

そこで、フェルドシュタインは、国民全員に公的年金への加入を求めるとき同時に、老後の生活を自分自身で支える人々には年金の受給を認めないことを提案する。これは一見、生涯消費計画をしっかりと立てている人々には不利のようであるが、必ずしもそうではない。もし、受給額が減れば必要となる年金への拠出額も減り、その分収益率でみて不利な資金に投資しなくてすむからである。

こうした年金を現実の制度にするひとつの方針が、資力テストであり、貯蓄なりその他の資産が一定の額以上あるかないかによって、生涯消費計画を行っているか否か(ということは、年金の受給資格)を判断するのである。そして、この制度は実質的には、生涯消費計画を立てている人々からそうでない人々への所得移転の仕

組みとして機能するのである。

以上、すべての年金拠出者への給付を前提とした一律年金制度の場合の最適な年金拠出と給付がどう決まるのか、および資力テストによる年金は一律制度の場合より社会的にみて望ましいか否か、この2つの問題がフェルドシュタインが提起した問題である。

3.2 一律年金と資力テスト

まず、一律年金制度のものにおける最適な年金拠出と給付についてみていくことにする。個人の人生を若年期と老年期の2つの期に分け、

若年期に稼得所得を得るとする。この個人は、若年期に消費を c_1 、老年期に消費を c_2 行うとする。年金の収益率は第2節同様、 γ で表し、資本収益も ρ で表すことにする。問題の所在を明らかにするために、まず $\gamma = \rho$ と仮定する。

さて、以上の仮定のもとに、若年期の所得からどれだけの年金拠出を求めるべきかが、問題である。若年期の所得に対するこの拠出の割合を、 θ とすれば、最適な θ を求めるのがここでの課題である。

図1に個人と政府の消費選択を示す。横軸に若年期の消費 c_1 、縦軸に老年期の消費 c_2 をと

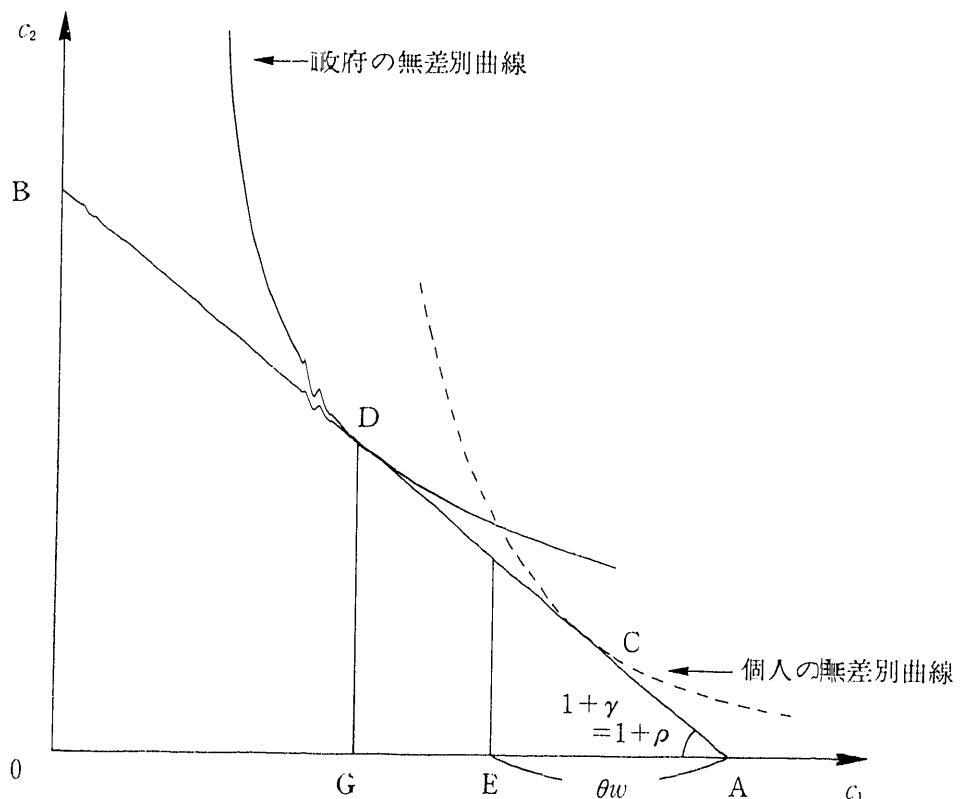


図1 最適年金供給(1)
年金の収益率 (γ) = 資本収益率 (ρ) のケース

第1期の所得を0Aとすると、予算線はABとなる。ここで、個人は点Cを選好する。一方、政府は点Dを選好する。(父権的)政府にとって、点Cにおける貯蓄は不十分である。そこで、政府は点Dを達成すべく、AGの年金拠出金を課し、DGの給付を行う。

つてある。若年期の稼得所得は、図中点 A で示されている。もし、この個人が老後の消費のための貯蓄を資本市場で運用すれば、その予算は AB となる。政府が、年金の拠出を課し、 θw だけの拠出がなされたとする。その場合、図中の AE に相当する額が拠出され、それによる給付は FE となる。しかし、ここでは $\gamma = \rho$ を仮定しているので、年金のある場合の予算制約は、ない場合の制約と同一になっている。

以上の制約のもとに、個人は点 C を選択するとする。それに対して、政府は老年期により大

きな消費が必要であるとし、点 D が望ましいと考える。個人にとって最適な選択点である点 C は、政府にとって予算線 AB 上で最適ではない。これが、父権的な政府の判断であり、この場合図で示した AG の年金拠出が最適になる。それにともなう給付額は、DG となる。

これからわかるように、年金の収益率と資本収益率に違いがない場合には、個人の貯蓄が社会的にみて不足している限り、強制的な年金が正当化される。ところが、賦課方式の年金の問題の 1 つは、すでに第 2 節でみたように年金の

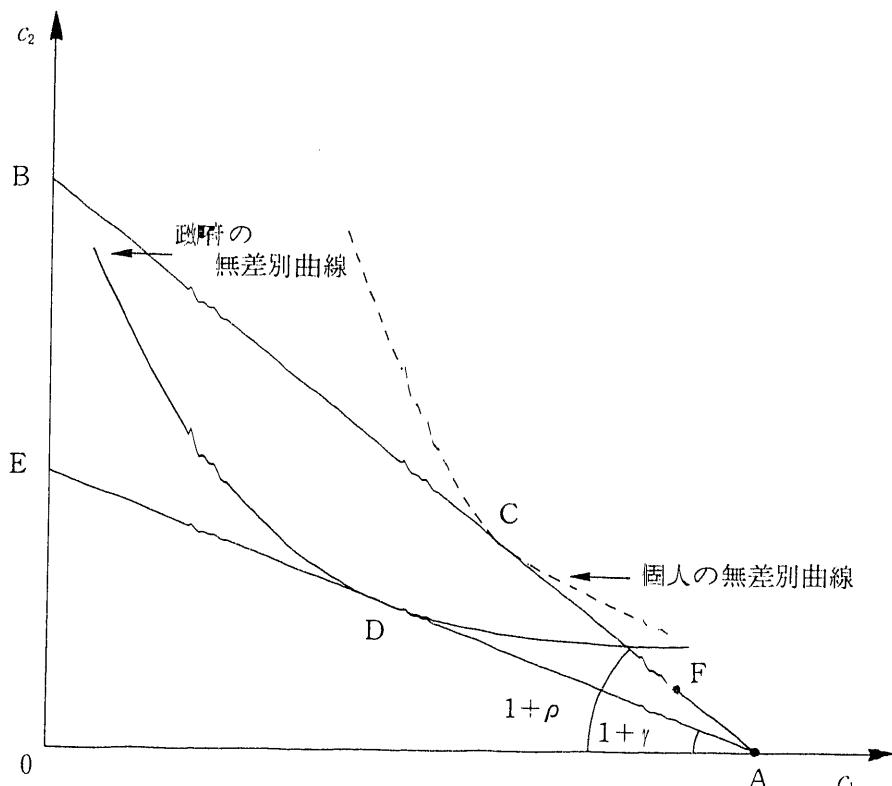


図 2 最適年金供給(2)
年金の収益率 (γ) < 資本収益率 (ρ) のケース

この場合、第 1 期の所得を資本市場で運用した場合の予算線は、AB であり、年金で運用した場合は、AE である。この時、図のように個人の選好点 C が、政府の選好点 D より十分「上方」にある場合、社会的にみて年金制度を導入する必要性は生じない。年金制度が必要とされるのは、家計の貯蓄性向がきわめて小さく、図中点 F のように点 D を通る政府の無差別曲線よりさらに下の点を選好する場合である。

収益率が資本市場の収益率よりもはるかに小さいことである、すなわち $\gamma < \rho$ である。この場合、社会的にみて貯蓄に不足が生じているからといって、年金制度が必ずしも必要になるわけではない。この点を、図2にしたがって、みていくことにする。

図の点Aは、図1と同じく若年期の所得を示している。貯蓄が資本市場で運用された場合の予算繩は、この場合ABで示されている。ところが、政府が強制的に年金の拠出を求めた場合、年金の収益率が資本収益率よりも低いため予算線は、AEとなる。個人は、年金がなければ、点Cを選択するとする。一方、政府は年金制度を前提にすれば、点Dが最適であると考える。政府はここでも、個人の貯蓄が不足していると考えているのである。

しかし、図1の場合と大きく異なるのは、点Cが点Dよりも「上方」にあることである。図では、点Cの若年期の消費も、老年期の消費もD点よりも大きい。これは、まさに年金の収益率が資本収益率よりも低いいためであるが、こうした場合には、年金という低利回りの資産の保有を個人に強制することは、社会的にみても合理的でない。フェルドシュタインは、第2節でみたように、 γ と ρ には2倍もの格差があることに言及し、ここで結論はきわめて現実的であると結論づけている。

これが、年金の最適給付に関するフェルドシュタインの第1の論点である。フェルドシュタインは、この論点をさらに進めて、資力テストによる年金給付が一律年金より望ましくなることを主張している。図2に明らかなように、年金が正当化されるのは個人がほとんど貯蓄しない場合である（図2の点Cよりさらに右下で消費し、点Dを通る政府の無差別曲線より下の

点、たとえば点F、を選択するケース）。社会的には、こうした個人に対してのみ年金を適用すればよい。

そこで、拠出は若年者全員が行うが、給付は貯蓄性向のきわめて低い人のみに認めるという（「資力テストによる年金」）制度を考える。この節の最初に述べたように、これでは給付を受けない人は、損をしてしまうようであるが、給付が限定されることによる負担の削減もある。つまり、あえて貯蓄を利回りの悪い資産で運用する負担がなくなる。この「給付のカット」と「負担の軽減」との2つの得失を比較すると、給付をカットされても一律に年金に加入するより、資力テストによる年金の方が現実的には望ましいと考えられる。換言すれば、それほど賦課方式による年金収益率が、資本収益率と比べて低いのである。

4. 不確実性と年金

4.1 不確実性のもとにおける年金給付

貯蓄と年金、および年金の最適給付について、不確実性のもとにおける年金の役割を取り上げる。まずここでは、“Imperfect Annuity Markets, Unintended Bequests, and the Optimal Age Structure of Social Security Benefits” をもとに、不確実性下の年金給付についてふれ、つぎに “Should Private Pensions Be Indexed?” によって私的年金の物価スライド（インデクセーション）の是非についてみていくことにする。

個人の生涯には、さまざまな不確実性がある。なかでも、老後どれほど生きるかという不確実性ほど人々を悩ませているものはない。もちろん、歳をとるにつれて病気になりやすくなるな

ど、現実には不確実性はさらに複雑であるが、ここでは寿命に不確実性がある場合の年金の役割を概える。

今仮に、人々は若年期に働き、2つの期間からなる退職期を過ごすとする。それらを退職前期および後期とよぶ。退職前期までは確実に生きているが、後期まで生きられるか否かは不確実で、生きる確率は p であるとする。今までには、「所得保障」の面から年金を考えてきたが、「保険」としての機能がここで大切になってくる。しかし、年金がなければ人々は退職後期の消費全額を見越して貯蓄をしておかなければならぬからである。

しかし、保険があつたらどうであろうか。かりに生存確率 p が 0.5 であり、2人に1人までが退職後期まで生存すると仮定する。保険は公正（アリア）であり、支払われた保険料の総額は、支給される給付の総額（正確にはその期待値）と等しいとする。この時、退職後期の消費として、1,000万円が必要であるとする。もし、保険がなければこの全額を準備しなければならないが、保険があれば2人で1人の消費を負担することになるので、準備しなければならない額は500万円となる。これが保険の役割で、寿命の不確実性を保険の加入員全体でシェアすることにより、そうでないときと比べてより少ない負担で老後の消費に備えることができる。

しかし、現実にはこうした公正な保険がいつもあるわけではなく、保険会社が独占的な利潤をあけていたり、保険に加入している人の生存確率が平均よりも非常に高ければ、保険料は上がりてしまう。上の例を続ければ、1,000万円の保障に対して、500万円の払込では不足してしまうのである。そこで、私的保険によって年金制度を運営していくことには、困難が生じる可

能性がある（保険数理的にみた私的年金の問題については、川近栄治（1993）で検討している）。

そこでフェルドシュタインは、公正な年金の存在を排除して、賦課方式の年金の保険機能を調べている。具体的には、2つの老後の期間の所得保障をどのように行つたらよいのかを検討している。もし、公正な年金が存在していれば、（将来消費を適当に割引いたうえで）老後の2つの期間を通じて等しい消費を保障することになるが、賦課方式のもとでは、それは実現できない。とすれば、退職前期と後期の消費はどのように保障されるのであろうか。

結論からいえば、ここでもまた年金の収益率と資本収益率の格差がキーとなっている。退職した時にその後の全期間分の年金を給付してしまう場合の年金収益率は、これまでの記号を使えば γ である。これに対して、資本市場での収益率は ρ であるが、ここでは退職後期の生存確率は p であるので、資本市場での期待収益率は $p\rho$ である。したがって、 $1 + \gamma < p(1 + \rho)$ であれば、年金を全額退職前期で受け取った方がベターである。

そして、再三言及しているように ρ は γ よりもはるかに大きいので、 ρ に生存確率 p をかけてもその大小は、変わらないと考えられる。つまり、年金は不確実性の生じる退職後期ではなく、生存を仮定した退職前期にすべて給付した方が望ましいということになる。これもまた、フェルドシュタインらしい意外性のある結論であるが、その根拠はこれまでの議論と同様に公的年金の収益率の低さにある。

ここまででは、遺産について述べてこなかったが、退職後期には罔らずも遺産を残す可能性がある。遺産はつきの世代が受け取るわけであるから、この点をも考慮する必要性があるという

のがフェルドシュタインの論点である。紙幅の制約上、議論の展開は省略するが、結論的には、この場合は退職前期に年金を全額給付した方がよいという結論がさらに強化される。したがって、政府としては不確実性の生じる時期に手厚い給付を行わなくとも、年金の使い方は個人にまかせればよいということになる。

4.2 私的年金のインデクセーション

わが国をはじめ多くの国の公的年金の給付には、物価スライド（インデクセーション）がなされていて、受け取った年金の実質価値の低下を防いでいる。ところが、企業年金や個人年金などの私的な年金には物価スライドの措置が施されていない。給付額の実質価値を維持しようとしたら、私的年金にも物価スライドを適用すべきであろうか。

この問題に対して、フェルドシュタインは企業金融などで使う資産選択の理論を応用して答えていている。資産所得課税の研究成果を年金に適用したわけである。議論は、ややテクニカルになるので、ここでは中心となる論点にだけふれることにする。

まず、資本市場には2つの資産があるとする。1つは、安全資産であり、その実質収益率は一定である。しかし、収益率の水準はきわめて低い（簡単化のためにゼロとする）。第2の資産は、収益に変動性があり危険資産とみなされるが、期待収益率はかなり高い。それに対して、公的年金の収益率は実質価値でみて一定であり、その値は資本市場の安全資産の収益率よりも高いとする。これまで、資本市場の収益としてきたのは、資本市場の平均的な収益率であり、安全資産だけを取り出せば、資本市場の安全資産の収益率は、政府がリスクを負う年金の収益率よ

りも低いと考えてもよいであろう。

公的年金は強制加入を義務づけられているので、家計の資産選択にあたりその資産の一定割合は年金に「投資」される。家計としては、保有を義務づけられた公的年金資産とその他資産の組み合わせを考えることになる。この場合、私的年金は安全資産と危険資産のどちらに投資したほうが望ましいのであろうか。

収益のリスクを減らすのが唯一の目的ならば、私的年金も安全資産に投下したほうがよい。しかし、より高い期待収益もえたい。この2律背反的な状況のなかで、一定程度の資産を危険資産に投資したほうが望ましいというのが、資産選択の理論であり、そのための最適投資方法も示されている。したがって、ここでの答えもまた、私的年金で一定程度の危険資産の購入を行うことになるが、フェルドシュタインはもう一步検討を進めている。

もし、公的年金も自由に購入できるのなら、家計としては安全資産として劣る資本市場の安全資産を購入する必要は一切ない。そして、安全資産である公的年金と危険資産を組み合わせるのが、最適である。しかし、家計は一定額の公的年金の「購入」を義務づけられている。その結果、全資産を安全資産に運用した場合、公的年金より収益率の低い資本市場における安全資産を購入せざるをえず、安全資産の収益率は低下する。そのため、家計資産全体の期待収益率を上げるためにには、公的年金を自由に買える場合より、全資産の「より多くの」割合を危険資産の購入にむける必要性が生じる。資本市場の安全資産の収益率がゼロのような場合には、私的年金資産はすべて、危険資産で運用することも有り得るというのが、フェルドシュタインの主張である。したがって、私的年金のインデ

クセーションは不要であるということになる。

5. むすび

政府が市場に介入するには、十分な理由が必要である。また、介入が必要であるとしても、人々の経済行動を歪め、その結果人々の厚生を引き下げる事のできるだけないような政策や制度を考えなければならない。

この点、賦課方式による公的年金制度にはあまりにも多くの問題があるというが、フェルドシュタインの一貫した論点である。第2節でみたように、年金が貯蓄に与える負の効果が第1の問題であった。第2に、賦課方式による年金の収益率は、人口成長率と実質賃金の上昇率に依存しており、一般に資本収益率よりもはるかに低い。その結果、たんに年金によって資本蓄積が阻害されるだけでなく、資産が非効率的に利用されることになる。

この2つの視点から、年金が長期的に賃金を引き下げる効果や、経済厚生に与える損失がきわめて大きいことが、指摘された。また、年金の収益率が機会的な収益率よりもあまりにも低いため、賦課方式による年金を正当化できないという大胆な結論が導かれている。賦課方式を維持する場合には、その改善策として「資力テスト」の導入が示唆されている。この場合、生涯計画を立て貯蓄を行っている人々は、年金の拠出を行うが、給付を受けないことになる。それでも、一律の年金より、資力テストによる年金の方が望ましいというのは、賦課方式による年金の厚生コストがきわめて大きいということである。

不確実性のもとにおける年金給付も、以上の問題を避けて通ることはできない。不確実性が

増大する退職後期に年金を手厚く給付したほうが、一見望ましいようであるが、年金の収益率があまりにも低いならば、年金の一括支給の方がベターとなる。公的年金とは論点をやや異にするが、不確実性と年金の観点から私的年金のインデクセーションについてもふれた。ここでも結論は、資金運用は市場にまかせ、年金だからといってあえてインデクセーションする必要はないというものであった。

以上、年金研究を通じてフェルドシュタインの業績を検討した。研究結果の重要性もさることながら、ここまで検討を進め強く感じることは、年金を経済分析の対象にし、経済学の重要な分野にまで引き上げたフェルドシュタインの洞察力である。すぐれた経済学者は、問題を解くだけでなく、問題を作る研究者であるという実感を今さらながら強く述べられた。

補注

フェルドシュタインの諸論文を検討する過程で、一橋大学大学院経済研究科の林文子氏の協力を得た。謝意を表したい。

参考文献

- Auerbach, A. and M. Feldstein., eds., *Handbook of Public Economics*, 1985, North-Holland.
Feldstein, Martin,
“Social Security, Induced Retirement, and Aggregate Capital Accumulation,” 1974, *Journal of Political Economy*, 82 : 905-926.
“Seven Principles of Social Insurance,” 1976, November-December, *Challenge*, 6 -11.
Capital Taxation, 1983, Harvard University Press.
“Should Private Pensions Be Indexed?,” 1983, in Bodie Zvi and John B. Shoven eds., *Financial Aspects of the United States*

- Pension Systems*, 211-230, Usiversity of Chicago Press.
- “The Optimal Level of Social Security Benefits,” 1985, *Quarterly Journal of Economics*, 100 (2): 303-320.
- “Should Social Security Benefits Be Means Tested?,” 1987, *Journal of Political Economy*, 95 (3): 468-484.
- “The Welfare Cost of Social Security’s Impact on Private Saving,” 1987, in Boskin M. ed., *Modern Development in Public Finance: Essays in Honor of Arnold Harberger*, 1-13, Basil Black-

well.

“Imperfect Annuity Markets, Unintended Bequests, and the Optimal Age Structure of Social Security Benefits,” 1990, *Journal of Public Economics*, 41: 31-43.

Friedman, Milton, *A Theory of Consumption Functions*, 1957, Princeton University Press.

田近栄治,「高齢化社会における社会保障—高齢者の所得保障を中心として」, 1993,『社会保障研究』, 29, 1: 14-23.
(たちか・えいじ 一橋大学教授)

アンソニー・アトキンソン

(Anthony Barnes Atkinson, 1944~)

——理性的急進主義者の社会保障論——

地主重美

I 略歴

イギリスの社会政策学者マーシャル (T.H. Marshall)は、社会政策の主要目標を大別して、第1が貧困の解消、第2が福祉の極大化、第3が平等化の追求にあると述べている。アトキンソンは、公共経済学的手法でこのような目標にてらして、イギリス社会政策の中核をなす社会保障政策を徹底的に分析した、数少ない近代経済学者といってよいであろう。彼の業績は、社会保障の理論的実証的研究にとどまらず、租税論等の財政学の領域にもまたがっており、その方面における理論的貢献も高く評価されている。また彼は理論と実証と政策の調和のとれた研究を一貫して展開する、という点でも当代一流の若手経済学者といってても過言ではない。

1944年9月4日、イギリスに生まれ、クランブルック・ハイスクールを経てケンブリッジ大学チャーチル・カレッジに進み、社会問題、とくに貧困問題に強い関心を示した。1967~71年には同大学セントジョンズ・カレッジのフェローとして研究を進め、その成果が処女作〔1〕として結実した。わずか25歳のときの野心的な業績である。その後の経歴は、

1967~71年 ケンブリッジ大学セントジョンズ・

カレッジのフェロー

1971~76年 エセックス大学経済学部教授

1976~80年 ロンドン大学教授

1980年~ ロンドン・スクール・オブ
エコノミックス教授

さらに学会等での活動も活発であり、

1986年 国際計量経済学会会長

1989年 ヨーロッパ経済学連合評議員

1978~79年 王立所得・資産分布委員会委員

これだけをみても、彼が現在イギリスの代表的な経済学者であり、その若さから今後の活躍を期待されていることがわかる。

II 貧困とその測定

アトキンソンの貧困問題への強い関心は、処女作〔1〕以来、彼の研究活動の主底音になっている。低所得者に対する所得保障政策（現在の Income Support）の充実にもかかわらず、依然として受給申請率が改善されず、多くの貧困者が豊かな社会に存在しているという事実の解明に第一義的な重要性をおいている。彼の貧困研究は次の3点にしほられる。第1は貧困の定義である。豊かな現代社会における貧困とは何か、ということである。彼によると、生理的生存水準以下のいわゆる貧窮 (destitution) は豊か

な社会においてその重要性を失っているが、一般生活水準を大幅に下回りそれゆえに正常な社会活動に参加できない疎外（deprivation）こそが現代社会の貧困であると考える。見苦しくない生活水準を維持できない状態ということである。

この規定は今日ではきわめて一般的でとくにアトキンソンの独自性を示しているわけではない。

第2は、このように規定したうえで、貧困の程度をどう測定するかという問題である。貧困尺度には、全国民に占める貧困線以下の低所得者数の割合を示す頭かず尺度があり、最も素朴な測定法として広く利用されている。しかしこれでは極貧層が厚い分布をなす場合の貧困度と、貧困線に近い層が厚い分布をなす場合の貧困度が同等になり、区別できないという欠点がある。これに代わるものとして開発されたのが貧困ギャップである。これは貧困線と現実所得の差を総所得で割った比率である。極貧層の厚い分布では貧困ギャップは大きく、貧困線に近い層が厚い分布をなしている場合には頭かず尺度が前者に等しくとも貧困ギャップは小さい。つまり貧困ギャップは貧困の深さを示すことができる。しかし、貧困ギャップは、ギャップの大きさによって貧困の深さを示すことはできても、深刻さの度合を示すことはできない。これは貧困ギャップに同等のウェイトづけがなされ、ギャップが大きければ大きいほど深刻さの度合が加速度的に増大するということが、この尺度では表現できないからである。このように貧困の深刻さを内包する尺度を求めるというのは、実は貧困への社会的価値判断を導入することに外ならない。アトキンソンは、これに対してもより厳密な理論定式をあてはめ、適

用範囲の広い貧困尺度を提示した。簡単にいえば、危険回避度は所得の増大につれて遞減するという不確実性理論の考え方をヒントにして、貧困の深刻さは所得の遞減関数であるという仮説を立て、さらに、低所得層の所得分布の不平等度を考慮した貧困ギャップのランクづけを示す係数をこれに結合するというものである。新しい貧困尺度は、貧困と不平等度がともに含まれるという点でより一般的な定式になるのである。貧困は増大したか？ という設問に答える形式でこの点を明快に示したのが、1985年の第5回計量経済学会世界大会で発表された小論である。

貧困研究の第3は貧困政策とその評価である。これは、さらに現在の社会保障政策の再吟味へつながっていく。

III 社会不平等研究とアトキンソン尺度

経済学者 J. E. ミードは、『理性的急進主義者の経済政策』（渡部経彦訳、岩波書店）のなかで、「理性的急進主義者がとくに嫌うのは、個人の独立をおびやかすような力の集中とか、階級差別を定着させるであろう所得や富の強い集中をもたらすような諸政策である。」と述べている。アトキンソンは、ケンブリッジ大学時代にミードの指導を受け、強い影響を受けたが、とくに社会的不平等の解明に彼の関心をふりむけた原因の1つは、ミードとの接触にあったと思われる。アトキンソン自身が理性的急進主義者であったといってもよいであろう。不平等への関心は彼を貧困の研究に導いたが、さらに、所得分布の不平等をいかに測定するかという経済学における長い論争に彼を引き込み、不平等度

について、現在ではアトキンソン尺度といわれるユニークな概念を創出させた。これは不平等度を単なる統計的に導き出された尺度というものから、社会的厚生という視点に立った不平等の経済理論へと発展させ、その規範的性格を明示的に表わす画期的な尺度として、いまでは学界の共有財産になっている。不平等度を視角的に示すものとして一般によく用いられているのはローレンツ曲線であり、これを数値的に示したのがジニ係数である。しかし、これは、分布関数が準凹性をもつこと、相異なる分布集団のローレンツ曲線が相互に交差しないことの2つを前提として含んでいる。この点はとくに異なる分布状態AとBを比較するときに問題になる。すなわちAとBのローレンツ曲線が交差する場合に、2つの分布の不平等度を果たして比較できるか、ということである。たとえば分布Aは、低所得分位層の範囲ではかなり平等に分布しているが、高分布層の範囲ではかなり不平等の分布を示しているのに対し、分布Bは、これと全く逆であったとしよう。このとき、AとBのジニ係数が同じであったとしても、これだけからいざれの分布の不平等度が大きいかを判定するのは難しい。これは、分配の不平等度には社会的価値判断が入り、価値評価をぬきにすることができないからである。アトキンソンは不確実性理論における危険回避度という概念と類似の考え方を踏襲し、不平等への社会的価値判断、すなわち不平等回避の判断を明示的に導入する。すなわちアトキンソンは不平等度を次のように定式化する。

$$I = 1 - \left[\sum_{i=1}^n \left(\frac{Y_i}{\bar{Y}} \right)^{1-\epsilon} f_i \right]^{\frac{1}{1-\epsilon}}$$

ここで

I ：不平等度

Y_i ：第*i*所得分位に属する人員の所得

($i = 1 \sim n$)

f_i ：第*i*所得分位に属する人員数の総人員数に含める割合

\bar{Y} ：平均所得

ϵ ：不平等回避の程度 ($\epsilon > 0$)

ここでは、現在の所得の分布のもとで得られる社会的厚生水準と同じレベルのものを完全平等分配のもとで実現させたら、1人当たり所得はいくらになるかを考え、このような所得を均等分配等価所得 (y_e) と定義する。このとき、

$$A = 1 - \frac{y_e}{\bar{Y}}$$

は不平等の程度を表わしていると解釈することができるであろう。 y_e の値が小さければ小さいほど不平等度 A は大きくなるからである。これが理論的にひき出されるアトキンソン尺度である。これを実証分析に便利なように特定化したのがさきの I である。パラメータ ϵ は不平等回避の程度を表わしているから、この値が大きいほど低所得の相対的位置を不平等の判断において、より重要視するとの意味が含まれている。この点を簡単な実験例で示してみよう。いま富者から1,000万円を徴収してこのうち $x\%$ を貧者に移転するとしよう。残りはこの再分配政策に伴なう政策遂行上のロス、すなわち漏れである。もし ϵ が大きければ大きいほど不平等回避志向が強いから、漏れの大きい再分配政策でも受けいれるようになり、 x の値がより小さくなつてもこれを甘受する。それ故、アトキンソン尺度は不平等の尺度であると同時に、再分配の社会的便益を示している、ということもできるであろう。

IV アトキンソンの所得保障体系

アトキンソンの構想している所得保障体系は、基本的に3つの部門から構成されている。第1は基礎保障所得であり、第2は社会保険であり、第3は公的扶助である。これに医療サービス、社会福祉ならびに住宅を含めたものが社会保障体系の全容であるが、後の2つについてアトキンソンは体系的な分析をしていない。彼が社会保障というときにはイギリスの慣例に従い所得保障を意味している。

第1の基礎保障所得は所得や資産等の資力調査なしに、たんに年齢、長期的障害の有無、住宅所有のタイプ等、少数のカテゴリーを基準にして保障所得を給付しようという制度である。

これには就業形態や就業の有無にかかわりなく一定の給付を行う方式をとる。この場合、税控除の廃止を同時にを行うことから、しばしば税控除の現金化といわれることもある。この点は、児童手当制の導入とともに、それまであった児童への社会保障給付や、扶養児童への所得控除を廃止しているのによく似ている。それゆえ、基礎保障所得以外のすべての所得が課税の対象になる。この基礎保障所得は、1943年にイギリスのリス・ウィリアムズ夫人が提唱した社会配当制 Social Dividend に類似した提案であり、資力調査のある公的扶助制度に付帯する烙印の問題を抜本的に解消しようという、いわゆる理性的急進主義の思想を受けついだものといってよい。

第2は社会保険である。サッチャーポー政権成立直前には、これが所得保障給付費総額の約65%にも達していた。ベヴァリジ卿は、社会保障における資力調査への強い嫌悪感を回避するため

に、公的扶助への依存度を低下させることこそがベヴァリジ計画の最も重要な目標の1つであるとして、社会保険の拡充を計画の基本にされていた。このことからも明らかのように社会保険は拠出に伴なう給付の保障という点で公的扶助とは根本的にその性格を異にしている。また社会保険は、資力調査がないという点で基礎保障所得制と類似しているが、次の2点において両者の間には根本的な相違点がある。まず第1に社会保険給付は通常、就業形態に関連しており、失業、障害、老齢などの原因で発生する喪失所得の全部または一部を置換することを目的としている。第2に給付は拠出を前提として行われ、支払われる保険料と多かれ少なかれリンクしているということである。イギリスでも、他の先進諸国と同じように社会保険をめぐって相反する2つの主張がなされていた。第1は保険という点にアクセントをおき、保険性という点では社会保険も民間保険と同じであり、運営主体が国か民間かの違いにすぎないという主張である。これに対して第2は、社会保険というのもたんなる神話にすぎず、実際のところは基礎保障所得制度や所得調査による公的扶助制度と基本的な違いはない、という主張である。ここでは第1の意見に限定して、アトキンソンの見解にふれてみよう。ベヴァリジは『社会保険ならびに関連制度』(ベヴァリジ報告とよばれている社会保障の古典、1942年) のなかで次のように述べている。

「保険料をリスクに対応させ調整させることは任意保険においては不可欠であるが、国の公権力によって国民を強制加入させる社会保険ではこれは不可欠なことではない。」

任意保険では保険料の積み立てが必要であるが……、継続する各世代の国民を強制加入

きせる公権力をもち、かつ独占的な課税権をもっている国が運営する保険ではあえて積み立てをしていく必要はない。」

ここに述べられているベヴァリジの主張こそは、社会保険の本質をものごとについた卓識であるとして、アトキンソンはこれを高く評価する。引用文の前半は保険料の保険数理的公正さに関するものであり、後半は財政方式としての積立方式にかかわるものである。ベヴァリジによれば、社会保険は第1に、加入者ごとに保険数理的に公正な給付を必ずしも必要としないこと、また第2に、積立方式をとらなければならない理由のないことを明言している。第2の財政方式については後述することにして、ここでは第1点を中心にアトキンソンの主張にふれてみよう。社会保険が私保険的な意味で、被保険者個人ごとの保険数理的な拠出と給付の等値性をもたないということには次の2つの意味が含まれている。第1は、社会保険では、拠出と給付の間に厳格な等値制が存在しないということであり、これは所得階層間、年齢階層間、男性・女性間に事前の再分配が行われているからである。第2は保険契約の内容が、社会保険ではやや弾力的になっていることである。私保険契約では保険リスクとリスク発生時の保険金が厳格に特定化され、保険に加入している限りその内容が変更されることはない。ところが社会保険では、状況の変化や社会的選択の変化によって社会的ニーズが変化すれば、給付内容の改廃や増減を容易に行うことができるような仕組みになっている。これはニーズの変化から生ずる、将来への不確実性を縮小することに社会保障政策の目標があり、社会保険はその役割の一翼を担っているからである。ここに厳格な契約よりも暖かい連帶を重視する社会保険の特性

が最もよく表わされている。

第3は所得調査のある公的扶助である。これは、社会保険と異なり、現在所得が貧困線以下の低所得であることが受給要件になっている。これにより受給後の所得水準は、ある一定額の最低保障給付と稼得所得への高率課税後の税引所得との合計額にひとしい。それゆえ、政府は定額の基礎的給付の水準と、稼得所得への税率を政策変数として、公正かつ効率的に扶助者の所得水準を決定することができる。しかし受給者からみると、公的扶助は別個の行政機関で扱われ、資力調査をうけることから、威信を傷つけられるなどの理由で受給資格があるにもかかわらず、申請をしない者が少なくない。イギリスでは低い申請率が相当長期にわたって続いている。これは一般所得水準が上昇して低所得者数が減少したことにもよるが、それに加えてかなりの部分は、ステigmaの伴なう扶助への反発から、受給資格があるにもかかわらず受給申請しないという制度の欠陥を反映したものであると、アトキンソンは主張している。このような所得調査のある公的扶助の在り方は、イギリス社会保障の今後を占ううえでも注目すべき論点になる。

V サッチャリズムと社会保障

アトキンソンは、社会保障の発展過程を3段階に分けている。第1段階はいわば慈惠主義の時代である。公的扶助を中核にして私的慈善や援助が大きな役割を担っていた時代である。第2は社会保険の段階である。ベヴァリジ計画によって高揚した、社会保障の急成長する時代がこれにあたる。第3は生活の質の向上とアトキンソンが呼んでいる段階である。それは、国民

皆保険が達成し生活にまつわる現在ならびに将来への不安が低下し、不確実性の縮小した段階であり、社会保険の段階に続く社会保障成熟化へのステップと考えられていた。ところがイギリスの歴史は1970年代の末から80年代にかけて、サッチャリズムが吹き荒れて、予想されていた歴史の潮流とは違った方向に押し流された。一口でいえば“民活化の嵐”であった。社会保障もその例外ではなかった。この流れを最もよく表わしているのは第1に基礎保障所得の構成比の低下であり、第2に所得調査のついた選別主義的給付の増大であり、そして第3には社会保険から私保険への部分的な移行の兆候である。アトキンソンはこのような潮流の変化を重大な政策の変容と捉え、その内在的批判を通して彼自身の社会保障像を明らかにしようとしている。

まず社会保険を代替するような私保険の導入がイギリスでも部分的に進められていることである。私保険の長所としてあげられているのは、第1に社会保険と比べて効率的に組織され管理運営費が低いこと、すなわち資源配分の点で私保険は社会保険を凌いでいるということである。第2に私保険は、多様化した消費者の選択に柔軟に対応できるということである。第1の点はとりたてていうまでもない。しかしながら社会保険にも、規模の利益という私保険ではほとんどみられない大きな長所がある。社会保険の大規模化は、強制保険によってもたらされたものであり、その強制化は私保険にみられるような逆選択の発生をおさえるためにとられたものである。

それゆえ社会保険における規模の利益は、逆選択の発生を排除し、バッジリスクをもつものもグッドリスクをもつものも、ともに生活安定

化のために社会保険に強制加入させるという政策から生まれたものであり、その意味では一種の再分配政策である。民間企業がコスト最小化という効率的な資源配分のために大規模化にふみきるのとは全くその性格を異にする。

また私保険が人びとの多様な選択に対応できるという第2の点は、自由選択のメリットとして喧伝されている。加入・脱退の自由はもとより、リスクの種類に応じた多様な選択のメニューが用意され、それぞれに応じた保険商品が市場において販売されている。もし保険について完全市場があり完全情報が存在しているならば、パレート最適が実現される。ところが、保険においては完全情報が存在せず、またより確かな情報を入手するための情報コストも市場競争によるパレート最適化の実現にとって大きな制約条件になる。さらに情報の不完全性に関するもう1つの問題は、リスクと不確実性の区別が明確ではなく、きわめて曖昧に扱われていることである。ところがこの区別は私保険と社会保険の適用領域を規定する場合に、きわめて重大な意味をもつ。リスクとは事故の発生が確率的に分布をしているような場合である。これに対して不確実性とは、予見できない将来の事故発生が確率分布していない場合であり、たとえば1973年の第1次オイルショックとその後の物価の急騰、1990年初頭のバブルとその崩壊、拡大家族の崩壊等がここでいう不確実性の例である。私保険の対象になるのは前者のリスクであるが、後者の不確実性はその対象にはならない。これに対して社会保険は、私保険では扱うことのできないような将来の不確実な事故に対してその有効性を發揮する。社会保険が主として扱うのはこの不確実性であり、リスクを対象にする場合には私保険とは異なる根拠にもとづいて

いる。それは逆選択を排除するという再分配的な根拠からである。情報の非対称性のため危険分散均衡が保険市場において成立しにくいことは理論的にも明らかであり、このため逆選択が発生する。これを排除することを目的の1つにしている強制加入の社会保険は、強制化によって再分配機能を發揮できるからである。

社会保険における適用除外の範囲を雇用者から個人へと拡大しているイギリスにおいて、社会保険がはたして不確実性に十分に対応できるかどうか、また逆選択を排除し再分配機能を強化していくことができるかどうかが大きな争点になっている。

アトキンソンはこのような動きに対してきわめて懐疑的であり、むしろ積極的批判派とみられているのはその論調からも明らかである。

アトキンソンの批判は失業保険に対する政府の政策にも向けられている。経済成長の停滞による高い失業率と失業期間の長期化は、欧米先進国に共通の問題になっている。なかでもイギリスではこの苦悩が深くきびしい。ところがサッチャー政権の登場とともに民活化のプログラムが次々に提案され実現されていったが、イギリス福祉政策の骨格をなしていた社会保険も総点検のリストにのせられた。失業保険がその1つである。長期にわたる高率の失業によって失業保険財政が悪化するのは当然のことであるが、保守政権は、失業保険があるために労働意欲が低下し、失業期間が長くなり失業保険財政の悪化を招いていると診断し、これを裏づけるための大きな調査を行った。これによると失業保険給付と失業期間の間には強い相関性があるとし、給付条件の全面改訂にのりだした。アトキンソンによるとこの統計分析は、その方法においても、また結果の解釈においてもきわめて

不完全なものであり、むしろ両者の間に有為な相関関係はないという。この場合、失業者の職探しが長びく理由として適職の有無が大きな要因になる。政府の調査担当者は、失業者側の再就職意欲の欠如に原因があるとしているのに対し、批判者側は第1に適職の不足に原因があり、第2に働く意志のない者と働く能力のないものを区別できない政府側の調査能力不足にも原因があるとしている。

失業保険の財政悪化を是正するために、一方では給付条件を厳格にすると同時に、他方では失業保険に代わる所得調査付きの失業扶助が政府の一部で取り上げられたことがある。しかしこのような選別主義への転換は、社会保険のメリットを無視した時代錯誤の主張であると断定してアトキンソンはきびしく批判する。アトキンソンによれば失業保険には次のような長所がある。第1に、ミーンズテストがないため受給申請率が低下して給付が失業者の手にわたらぬい、ということがない、第2に失業保険は個人単位であり、家族の資力とは関係なく給付される、第3に拠出制のため労働参加へのインセンティヴを与え、とくに正規雇用への誘因が強い、などである。

第2は選別主義への回帰である。真にニーズのある者に給付を集中しようという考え方は80年代の供給側重視の経済学のスローガンであった。このような給付こそが、貧困解消という目標達成のために最も効率的な資源配分だというのである。このアプローチは低所得者に給付を限定することになるために、所得調査等による選別主義をとらざるをえない。選別をするには第1に所得調査のため情報コストがかかり、第2に選別によって多くの場合受給者にスティグマが付されるなど、戦後イギリスの社会保障政

策が慎重に回避してきた選択主義の悪夢が再び甦る。受給の申請率は低下し、しかも目標達成効率性が高ければ高いほどこれに比例して低下する。80年代の選別主義への回帰によってかえって貧困は沈潜し、深く重い問題になっていく。

第3は基礎保障所得の拡大である。この制度は、所得調査付きの所得保障制度とは違い普遍主義的なアプローチをとっており、選別による分離ではなく普遍化による連帶を目標にしているという点で社会保険と類似の特性をもっている。ところが次の2つの点で両者は基本的にその性格を異にする。第1に社会保険は拠出制であること、第2に社会保険は雇用（就業）形態と密接に関連していること、これである。雇用者か被雇用者か、雇用者であっても失業による稼得の中斷か疾病による稼得の中斷かどうかは、社会保険の給付決定においては核心になる点であるが、これとは全く無関係に一定の所得保障をする、というのがこの基礎保障所得制度である。このため、この制度には次のような利点がある。まず就業形態いかんが給付決定の要件にならないため、就業形態を審査するための行政コストが、大幅に節約される。第2に就業形態のいかんにかかわりなく適正な所得給付がなされるために、雇用されても低賃金のため見苦しくない生活水準を維持できない雇用者——これは伝統的な社会保険システムでは対応できない——に対しても適正な生活水準を保障できる。低賃金に対しては最低賃金制によって対応していかない限り現在の社会保険では問題処理は離しい。基礎保障所得制度は現行制度のこのような盲点をついたものである。これはまた、労働できないものと労働する意志のないものを区別することが困難であるが、これをあえて

実施しようとすればそのコスト—心理的コストも含めて一がきわめて大きい場合に、就業していない人にも適正な基礎的給付を行うことが可能になる。この保障政策が労働へのインセンティヴを低下させること、税負担が重くなり財源面からこれを維持することが困難になることなどが基礎保障所得制度の欠陥として指摘されている。この批判に対してアトキンソンは、すでに述べたような問題点のある社会保険と最低賃金制の結合したシステムをとるか、基礎保障所得をその代替案としてとるかの選択は、その機能の優劣よりはむしろ多分にその背後にある考え方の違いにかかっていると述べている。

VI アトキンソンの警告

イギリスにおける貧困の経済分析からはじまるアトキンソンの社会保障、すなわち社会保険と関連サービスに関する一連の研究は、近代経済学的アプローチを駆使したものであり、時代の先端をいく業績であることはいうまでもない。その核心をなしているのは、社会的平等への強い研究関心である。彼は処女作のなかで、「なぜある国は豊かであるのに、ある国は貧しいのか、また特定の国の中で、なぜある人は豊かで他の人は貧しいのか」という問題意識から貧困研究がはじまったと述懐しているが、そこに深刻な社会問題に立ち向かう若き研究者の、なみなみならぬ使命感をうかがうことができる。彼の論調を大胆にまとめてみると次の3点になると思われる。

① 競争幻想への批判

この点はとくに80年代以降のイギリス社会政策へのきびしい批判に示されている。すなわち選別主義的アプローチの強化による経済的効率

性は、結局のところ受給申請率の低下等にみられるように生活の安定性を損ない、新しい不平等をもたらしていると指摘する。効率化の副産物として生まれる連帶性の喪失に強い懸念を示している。

② 保険幻想への批判

社会保険において保険料と給付の等値制という意識が一般に強いが、このような私保険的幻想は制度政策への障害になるとして強く批判する。たとえば、年金保険において公私の内部収益率の比較から両者の優劣を論じ、社会保険への信頼性を低下させるようなやり方は、民活化推進策として不当である。社会保険は人口高齢化社会においてむしろ世代間の連帶に基づく再分配機構であることを重視すべきであるとする。

③ 社会保障と公共選択

社会保障政策が公共選択的アプローチを大幅にとり入れていくことを強調する。アトキンソンは、イギリスでの所得保障政策が、社会的厚生への十分な配慮もなしに政府の進める民活化政策に沿って推進され公的給付が削減されており、一方で選別主義的給付に傾斜していくと同時に、他方では社会保険部門、とくに年金部門の部分的民活一適用除外の拡大などへの拡大化が行われた。これは国民生活の安定性を大いに損なったと批判している。むしろ公共・選択的アプローチを活用し、社会的最適水準をこえて推し進められる傾向のある政府による過剰な

政策転換に強い反省を求めている。

A. B. Atkinson の主要業績

- [1] Atkinson, A. B., *Poverty in Britain and the Reform of Social Security*, Cambridge University Press, 1969
- [2] ———, On the Measurement of Inequality, *Journal of Economic Theory*, Vol. 2, 1970
- [3] ———, *The Tax Credit Scheme and the Redistribution of Income*, Institute for Fiscal Studies, 1973
- [4] ———, *Unequal Shares*, Penguin, 1974
- [5] ——— and Harrison, A. J., *The Distribution of Personal Wealth in Britain*, Cambridge University Press 1978
- [6] ——— (ed.), *Wealth, Income and Inequality*, Oxford, University Press, 1980
- [7] ——— and Stiglitz J. E., *Lectures on Public Economics*, McGraw-Hill, 1980
- [8] ———, *Social Justice and Public Policy*, Harvester Press, 1982
- [9] ———, Maynard A. K. and Trinder C. G., *Parents and Children*, Haineman, 1983
- [10] ———, *The Economics of Inequality*, Oxford University Press, 1983
- [11] ———, *Income Maintenance and Social Insurance* Auerbach A.J. and Feldstein M.S. (eds.) *Handbook of Public Economics*, Vol. 2, North Holland, 1986
- [12] ———, *Poverty and Social Security*, Harvester Press, 1987

(じぬし・しげよし 駿河大学教授)

ペーター・フローラ

(Peter Flora, 1944~)

——その福祉国家論——

毛 利 健 三

I ペーター・フローラの横顔

ペーター・フローラ (Peter Flora) の福祉国家論の特徴を紹介するのが本章の課題である。そこで本題に入るまえに彼のプロフィルを簡単に紹介しておこう。まず形式的な略歴からみると、彼は1944年にオーストリア、チロール地方の中心都市インスブルック (Innsbruck) で生まれている。国籍はオーストリア人である。1965~69年にテュービンゲン、ベルリン、コンスタンツの諸大学で社会学、政治学、歴史学、統計学を学び、1969~73年コンスタンツ大学助手、1973年社会学博士の学位を取得、1973~76年マンハイム大学助手、1976年教授資格取得、1976~79年ケルン大学社会学教授、1979~82年ヨーロッパ大学研究所教授 (フィレンチェ)、1982年以降、マンハイム大学社会学教授、ならびに、同大学付属「西ヨーロッパ資料文書館」館長、1989年以降、同年同大学に付設された「マンハイム・ヨーロッパ社会研究センター」(Manheimer Zentrum für Europäische Sozialforschung)所長、を歴任して現在に至っている。(最後の文書館長とセンター所長の職からは1993年3月末をもって解放された。)この間に彼が公刊した主要な編著書を一括して注記欄に掲げてお

くが、ここに一括した主要業績のほかにも彼の福祉国家論を理解するうえで大変役立つ好論文が少なくないこともあらかじめいい添えておきたい¹⁾。

さて、いま注記した著作目録を一瞥すれば分かるように、彼は実に膨大な労力を、ヨーロッパの近代化過程の社会統計資料の発掘、整備、彙纂といった地味だが、社会発展の研究、とくにその国際比較研究にとってもっとも基幹的な仕事に注いでいる。彼の業績の多くが雄弁に物語っているとおり、この点は特筆に値する彼の最大の学問的貢献である。しかし彼は、すぐ後に紹介するように、決して単なる資料編纂者にとどまってはいない。壮大な理論体系を構想するタイプではないが、経験的事実に密着しながらそれを整合的な理論的枠組のなかで説得的に提示する才能にも恵まれている。このことは彼の業績目録が示しているもう一つの特徴と関係があるものと思われる。すなわち、前掲の一連の業績は彼が共同研究の組織者・指導者として特筆すべき優れた資質を持っていることを証拠立てている。そこで、フローラの研究者としての特色を示すのに役立つかぎりで、このような事実の背景にもう少し立ち入ってみよう。そのことによって、彼のプロフィルはより一層鮮明な像を結ぶようになるであろう。

フローラ自身が語るところによると²⁾、「狂気の企画」(an enterprise of madness)と彼自身がのちに回顧しているプロジェクト、すなわち、「国民の発展の比較研究のためのデータ資源を蓄積」し、「歴史的データに関するこの事業を社会的諸指標の体系を構築しようとする試図に連結」しようとする企画とフローラとの出会いの場は、スタイン・ロッカン(Stein Rokkan)がイニシアティブをとった1971年のローザンヌ・ワークショップであった。このワークショップを組織したロッカンの上記の狙いは、起源的には近代国民国家形成過程の諸変数の相互作用を説明する一般的モデルの定式化を求める「近代化論」の隆盛を背景にもつものであった。しかし、周知のように、1970年代初頭以来の「近代化論」の権威失墜は社会発展の「一般的法則」の探求のためのデータ・ベースの構築という当初の計画の挫折を帰結した。同時に、むしろ、多様で多系統的な社会発展の比較研究のための経験的リサーチが以前にも増して重要度を高め、そのための組織的なデータ・ベースの建設が必要不可欠となつたのであった。こうした学界動向の変遷や再編が背後に横たわり、活動を制約したり、促進したりしたことは想像に難くない。しかし、ともかくも、「近代化数量分析プロジェクト」(Quantitative Analysis of Modernization Project : QUAM-Project)はその時々に応じて問題意識を変えながらも、さまざまな具体的成果を生み出していった。フローラの終始変わらぬ「グローバルな社会研究关心、ヨーロッパの歴史への熱中、マクロ社会学における体系的経験的アプローチの選好、これらをより広範な基礎とより長期的な時間のパースペクティヴのうえで新しく結合」しようとする学問的當為は長年にわたって続けられた。この努力の結晶

が「西ヨーロッパ・データ文書」(Western European Data Archive : WEDA)であり、その一部が編纂公刊されたものが上記の『ヨーロッパ歴史統計 国家・経済・社会 1815—1975年』(全2卷)である。われわれが今日利用できるこの歴史統計作成過程の難儀のほどは、「来し方をふりかえってみると、もう一度それをやりたいとは決して思わない、と自状せざるをえない」というフローラの述懐の言葉に要約されている。

以上のデータ・ベース戦線と並行して進められた理論戦線もロッカンのヨーロッパ政治発展理論に導かれていた。この理論の内容についてはフローラ自身が上記統計集の第1巻に解説しているのでそれに譲りたい。この場で一言しておくべき点はロッカンのヨーロッパ政治発展は以下の4つの局面から構成されていることである。すなわち、(1)厳密な意味における国家形成(state formation stricto sensu [sic]) (2)国民国家形成(nation-building) (3)政治的諸権利の制度化(大衆民主主義)(the institutionalization of political rights) (mass democracies) (4)社会的諸権利の制度化(福祉国家)(the institutionalization of social rights) (welfare states)，という4局面である。一見して明かなようにこの作業仮説は市民社会(市民権)の生成・発展を基礎として、あるいは、それと並行しつつ、発展する近現代国民国家の成長と変質を一貫して捉えようとするヨーロッパ産の政治発展論である。ロッカンは多くの著作を残して1979年に世を去ったが、彼自身は固有の福祉国家論ないし福祉国家発達史にまで説き及んでいない。それらの課題はフローラ以降の世代の研究者に残されたわけである。フローラおよびそのもとから輩出した研究者群は、大局的にはロ

ツカン・シェーマに棹さしながらも、社会変動論的、経済史的、世界経済論的、財政史的、等々の観点を導入し、補強しつつ研究を継承発展させていった。いずれも上述のデータ・ベースを当該シェーマの検証に動員しつつ、一国史の特殊性に無自覚なまま事実上普遍的主張を行う研究姿勢を退けて、クロス・ナショナルな、あるいは、世界史的に共時的な発展を視野に収めて、しかも、ヨーロッパ生まれの自由主義的法・政治的伝統という歴史的個性を強調する福祉国家研究の一群の成果がこうして開花したのである。ここで付言しておくが、フローラの研究は北・西欧の福祉国家発展を共通項でくる視点と同時に、北・西欧内部の社会発展にみられる歴史的・文化的な多様性と異質性を強調する視点の双方を不斷に堅持している。

すでに以上の概観によってフローラの福祉国家研究がすぐれて比較史的で総合的な、あるいは、学際的な性格を濃厚に指向するものであることが理解されたであろう。それと同時に彼らの研究が共同研究として組織されなければならなかった理由も容易に理解されたであろう。注1に掲げた業績の多くは共同研究なしにはありえなかつたことを物語っている。この文脈で、とりわけ特筆すべきは業績(4), (5), (6)である。さきにフローラが優れた共同研究の組織者であることを示唆したが、実際、これらの成果は彼の穏和な、率直で開けっぴろげな人柄と、学問的には柔軟で偏見から自由な態度をぬきにしてはありえなかつたであろう。まだ完結を見ていな『限界までの成長—第二次世界大戦以降の西ヨーロッパの福祉国家—』(全5巻)は、個性と独創性を何より重んじるヨーロッパの学界でおよそ考えうるぎりぎりの線まで比較検討すべき内容の統一を押し進めた一種の実験例を提示

している。つまり、この共同研究が取り上げるヨーロッパ12カ国の叙述にさいして節別構成を統一し、それぞれの節で取り扱うべき事項を定めている。このような試みはわが国においてもおそらく至難事であるに違いない。もちろん、このことは各国の分析が依拠すべきデータ・ベースの整備という不可欠の前提条件が満たされていたからこそ初めて可能となったといえるが、それはせいぜい必要条件にすぎず、けっして十分条件とはいえない。この実験を成功に導くためにフローラが払った想像を絶する努力と具体的作業についてもこの書物の彼自身の序文に譲るほかはない。彼はその中で、シシフォスの神話もほとんど慰めとならなかった、と当時の心境を吐露している。

II ペーター・フローラの福祉国家論

フローラの福祉国家論の全貌をもっともコンパクトな形で示す好論文として、「福祉国家の歴史と現下の諸問題」³⁾を取り上げてみよう。あらかじめ確認しておけば、彼の福祉国家論は福祉国家が過去1世紀にわたる発展を通じて西欧現代社会を構成する本質的で根幹的な制度的支柱として定着したという基本的認識を出発点としている。彼自身の言葉を引いておけば、「福祉国家はこの1世紀の発展の過程で、西欧社会の制度的枠組の不可欠の部分 (an integral part) と成っている。……福祉国家の諸制度は、したがって、われわれの社会の利害構造と規範構造との定着した要素として理解さるべきである。これらの諸制度に生じるいかなる根本的変化もその他の全ての中核的諸制度に深い影響をおよぼさずにはいないであろう」、と。実際、こんにち、福祉国家の諸制度は広範な市民層の広範な生活

領域に重大な影響をおよぼすことなしには変更できないほど市民生活と密接不可分な関係を取り組んでいる。このことは、たとえば、財政硬直を理由として強要される失業給付の支給額・支給期限の切り詰めや、医療保険の患者負担の増額や、年金の支給額・支給開始年齢の変更、さらには住宅政策の変更（住宅金融の金利ひとつをとっても）などが、私達の生活や生活設計に甚大な影響をおよぼすことを一考するだけで容易に理解されるであろう。しかもそれだけではない。今後急速に到来するといわれている高齢化社会を想定するとき、痴呆化防止や健康づくり計画と並んで高齢期の職業能力の開発や継続雇用機会の創出、生涯学習システムの創設などとともに、施設内外での介護サービス体制の整備など、緊急な課題が山積しており、これらが実現に向かう程度に応じて、市民生活のますます広範な領域がますます全生涯にわたって、福祉国家のあり方から甚大な影響を被るようになることが確実視されるのである。フローラが、すぐ後に見るように、福祉国家を「個人的諸権利を基礎とした個人のライフ・チャンス（生活機会）の分配と安定化を目指す公的介入」と見なすのは、成熟した現代福祉国家と今後の発展方向に関するかぎり大きな誇張を含んでいえるとはいえない。

さてフローラはこの論文において、10の基本的命題を提示して福祉国家の基本的規定、福祉国家発達史にかかる歴史的認識、および、いわゆる「福祉国家の危機」論とかかわる現状認識を明確にしようとしている。われわれがこの論文を選んで立ち入った紹介を試みるのも、これらの命題を追いかながらフローラの福祉国家論の全容に接近することができると考えるからである。

(1) 福祉国家の発達

「第1命題 西欧福祉国家の発展は、社会主義への道程における一通過点と理解さるべきではない。むしろ、それは、資本主義的市場経済、大衆民主主義的政治体制、および、福祉国家（capitalist market economy, democratic mass polity, and welfare state）からなる比較的整合的な三極構成の構造体の進化における補完の一極と解釈さるべきである」。

ここにはもっとも基本的な彼の福祉国家理解、すなわち、福祉国家を、第1に資本主義的福祉国家として、第2に、大衆民主主義的福祉国家として、把握する基本的立場が鮮明に示されている⁴⁾。この点はフローラの福祉国家論の重要な特徴を示しているので、もう一步突っ込んで確かめておこう。彼によれば、福祉国家と資本主義的市場経済と大衆民主主義とは三部構成の構造体である。福祉国家は資本主義的市場経済が産出する経済余剰に依拠している。したがって、福祉国家は、その構造と運動の両面において、資本主義的市場経済を規制している基礎的法則に拘束されざるをえない。この認識は、福祉国家を資本主義的市場経済に対する修正または矯正という側面に力点をおいて理解する多くの論者の見解をより客観的に相対化していることに周到に注意しておくべきであろう。もちろん、フローラといえども、福祉国家が非市場的給付（金銭・現物・サービス）を行うという点で市場諸力の作用を修正・補完する側面をもっていることを否定しているのではない。上述の論旨は、福祉国家の存在様式と運動形態が究極的には資本主義の構造と運動によって限定されざるをえない、という意味である。もっていえば、福祉国家が資本主義のあり方を修正しうる程度にはおのずから厳密な限界が存在す

る、という趣旨である。

つぎに第2に、西欧の福祉国家は大衆民主主義的政治体制——より一般的かつ歴史起源的には議会制民主主義——を基礎として成立している。したがって、福祉国家は、その制度も運営も、ともに、民主主義的に、政治的コンセンサスにもとづいて、維持・発展させられなければならない。「[資本主義的] 経済余剰と政治的コンセンサスを土台とし、資本主義と民主主義との諸制度の論理と機能によって制約されているので、西欧の福祉国家はまたそれらを安定化する効果と、こうして、資本主義と民主主義との一種の和解に貢献する効果を持っている」。この箇所で彼は資本主義国家の根本的システム問題を「蓄積と正統化」の矛盾の中に捉えるJ.オーコンナーの議論を念頭においている⁵⁾。しかしここでも注意を喚起しておけば、彼が福祉国家を「資本主義と民主主義との一種の和解」の形態（を目指すもの）と考える時、その意味は決して静態的に理解されてはならない。彼は、実際、福祉国家の膨張の歴史を、大部分、資本主義と民主主義とをそれぞれ代表する諸制度間の緊張から説明するのである（後述の第3・4両命題を参照）。以上の第1命題とかかわってこの段の最後に触れておくべきは、フローラの全議論が福祉国家の特殊に西欧的な起源と特質を明らかにするという文脈でなされている点である。いい換えれば、福祉国家一般というよりは、福祉国家の特殊西欧的パターンの解明として以上は論じられているのである。

「第2命題 西欧の福祉国家は本来的に膨張的である。福祉国家の主要な狙いは貧困の根絶や産業労働者階級の統合にあるのではなく、むしろ、全住民個人個人のライフ・チャンス（生活機会）の分配と安定に影響力を行使する点に

あると理解されるべきである。」

もちろんフローラも、福祉国家が歴史的発展の起点において、産業労働者階級の出現と結合していた事実を承認している。しかし資本主義的工業化の進展途上で福祉国家の対象領域はその歴史的起源における階級的特殊性を乗り越えて拡大してきたのである。しかも福祉国家の発展過程で生じたこの変質は福祉国家そのものの本性に由来するものとして把握されている。福祉国家の膨張はいわゆる「フローラ・インデックス」として知られる図1⁶⁾によって確認される。図1はいわゆる4大社会保険の普及と拡延の過程をその質（強制保険か任意保険か、など）と量（包括範囲（カヴァリッジ）など）の指数化の組み合わせによって数量的に表現したものである。もちろん福祉国家の給付対象者の拡大（特定階級ないし低所得者層から全市民へ）と福祉国家の課題圏の拡大（いわゆる4大社会保険に包括されている所得・医療保障からライフ・チャンスの再分配へ）は、この図が示す社会保険の拡大を量的・質的にはるかに越えている。しかし、この図が明示していることの1つは、ヨーロッパにおける福祉国家の膨張過程の驚くほどの連続性である。フローラはこのような福祉国家の膨張の背後に作用する政治的・社会的な要因を次のように洞察している。すなわち、(1)経済社会（生産・再生産システム）の資本主義化と複雑化（機能分化）によって市民の雇用関係における依存性（非自立性）のみならず、社会生活一般における相互依存性が強まること、(2)「社会保障利害」の普遍化と「ライフ・チャンスの分配をめぐる階級間・グループ間の衝突」の一般化を前提するとき、それらは「制度化された政治的竞争」を通じて福祉国家の膨張に帰結する、というのである。

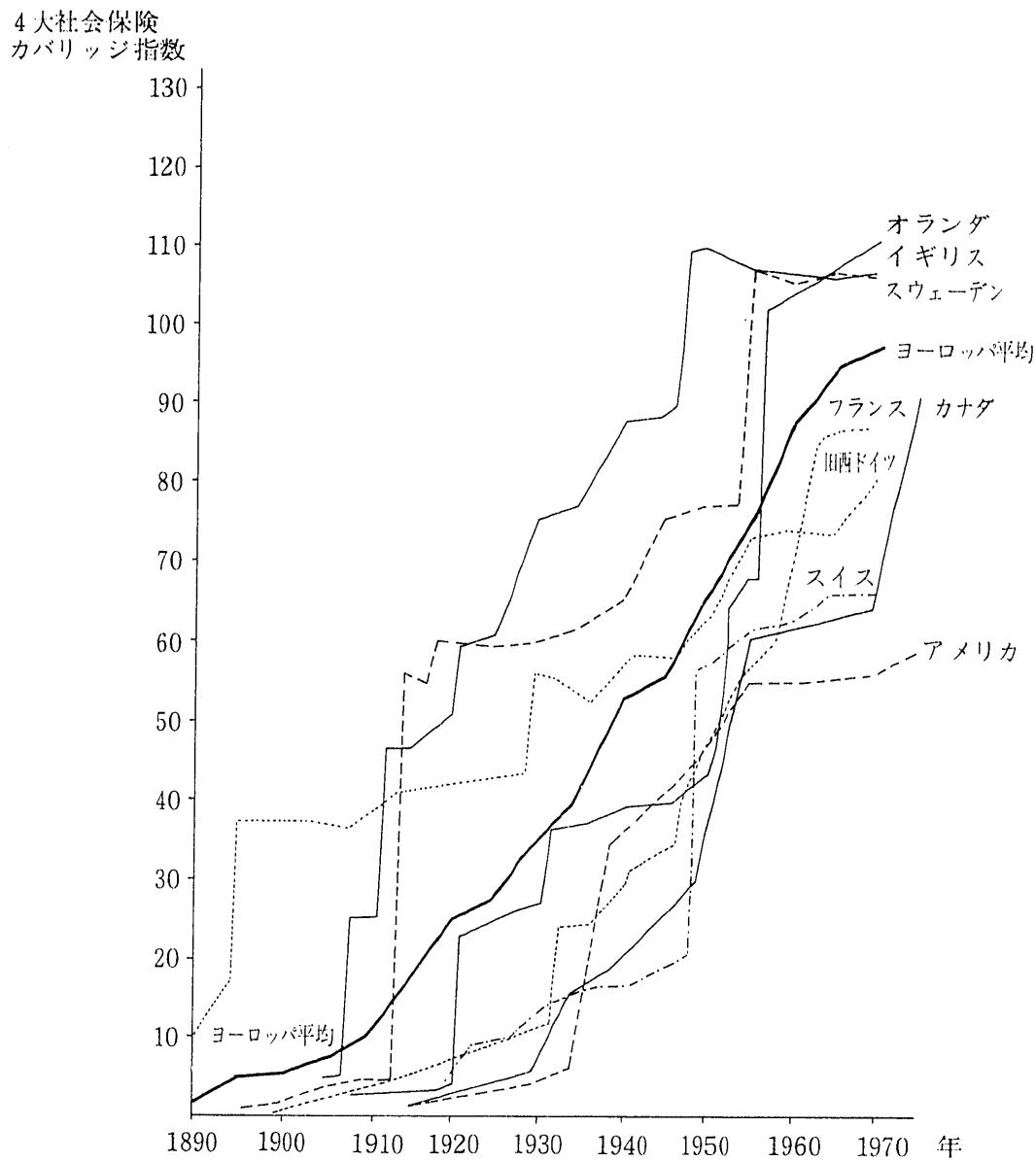


図1 ヨーロッパ諸国における社会保険のカバリッジの発展

Peter Flora and Arnold J. Heidenheimer, *The Development of Welfare States in Europe and America*, New Brunswick and London, p. 55; A. J. Heidenheimer, H. Heclo and C.T. Adams, *Comparative Public Policy. The Politics of Social Choice in America, Europe and Japan*, 3rd edn., New York, 1990, p. 348.

(注) 本図はフローラ・ハイデンハイマー作成の原表を国数の点で簡略化し、そこにはないアメリカとカナダをつけ加えたもの。

以上のフローラの福祉国家膨張理論は非常に重要だと思われるので、あえて別稿より論点を補足しておきたい⁷⁾。フローラの福祉国家膨張説には、相互補完的な二本の支柱がある。それは、資本主義的工業化とそれに伴う社会構造の

変化が、(1)一方で、市民生活上の新しい「不安定とニーズ」を生み出す反面、(2)他方では、これらの社会生活上の「不安定とニーズ」に対処する市民（個人）や家族や中間諸組織の能力を弱体化し、甚だしい場合には、家族や中間組織

そのものの存立基盤を掘り崩してきた、という社会発展の長期的トレンドであった。このような社会変動を視野に収めた地点から、これらの両面的事態に対応すべく福祉国家——あるいは国家福祉——の出番が増え、その活動領域も拡がらざるをえなかつたという認識が帰結した。先にみた「制度化された政治的競争」も、この点との関連でいえば、新しい福祉国家の発展そのものが種々さまざまな受益者集団、いいかえれば、新しい「福祉国家そのものの擁護者」それ自体を創り出すのであり、しかもこれらの受益者集団相互間で展開される競争が福祉国家の膨張を促進していくのである。すでに西欧諸国では公的年金受給者が有権者全体の1/4から1/3にも達しているという事実は以上の文脈において今後の発展を占ううえでも無視できない。

ではこのような福祉国家の発展は社会・経済・政治体制にどのようなインパクトを与えるであろうか。続く2つの命題はこの点を問うている。

「第3命題 福祉国家の社会構造に対するインパクトは両義的(ambivalent)である。それは、同時に、平等化傾向と身分保障的傾向とを有する」。

「第4命題 福祉国家の資本主義経済と民主主義的政治体制に対するインパクトは両義的(ambivalent)である。それは、同時に、安定化傾向と硬直化傾向とを有する」。

第3命題はわれわれに、T.H. マーシャルの諸説を想起させずにはいない。すなわち、マーシャルが福祉国家の「階級希釈的」(class-abating)な作用と、「階級育成的」(class-making)な作用とを指摘したことは注目さるべきである⁸⁾。福祉国家が所得保障・医療保障・教育保障などを通じて、「機会均等」の実質化に接近しよ

うと努め、所得再分配を通じて直接、生活水準の平等化に接近しようとしてきたことは、厳密な限界があるとしても厳粛な事実として認められるであろう。フローラはこの福祉国家の「平等化傾向」に関しては議論がありうるし、実際にあったことに周到に注意しつつ、しかし、重要なことは、むしろ、福祉国家の膨張それ自体がこの「平等化傾向」に対する限界を生み出し、「身分保障的傾向」を強化してきた点であると指摘する。その含蓄は単に「機会均等」の拡大が(競争の激化を通じて)「結果の不平等」を正当化するという「マーシャル・パラドックス」を指すだけではない。「市場所得の不平等な(だが相対的に連続的な)分配は(私有財産、正規の学校教育、および、職業的分化の基礎上に)、大衆民主主義的政治体制の多数決原則と結合して、膨張せる福祉国家の差別的で不平等な給付構造に反映されるであろう」というのである。彼は、具体的な例示として、ヨーロッパ諸国における年金プランの二方向からの発展経路が結局基本的に同一の構造に収斂してきた事實を挙げている。すなわち、一方ではイギリスのように、一律平等な国民年金制度とともに出発した国はその後、所得比例的補足年金制度を付け足し、他方で逆に、ドイツのように所得比例年金制度の伝統をもって出発したヨーロッパ大陸の国々はその後、ナショナル・ミニマム保障という普遍主義的要素を付け足していくといったという周知の発展過程がそれである。

第3命題が福祉国家の社会構造へのインパクトを扱ったのに対して、第4命題は経済と政治に対する影響を扱っている。経済に対する福祉国家の両義的インパクトは、一方で福祉国家の諸施策が「人的資本」の価値を高め、総需要の安定に寄与し、あるいは階級対立を弱めること

によって間接的にせよ資本主義的経済体制の正当性の維持と増進に役だったとすれば、他方では、消費と貯蓄ないし投資とのバランスを歪め、労働の流動性を減少し、生産の官僚制化をもたらし、こうして、福祉国家がその上に成立している経済余剰の生産過程（蓄積基盤）に有害な作用をおよぼす、などのよく議論される事柄が念頭に置かれている。これらの議論は、しかしながら、どこまで実証的に支持できるかはいまなお定かではない。今後に残された課題というべきである。

福祉国家の政治体制に対する影響も両義的である。すなわち、一方では、基本的社会権の制度化、社会保障の拡大、一定程度内における社会的不平等の縮小などは、明らかに政治の安定化に寄与するのに対して、他方で、福祉国家はさまざまの新しい「既得権」を生み出す傾向とともに、「既得権益」間の衝突を「利得」の上乗せによって解決（解消）しようとする行動様式（先述の膨張傾向）を持ちやすく、その結果、財政硬直を招いたり、世代間連帯にひびを入れたり、さまざまな形で国民的コンセンサスの維持・形成を困難に陥れる。

(2) 福祉国家の現状

以上に見た第1～第4命題がいいうならば西欧福祉国家の一般原論だとすれば、以下に見る諸命題はその現状分析である。

「第5命題 1970年代中葉以降の時期は（まだ）福祉国家の解体によって特徴づけられてはいず、むしろ、経済的抑制の時期における福祉国家のいっそうの発展を制限する試みによって、特徴づけられている。」

先述のようにこのフローラ論文は1985年に刊されているので、これは一種の予測という性

格を多分に帶びているが、その後の現実に見られた事実経過に照らしてみれば大過ない指摘といえよう。すなわち、社会的経費の絶対額と対GDP比、主要社会給付水準の絶対額と対平均所得比、その他の制度的改変などに眼を向けるかぎり、イギリスのようにかなり大きな制度的改革が行われたところをも含めて、また、運用面での経費節約のための細部的な支給条件の制限と劣悪化は枚挙に暇がないほどであるとはいえ、にもかかわらず第5命題は概して妥当するといえよう。この第5命題が本論冒頭でみたフローラの福祉国家定着論という基本的認識と深い関係をもつことはいうまでもなかろう。つまり、西欧福祉国家は現代社会体制の一環に定着しており、1980年代に見られたのは福祉国家の「歴史的後退」というよりも「成長パターン」の崩壊と主要諸制度の再調整であった。

それでは、こうした「成長パターン」の崩壊と福祉国家の再調整は何によってたらされたのであろうか。この間に答えるのが以下の諸命題である。それぞれの命題に向かう前に、フローラが現状分析にさいして提唱している「歴史的マクロ的状況配置の概念」(the concept of 'historical macro-constellation')について一言しておくべきであろう。以下に「歴史的マクロ的状況配置」(時に応じて「状況配置」を「状況複合」ないし「複合状況」ともいいかえた)という考えは、世界経済、国際システム、人口動態、などの相互に相対的自立性をもつマクロ的要因が運動する場における特殊な発展が、歴史的に同時発生ないし同時存在して歴史的に特殊に組み合わせられたマクロ的状況配置を現出し、この「状況複合」が福祉国家の発展と存在形態に影響をおよぼすという考え方である。

「第6命題 現下の（そして多分将来の）西欧

福祉国家の諸困難は、変化した歴史的マクロ的な状況配置にあるのであって、システム発展の『必然的』結果ではない」。

「第7命題 現下の（そして多分将来の）西欧福祉国家の諸困難は、階級対立の復活から生じているのではなく、この新たなマクロ的状況配置が生み出したシステム統合の諸問題から生じている」。

両命題があわせて主張していることは、現代福祉国家の困難は、福祉国家の発展の「必然的結果」でも、また、「社会的統合」の弛緩・解体の結果でもなく、「歴史的マクロ的複合状況」の変化がもたらした「システム統合」の不備・不調に由来しているという診断である。ここにいう「社会的統合」(social integration)と「システム統合」(system integration)の概念は正確に理解されなければならない。しかしここで立ち入った解説を加える紙幅がない。詳細は別箇所⁹⁾の参照を願って、いまは、つぎの点だけを指摘しておこう。すなわち、前者は歴史を構成している各種の主体（諸個人、グループ、階層、階級）の社会的行為の社会的調和と統御、および、この次元で引き起こされる諸矛盾や不調和（労働争議、政治運動、階級闘争、など）に関する場合に必要な問題概念であり、これに対して後者は客観的諸関係の調和と不調和の次元で発生しうる諸矛盾・諸問題（たとえば、各種市場、すなわち、財貨市場、労働市場、貨幣市場、資本市場、の内部および相互間における需給の不均衡や税収と財政支出の不均衡など）にかかる概念だとひとまず理解しておこう。いいかえれば、社会的危機概念を構成しようとする際、常識的にわれわれは主観的危機と客観的危機とを想定するが、「社会的統合」と「システム

統合」の両概念はそれぞれの局面に対応し、両者あいまってこの両面を統一的に捉えて、社会科学的に有効な危機概念を獲得しようとするものである。

フローラのこの面での概念構成に特徴があるとすれば次のようないべの指摘であろう。彼によれば、第1に、「社会的統合」の危機は一義的に「システム統合」の危機に由来するものではない、前者が後者を発生させ、あるいは、悪化させる場合もありうる。第2に、「利害衝突/仲裁」の問題と厳密な（デュルケム的用語法での「道徳的統合」のような）「社会的統合」の問題を明確に区別すべきである。第3に、「システム統合の一般問題」はマクロ的複合状況を構成している諸要素の調和に存在する。そして、第4に、「システム統合の核心」は政治的秩序に存在している、なぜなら、「システム崩壊」は国家の内的秩序と外部に対する独立の崩壊としてのみ把握できるからである。

ところで、上記の両命題で歴史的マクロ的複合状況の所産としての「システム統合」の困難として捉えられた現代福祉国家の困難は、もっとも具体的には、現代国家の財政危機に集約されると見るのがフローラである。次を見られたい。

「第8命題 西欧福祉国家の現下の諸問題は、公共財政の構造的不均衡を通じてもっとも明白に現れている。福祉国家の長引く『財政危機』がもっとも深刻な問題を呈している」。

この財政的危機に集約的表現を見いだすマクロ的状況配置は、世界経済不況（財政収入を減らすだけでなく、財政支出を増やす構造的適応問題と失業を生み出している）、東西・南北問題の緊急性、1960年代以降の社会的経費の膨張傾向の持続（新範疇の出費項目の増加、コストイ

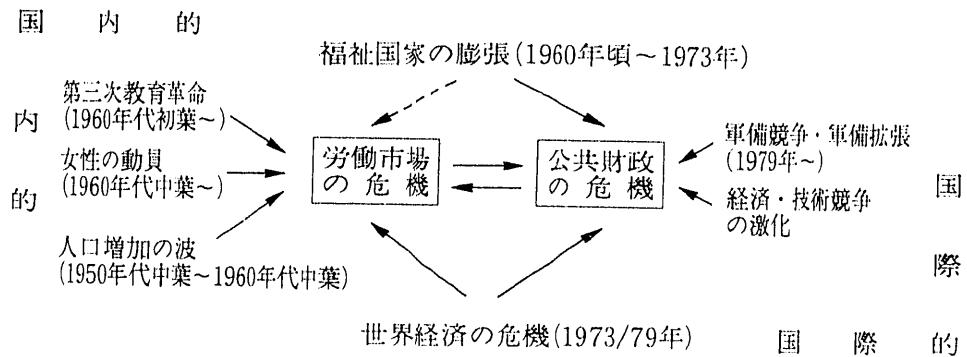


図2 歴史的・マクロ的状況の新配置

P. Flora, From Industrial to Postindustrial Welfare State? *op. cit.*, p. 152. 毛利訳, 前掲, 199ページ。

ンフレ、失業、高齢化などがその理由）、増税はすでに政治的・経済的限界に達していること、等々である。こうした認識は以下の最後の両テーマを導く。

「第9命題 公共財政の構造的不均衡は、西欧福祉国家が現下の歴史的マクロ状況配置のもとでは、おそらく『成長の限界』に到達てしまっていることを反映している。すなわち、この地点を越えると福祉国家は自分の土台、つまり、市場経済と大衆民主主義とを掘り崩してしまうであろう」。

「第10命題 少なくとも向こう10年間は、西欧福祉国家は、高等教育の拡張と人口動態的な高波が国家の財政問題と歴史的に偶然に重なったことによって創り出された『構造的流動性の閉塞状況』(a 'blocked structural mobility')という問題と直面することになるであろう」。

第9命題が含む「成長の限界」説は当面の歴史的マクロ的状況の複合を前提すれば、と断っているが、彼らの共同研究の表題ともなっているように¹⁰⁾、西欧現代福祉国家は「限界までの成長」を遂げたものと理解されているのである。最後の命題に触れてわれわれの考察を切り上げよう。現代西欧福祉国家が直面しているといふ

「構造的流動性の閉塞状況」とは何か。1960年代以降のヨーロッパでみられた「高等教育革命」は経済成長と国家活動の拡大を背景として労働市場における比較的高級な職種を生み出すとともにこの職種の需要・供給関係に一種の均衡をもたらしたが、成長の鈍化と停滞、長引く国家財政の不均衡は労働市場での均衡を崩壊させ「構造的」社会流動性を「閉塞状況」に陥れた。以上の動向に人口動態の高波がさらに重なった。すなわち1950年代後半から1960年代中葉にかけてヨーロッパではおしなべて出生率が高かったが、この時期の出生児が成年して——多くの者は高等教育を通過して——労働市場に押し寄せたのがちょうどこの時期であった。1960年代中葉以降の出生率の低下はこのミスマッチを幾分なりとも和らげる方向に作用したが、問題の解決にはほど遠かった。こうした構造的閉塞状況をフローラは別の論文では上図のように図解している（図2）。

III 小括—フローラの福祉国家論の特徴

以上に見てきたように、フローラの福祉国家

表1 福祉国家：分析と発展の視座

分析視座	分析単位	分析概念	発展の視座
世界論的	世界経済、国際システム	歴史的・マクロ的状況配置	世界経済の危機から a) 労働市場と公共財政の危機へ b) 政治的正統性の危機へ？
進化論的	理念型	発展の諸傾向と諸局面	工業社会から脱工業社会へ a) 家族と労働、性別間、世代間 b) 新中間階級
比較史的	国民国家	制度的遺産	福祉国家の型の相違を帰結する決定的に重要な二次元 a) 市民権と制度的多様性 b) 国家貫通（度）と公私間関係

P. Flora, From Industrial to Postindustrial Welfare State? *op. cit.*, p. 150. 毛利訳, 前掲, 196ページ。

論は三層の考察視点を具備している。すなわち、世界経済論的視座、社会変動論的視座、および、比較史的視座の3つである。彼はこれらの分析視座を表1のように表示している。重要なことは、これらの観点が相互排他的ではなく、相互補完的に駆使されていることである。フローラ自身の語によれば、「これらの視座は分析的視点に立って特徴づけられたものであるから、歴史的分析においては相互に代替的であるというよりもむしろ相互に補完的な視座である」ということになる。繰り返して確認しておくが、フローラの福祉国家論にみられる柔軟性は、世界政治経済の動向（種々さまざまなマクロ的状況の特殊歴史的な複合）、社会構造の長期的変動や発展傾向（高齢化、労働市場の女性化、新中間社会階層の成長）、等しく西欧福祉国家といっても国ごとにみられる重要な相違（所得保障の経費負担における国家、企業、雇用者の比重、教育・医療制度における国家と教会の役割分担、など総じて国家と社会（中間団体と個人）の関係にみられる国民的類型差を規定している歴史的伝統）に目配りをしつつ、いわば視点を重ね合わせて現実に接近するという独特な重層的考察に由来している。同時に、このような重層的

考察視点が異質なディシプリン相互間の対話を可能とするインターフェースを広げることになっている¹¹⁾。

フローラの福祉国家論の価値諸前提は明確である。西欧近代の自由主義的法・政治伝統が支配的な歴史環境のもとで育まれてきた社会民主主義的社会改良を「自由主義的福祉国家」(liberal welfare state) ないし「西欧的福祉国家」(the Western European Welfare State) と規定し、これを支持し、擁護する基本的立場を鮮明にしている。その反面で、ヨーロッパ統合と各国の福祉国家との今後に關するさいに明らかになるよう¹²⁾、彼は各国の自主性と多様性を重視し、国民的伝統の尊重を主張する一方、ヨーロッパ統合があまりにも性急に推進されることと、その結果生じうる集権的國際官僚制支配の弊害と危険性に強い警告を發するのである。加えて、彼の福祉国家に対する胸襟を開いた態度は、福祉の提供主体を国家に限定せず、市場や第三セクターやボランティアなどの役割を巧みに混ぜ合わせた福祉多元主義に理解を示し、あるいは、福祉国家が歴史的諸条件（「歴史的マクロ的状況配置」）とは不釣り合いな突出的発展をみせるような場合には、福祉国家の存立

基盤それ自体が危殆に瀕すると警告を発するとき、もっとも明らかになるのである。このような価値自由な姿勢をよく示している文献として、先述の最大の共同労作の書名が『限界までの成長』と題されていることのほかに、本稿では立入って触れる余裕がなかったけれども、福祉国家の両義性を「危機の解決策と危機の起源」との両方向への作用可能性という視点から見据えようとした長編の力作が検討に値しよう¹³⁾。

すでに与えられた紙幅を上回ったが、最後に一言すれば、フローラの業績のなかでもっとも高く評価されるのは、その福祉国家理解の示唆に富む柔軟かつ多元的アプローチとともに、それにもまして、国家・経済・社会の発展の基礎的データを網羅したヨーロッパ歴史統計を1815～1975年に関して各国間で比較可能な形で提供した仕事であろう。これだけでもフローラの学界に対する貢献は不滅のものとなった。

注

- 1) (1) *Modernisierungsforschung : Zur empirischen Analyse der gesellschaftlichen Entwicklung*, Opladen, 1974 ; (2) *Indikatoren der Modernisierung : Ein historisches Datenbuch*, Opladen, 1975 ; (3) *Quantitative Historical Sociology. Current Sociology*, Paris, 1977 ; (4) (eds.)With A. J. Heidenheimer, *The Development of Welfare States in Europe and America*, New Brunswick and London, 1980 ; (5) *State, Economy and Society in Western Europe 1815-1975. A Data Handbook*, 2 vols, Vol. 1: *The Growth of Mass Democracies and Welfare States* (with J. Alber, R. Eichenberg, J. Kohl, F. Kraus, W. Pfenning and K. Seeböhm), 1983 ; Vol. 2: *The Growth of Industrial Societies and Capitalist Economies* (with F. Kraus, and W. Pfenning), 1987, Frankfurt, London and Chicago(以下、本書をSESと略記する)；(6) (ed.) *Growth to Limits. The Western European Welfare States since World War II*, 5 Vols, Vol. 1, *Sweden Norway, Finland, Denmark*, 1986 ; Vol. 2, *Germany, United Kingdom, Ireland, Italy*, 1987 ; Vol. 4, *Appendix (Synopses, Bibliographies, Tables)*, 1987 ; Vol. 3, *Austria, Switzerland Netherlands, Belgium*, (forthcoming) ; Vol. 1, *Class Societies, Mass Democracies, Welfare State. The Unity and Diversity of Europe from the Nineteenth Century to the Second World War* (forthcoming). 以上のうち(5)は次の邦訳がある。竹岡敬温監訳『ヨーロッパ歴史統計国家・経済・社会 1815-1975年』上・下巻、原書店、1985, 1987年。
- 2) Flora et al., SES, Vol. 1, 'Preface'による。
- 3) P. Flora, On the History and Current Problems of the Welfare State, in S. N. Eisenstadt and Ora Ahimeir ed., *The Welfare State and its Aftermath*, London, 1985, pp. 11-30. なお、このフローラ論文に論及している土倉莞爾「福祉国家論研究おぼえがき」関西大学『法学論集』37巻5 / 6合併号、1988年3月, 77-94ページをも参照。
- 4) この点に関してもう1つの好論文、P. Flora, From Industrial to Postindustrial Welfare State? The Institute of Social Science (University of Tokyo), *The Advanced Industrial Societies in Disarray : What Are the Available Choices? Annals of The Institute of Social Science : Special Issue*, 1989(毛利健三訳「工業社会型福祉国家から脱工業社会型福祉国家へ?」『社会科学研究』41巻1号、1989年7月、193-215ページ)を挙げておこう。また、フローラの福祉国家論に言及した毛利健三『イギリス福祉国家の研究——社会保障発達の諸面期——』東京大学出版会、1990年、第1章、とくに16-18, 38-43ページをも参照願いたい。
- 5) J. O'Connor, *The Fiscal Crisis of the State*, New York, 1973. 池上 悅・横尾邦夫監訳『現代国家の財政危機』御茶の水書房、1980年。
- 6) 「フローラ・インデックス」とは、H. ヘクロ

- の命名による。A.J. Heidenheimer, H. Heclow and C. T. Adams, *Comparative Public Policy. The Politics of Social Choice in America, Europe and Japan*, 3rd edn., New York, 1990, chap. 10.
- 7) 前掲, 注4の論文を参照されたい。
- 8) T.H. Marshall, *Citizenship and Social Class*, in do., *Citizenship and Social Class and Other Essays*, Cambridge, 1950, pp. 1-85, および, 前掲, 拙著, 第1章, とくに43-63ページを参照。
- 9) たとえば以下を参照。J. Habermas, *Legitimationsprobleme im Spätkapitalismus*, Frankfurt a. M., 1973, chap. 1 (細谷貞雄訳『晚期資本主義における正統化の諸問題』岩波書店, 1979年); D. Lockwood, *Social Integration and System Integration*, G.K. Zollshan and W. Hirsch ed., *Explorations in Social Change*, London, 1964; 前掲拙著, 第1章, 35ページ, 注35。
- 10) P. Flora ed., *Growth to Limits. The Western European Welfare States since World War II*, 5 vols., 1986-.
- 11) フローラはハイデンハイマーとの共同執筆になる一論文では, 福祉国家への次の3つの接近方法を示し, その上でこれらの三視座が相互に補完的であることを主張している。
(1)「政治社会学」(political sociology) (A. ド・トクヴィル, M. ヴェーバー), (2)「政治経済学」(political economy) (K. マルクス), (3)「デュルケムの社会理論」。P. Flora and A. J. Heidenheimer, The Historical Core and Changing Boundaries of the Welfare State, in do. eds., *The Development of Welfare States in Europe and America*, op. cit., chap. 1.
- 12) P. Flora, The National Welfare States and European Integration, *Paper read at the seminar in the Institute of Social Science, University of Tokyo*, on February 24, 1992.
- 13) P. Flora, Solution or Source of Crisis? The Welfare State in Historical Perspective, in W.J. Mommsen ed., *The Emergence of the Welfare State in Britain and Germany 1850-1950*, London, 1981, pp. 343-389.

(もうり・けんぞう 東京大学教授)

海外社会保障関係文献目録

1993年4月～6月　社会保障研究所図書室受入分

社会保障・社会政策一般

単行本

Barr, Nicholas/Whynes, David ed.

Current issues in the economics of welfare
Hounds mills, Macmillan, 1993
xi, 257p 23 cm.

Brown, Joan C.

Policy vacuum : social security for the self-employed
York, Joseph Rowntree Foundation, 1992
218p 21 cm.

ISSA

Social security and its users : from red tape to information access
Geneva, ISSA, 1993
210p 24 cm.

Kleinhenz, Gerhard ed.

Sozialpolitik im vereinten Deutschland II
Berlin, Duncker & Humblot, 1992
172p 23 cm.

Matthewman, Jim

Tolley's social security and state benefits 1992-93

Croydon, Tolley, 1992
1v, 23 cm.

Palfrey, Colin et al.

Policy evaluation in the public sector : approaches and methods

Aldershot, Avebury, 1992

v, 176p 23 cm.

Skocpol, Theda

Protecting soldiers and mothers : the political origins of...

Cambridge, The Belknap Press of Harvard University Press, 1992
xxi, 714p 23 cm.

専門誌

Büser, Wolfgang

Alle Grenzwerte 1993 auf einen Blick. *Soz. Sicherheit* 42(1) Jan. 1993, p. 16-17.

Chassard, Yves/Quintin, Odile

Social protection in the European Community : towards a convergence of policies.
Internat. Soc. Sec. Rev. 45(1-2) 1992, p. 91-108.

Hoskins, Dalmer D.

Developments and trends in social security, 1990-1992. *Soc. Sec. Bull.* 55(4) Win. 1992, p. 36-42.

MacPherson, Stewart

Social seccurity in Hong Kong. *Soc. Poli. & Admin.* 27(1) Mar. 1993, p. 50-57.

社会保障

単行本

- Albritton, Frankie Palmer
Health care insurance reform in the United States
Lanham, University Press America, Inc.,
1993
ix, 97p 23 cm.
- Orloff, Ann Shola
Politics of pensions : a comparative analysis of Britain...
Madison, The University of Wisconsin Press, 1993
xii, 381p 23 cm.
- 専門誌**
- Blanchet, Didier/Kessler, Denis
Pension systems in transition economics : perspectives and choices ahead. *Pub. Finance* 47 Supplement 1992, p. 21-34.
- Cousins, Mel
Social security and atypical workers in Ireland. *Internat. Lab. Rev.* 131(6) 1992, p. 647-60.
- Disney, Richard/Whitehouse, Edward
Contracting out and lifetime redistribution in the UK State pension system. *Oxford Bull. of Econ. & Statist.* 55(1) Feb. 1993, p. 25-42.
- Jenkins, Glenn
Privatization and pension reform in transition economics. *Pub. Finance* 47 Supplement 1992, p. 141-51.
- Schmähle, Winfried
Transformation and integration of public pension schemes : lessons from the process of the German unification. *Pub. Finance* 47
- Su supplement 1992, p. 34-58.
- Usategui, José M.
Finite duration of unemployment insurance, reservation wages and participation in the job market. *J. of Pub. Econ.* 50(3) Mar. 1993, p. 407-28.
- 社会福祉**
- Aarts, Leo J.M.
Economic aspects of disability behavior
Amsterdam, North-Holland, 1992
xviii, 376p 23 cm.
- Bornat, Joanna et al. ed.
Community care : a reader
Hounds mills, Macmillan, 1993
xi, 346p 23 cm.
- Culpitt, Ian
Welfare and citizenship : beyond the crisis of the welfare
London, Sage Publications, 1992
x, 222p 23 cm.
- Driver, Felix
Power and pauperism : the workhouse system, 1834-1884
Cambridge, Cambridge University Press, 1993
xiii, 207p 23 cm.
- Nussbaum, Martha/Sen, Amartya ed.
Quality of life
Oxford, Clarendon Press, 1993
xi, 453p 23 cm.
- Swain, John et al. ed.

- Disabling barriers : enabling environments*
London, Sage Publications, 1993
xii, 307p 23 cm.
- Walmsley, Jan et al ed.
Health, welfare and practice : reflecting on roles and relationships
London, Sage Publications, 1993
xiv, 242p 23 cm.
- Weaver, Carolyn L. ed.
Disability and work : incentives, rights, and opportunities
Washington, D.C., The AEI Press, 1991
xi, 116p 23 cm.

専門誌

- Besharov, Douglas J./Fowler, Amy
The end of welfare as we know it?. *Pub. Interest* (111) Spr. 1993, p. 95-108.
- Billis, David
Planned change in voluntary and government social service agencies. *Admin. in Soc. Work* 16(3-4) 1993, p. 29-44.
- Borjas, George J./Trejo, Stephen J.
National origin and immigrant welfare recipiency. *J. of Pub. Econ.* 50(3) Mar. 1993, p. 325-44.
- Buccola, Steven T./Sukume, Chrispen
Social welfare of alternative controlled-price policies. *Rev. of Econ. & Statist.* 75(1) Feb. 1993, p. 86-96.
- Budd, John W.
Changing food prices and rural welfare : a nonparametric examination of the Côte d'Ivoire. *Econ. Develop. & Cult. Change* 41(3) Apr. 1993, p. 587-604.

- Figueira-McDonough, Josefina
Policy practice : the neglected side of social work intervention. *Soc. Work* 38(2) Mar. 1993, p. 179-89.
- Hoff, Marie D./Polack, Robert J.
Social dimensions of the environmental crisis : challenges for social work. *Soc. Work* 38(2) Mar. 1993, p. 204-11.
- Huff, Daniel D./Johnson, David A.
Phantom welfare: public relief for corporate America, *Soc. Work* 38(3) May 1993, p. 311-16.
- Kingson, Eric R./O'Grady-LeShane, Regina
The effects of caregiving on women's social security benefits. *Gerontologist* 33(2) Aut. 1993, p. 230-39.
- Mitchell, Deborah
Welfare states and welfare outcomes in the 1980s. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 45(1-2) 1992, p. 73-90.
- Peile, Colin
Determinism versus creativity: which way for social work?. *Soc. Work* 38(2) Mar. 1993, p. 127-35.
- Poulin, John E./Walter, Carolyn A.
Burnout in gerontological social work. *Soc. Work* 38(3) May. 1993, p. 305-11.
- Proctor, Enola K. et al.
Classification and correlates of ethical dilemmas in hospital social work. *Soc. Work* 38(2) Mar. 1993, p. 166-78.
- Redekop, James
Social welfare functions on parametric domains. *Soc. Choice and Welfare* 10(2) 1993, p. 127-48.

- Ribner, David S.
Crisis in the workplace: the role of the occupational social worker. *Soc. Work* 38(3) May 1993, p. 333-38.
- Salamon, Lester M.
The Marketization of welfare: changing nonprofit and for-profit roles in the American welfare state. *Soc. Ser. Rev.* 67(1) Mar. 1993, p. 16-39.
- Schmid, Hillel/Hasenfeld, Yeheskel
Organizational dilemmas in the provision of home-care services. *Soc. Ser. Rev.* 67(1) Mar. 1993, p. 40-54.
- Souflée, Federico
A metatheoretical framework for social work practice. *Soc. Work* 38(3) May 1993, p. 317-32.
- Simon-Rusinowitz, Lori/Hofland, Brian F.
Adopting a disability approach to home care services for older adults. *Gerontologist* 33(2) Apr. 1993, p. 159-67.

高齢者問題

単行本

- Atkinson, A.B./Rein, Martin
Age, work and social security
Houndsills, The Macmillan Press Ltd.,
1993
xxiii, 374p 23 cm.

- Azer, Adel & Afifi, Elham
Social support systems for the aged in Egypt
Tokyo, United Nations University Press,
1992

x, 145p 23 cm.

Baldwin, Norma et al.

Resident's rights : a strategy in action in homes for older

Aldershot, Avebury, 1993
vii, 215p 23 cm.

Day, Christine Lucile

What older Americans think, interest groups and aging policy

Princeton, Princeton University Press, 1990
ix, 164p 23 cm.

専門誌

Cohen, Marc A. et al.

New perspectives on the affordability of long-term care insurance and potential market size. *Gerontologist* 33(1) Feb. 1993, p. 105-113.

Schneider, Justine et al.

Elderly people with advanced cognitive impairment in England: resource use and costs. *Ageing & Soc.* 13(1) Mar. 1993, p. 27-50.

Zimmermann, Theo

Vorschläge zur Organisationsreform der Rentenversicherer. *Soz. Sicherheit* 42(2) Feb. 1993, p. 44-53.

保健・医療

単行本

- Doessel, D. P.
Economics of medical diagnosis : technological change and health expenditure

- Aldershot, Avebury, 1992
xvii, 166p 23 cm.
- Griffin, Charles C.
Health care in Asia: a comparative study of cost and financing
Washington, D.C., The World Bank, 1992
xv, 226p 23 cm.
- ISSA
Cost control for quality care: meeting the challenge of health system financing
Geneva, ISSA, 1992
218p 24 cm.
- Lambert, Denis-Clair
Coût mondial du sida : 1980-2000
Paris, CNRS Editions, 1992
356p 23 cm.
- Leichter, Howard M. ed.
Health policy reform in America: innovations from the states
New York, M.E.Sharpe Inc., 1992
xvi, 220p 23 cm.
- Mills, Anne/Lee, Kenneth ed.
Health economics research in developing countries
Oxford, Oxford University Press, 1993
xvii, 363p 23 cm.
- Moran, Michael
States, regulation and the medical profession
Buckingham, Open University Press, 1993
ix, 150p 23 cm.
- Scheffler, Richard M.
Advances in health economics and health services research v. 13
Greenwich, Jai Press Inc., 1992
xiii, 241p 23 cm.
- 専門誌**
- Cassel, Dieter
GKV-Organisationsreform-Anspruch und Wirklichkeit. *Soz. Sicherheit* 42(1) Jan. 1993, p. 18-24.
- Rosenbrock, Rolf
Zehn Thesen zum betrieblichen Gesundheitsschutz. *Soz. Sicherheit* 42(2) Feb. 1993, p. 38-40.
- 雇用と失業**
- O'Day, Rosemary
Mr. Charles booth's inquiry: life and labour of the people...
London, The Hambledon Press. 1993
viii, 246p 23 cm.
- 専門誌**
- Ermisch, John F./Wright Robert E.
Wage offers and full-time and part-time employment by British Women. *J. of Human Resources* 28(1) Win. 1993, p.111-33.
- Goux, Dominique/Maurin, Eric
La sécurité de l'emploi, une priorité croissante pour les diplômés. *Econ. et Statis.* 261 1993, p. 67-78.
- Haaparanta, Pertti/Puhakka, Mikko
Employment subsidies: the effects on employment and wages. *Pub. Finance* 47(2) 1992, p. 200-13.
- Kodras, Janet E./Padavic Irene

Economic restructuring and women's sectoral employment in the 1970s: a spatial investigation across 380 U.S. labor market areas. *Soc. Sci. Quart.* 74(1) Mar. 1993, p. 1-27.

Micklewright, John

Income support for the unemployed in Hungary. *Pub. Finance* 47 Supplement 1992 p. 1-20.

Runner, Diane

Changes in unemployment insurance legislation in 1992. *Mthly. Lab. Rev.* 116(1) Jan. 1993, p. 56-59.

Sarantis, Nicholas

Distribution, aggregate demand and unemployment in OECD countries. *Econ. J.* 103(417) Mar. 1993, p. 459-68.

Saunders, Norman C.

Employment effects of the rise and fall in defense spending. *Mthly. Lab. Rev.* 116(4) Apr. 1993, p. 3-10.

Schmitt, John/Wadsworth, Jonathan

Unemployment benefit levels and search activity. *Oxford Bull. of Econ. & Statist.* 55(1) Feb. 1993, p. 1-24.

Staber, Udo

Worker cooperatives and the business cycle: are cooperatives the answer to unemployment?. *Amer. J. of Econ. and Sociol.* 52(2) Apr. 1993, p. 129-43.

Stratton, Leslie S.

Racial differences in men's unemployment. *Indust. & Lab. Rel. Rev.* 46(3) Apr. 1993, p. 451-63.

Zwingmann, Bruno

Die Reformvorstellungen des DGB. *Soz. Sicherheit* 42(1) Jan. 1993, p. 7-16.

貧困問題

専門誌

Ahmad, Ehtisham

Poverty, inequality, and public policy in transition economics. *Pub. Finance* 47 Supplement 1992, p. 94-108.

Balisacan, Arsenio M.

Agricultural growth, landlessness, off-farm employment, and rural poverty in the Philippines. *Econ. Develop. & Cult. Change* 41(3) Apr. 1993, p. 533-62.

Campbell, Ronald

Fuel poverty and government response. *Soc. Poli. & Admin.* 27(1) Mar. 1993, p. 58-71.

Fields, Gary S.

Changing poverty and inequality in Latin America. *Pub. Finance* 47 Supplement 1992, p. 59-76.

Fisher, Gordon M.

The development and history of the poverty thresholds. *Soc. Sec. Bull.* 55(4) Win. 1992, p. 3-14.

Phipps, Shelley A.

Measuring poverty among Canadian households: sensitivity to choice of measure and scale. *J. of Human Resources* 28(1) Win. 1993, p. 162-84.

Renwick, Trudi J./Bergmann, Barbara R.

A budget-based definition of poverty, with

an application to single-parent families. *J. of Human Resources* 28(1) Win. 1993, p. 1-24.

Rodgers, Joan R./Rodgers, John L.
Chronic poverty in the United States. *J. of Human Resources* 28(1) Win. 1993, p. 25-54.

Slesnick, Daniel T.
Gaining ground: poverty in the postwar United States. *J. of Poli. Econ.* 101(1) Feb. 1993, p. 1-38.

家族問題

単行本

Cannan, Crescy
Changing families, changing welfare : family centres and the welfare state
New York, Harvester Wheatsheaf, 1992
xii, 180p 23 cm.

Pecora, Peter J. et al.
Child welfare challenge : policy, practice, and research
New York, Aldine de Gruyter, 1992
xvii, 526p 23 cm.

専門誌

Amato, Paul R.
Family structure, family process, and family ideology. *J. of Marriage & the Family* 55(1) Feb. 1993, p. 50-54.

Farrell, Michael P./Barnes, Grace M.
Family systems and social support : a test of the effects of cohesion and adaptability on the functioning of parents and adoles-

cents. *J. of Marriage & the Family* 55(1) Feb. 1993, p. 119-32.

Folk, Karen Fox/Beller, Andrea H.
Part-time work and child care choices for mothers of preschool children. *J. of Marriage & the Family* 55(1) Feb. 1993, p. 146-57.

Gaskins, Richard
Comprehensive reform in child welfare : the British children act 1989. *Soc. Ser. Rev.* 67(1) Mar. 1993, p. 1-15.

Meyer, Daniel R./Garasky, Steven
Custodial fathers: myths, realities, and child support policy. *J. of Marriage & the Family* 55(1) Feb. 1993, p. 73-90.

Schultz, Cynthia et al.
Caring for family caregivers in Australia : a model of psychoeducational support. *Ageing & Soc.* 13(1) Mar. 1993, p. 1-26.

Stanfield, Jacqueline B.
Family policy in America : a continuing controversy. *Rev. of Soc. Econ.* 50(4) Win. 1992, p. 420-31.

Wells, Kathleen/Whittington, Dale
Child and family functioning after intensive family preservation services. *Soc. Ser. Rev.* 67(1) Mar. 1993, p. 55-83.

住宅問題

単行本

Golant, Stephan M.
Housing America's elderly : many possibilities, few choices

Newbury Park, Sage Publication, 1992
xi, 354p 23 cm.

Lundqvist, Lennart J.

Dislodging the welfare state ?: housing and privatization...

Delft, Delft University Press, 1992
144p 23 cm.

専門誌

Massey, Douglas S./Kanaiaupuni, Shawn M.
Public housing and the concentration of poverty. *Soc. Sci. Quart.* 74(1) Mar. 1993,
p. 109-22.

統計類

単行本

Central Office of Information
Britain 1993 : an official handbook
London, HMSO, 1993
482p 25 cm.

Central Statistical Office

Annual abstract of statistics No. 129 1993 ed.
London, HMSO, 1993
ix, 352p 30 cm.

Central Statistical Office

Social trends # 23 1993 ed.
London, HMSO, 1993
207p 30 cm.

Japan Health and Welfare Min.

Annual report on health and welfare 1991-92
Tokyo, JICWELS, 1992

xvi, 410p 26 cm.

Rép. franç. Ministere de l'Economie...

Annuaire statistique de la France 1991 96e

Paris, INSEE, 1992

xxiv, 824, 37p 30 cm.

Rép. franç. M. des Affaires soc...

Annuaire des statistiques sanitaires et sociales 1991

Paris, SESI, 1991

278p 24 cm.

Sveriges officiella statistik

Statistisk årsbok 1993 (Statistical abstract of Sweden 1993)

Stockholm, Statistiska centralbyran, 1993
565p 25 cm.

UNESCO

Statistical yearbook 1992

Paris, UNESCO, 1992
1v 31 cm.

United Nations

National accounts statistics : main aggregates and detailed tables
New York, U.N., 1992
xxix, p. 1127-2141, 29 cm.

その他

単行本

National Institute for Research
Nira's world directory of think tanks 1993
Tokyo, National Institute of Nira Library,
1993
xii, 536p 26 cm.

編 集 後 記

『海外社会保障情報』冬・105号をお届けします。

本号では、「社会保障理論とその周辺：海外の研究者たち」と題する特集を掲載いたしました。これは、社会保障理論やその周辺の分野において、大きな理論的業績をあげている現代の海外研究者たちをとりあげ、その「人と業績」について論じたものです。当研究所においては、かつて『季刊社会保障研究』誌上で、同様の特集を行い、それは社会保障研究所編『社会保障の潮流—その人と業績』（社会保障選書1、全国社会福祉協議会、1977年）として出版されておりますが、今回はそれをモデルとしつつ、過去の巨匠たちではなく、現代の研究者を対象とした特集といたしました。前回特集分も合わせて、ご参照ください。

年の瀬を迎え、本号は、はや1993年、最終号となりました。来年も当誌編集に向けて努力してまいりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

皆様も、どうぞ良いお年をお迎えください。

(N)

編集委員長	宮澤 健一	(社会保障研究所長)	都 村 敦子	(日本社会事業大学教授)
編集委員	稻上 啓毅	(法政大学教授)	庭田範秋	(社会保障研究所監事)
	貝塚 啓明	(東京大学教授)	橋本宏子	(神奈川大学教授)
	郡司篤晃	(東京大学教授)	三浦文夫	(日本社会事業大学学長)
	小山路男	(社会保障研究所顧問)	宮島洋	(東京大学教授)
	地主重美	(駿河台大学教授)	堀勝洋	(社会保障研究所研究部長)
	袖井孝子	(お茶の水女子大学教授)	高木安雄	(社会保障研究所調査部長)
	武川正吾	(東京大学助教授)	小島晴洋	(社会保障研究所主任研究員)
田近栄治	(一橋大学教授)	西村万里子	(社会保障研究所研究員)	

海外社会保障情報 No.105

平成5年12月25日発行

定価1,340円(本体1,301円)
(送料240円)

編集・発行 社会保障研究所

〒107 東京都港区赤坂2丁目19番8号
(赤坂2丁目アネックスビル内)

電話 03(3589)1381

製作・発売 第一法規出版株式会社

〒107 東京都港区南青山2丁目11番17号

電話 03(3404)2251(大代表)

振替口座 東京 3-133197